

史跡能島城跡 保存活用計画



令和 2 (2020) 年 3 月

今治市教育委員会



能島城跡と宮ノ窪瀬戸



能島城跡



郭Ⅱ南の掘立柱建物跡



郭Ⅱ東の掘立柱建物跡



郭Ⅱ西の地鎮め遺構



郭Ⅲの礎石建物跡



岩礁ピットと海蝕テラス

序 文

今治市は、愛媛県の北東部、瀬戸内海のほぼ中央部にあり、世界有数の多島美を誇るその自然景観は、多くの人々を魅了しています。周辺海域は、古来より瀬戸内海の交通の要衝として知られており、かつて戦国時代には、村上海賊が活躍していました。

今治市宮窪町は、能島村上氏が本拠を置いたことで有名であり、町内には今でも海賊衆の遺跡が残っています。その代表的な本拠とされる能島城跡は、能島村上氏が拠点として瀬戸内海の覇権を狙った海城でした。島には現在でも郭跡や岩礁ピットなどの特徴的な遺構がよく残り、戦国覇者を目指した村上氏の夢の跡を辿ることができます。

能島城跡は、昭和13年に実施された鶴久森経峰氏の調査により、昭和28年に国史跡に指定されました。また、平成28年には、日本遺産「“日本最大の海賊”の本拠地：芸予諸島一よみがえる村上海賊“Murakami KAIZOKU”の記憶―」を代表する構成文化財に認定され、さらに平成29年には、日本城郭協会の「続日本100名城」にも選定されるなど、現在今治市のシンボルとして全国的にも注目を集めています。

今治市では、平成13年度より能島城跡の保存整備と利活用を目的とした「史跡能島城跡保存整備事業」を進めており、継続的な発掘調査や整備等を進めてまいりました。平成31年度には、これまでの発掘調査結果や近年進展した村上海賊関連の研究結果を踏まえた『史跡能島城跡 平成15～27年度整備に伴う調査総括報告書』を刊行しました。

しかし、近年、平成30年7月に襲った西日本豪雨や頻発する大型台風等によって、表土や斜面の流出が発生したり、波浪等による島周囲の岩礁の浸食が進んでいます。また、発掘調査により、島に植樹されたソメイヨシノによる遺構等への影響も確認されました。

こうした状況を踏まえ、今治市教育委員会では、能島城跡を我が国の「たから」として適切に保存・活用していくための指針となる『史跡能島城跡保存活用計画』を策定いたしました。今後、本計画に基づき、本史跡が持つ本質的価値を多くの方々に知っていただくとともに、皆様とともに末永く本史跡を保存継承していけるよう取組を進めてまいりたいと思います。

最後になりましたが、本計画の策定にご尽力賜りました「史跡能島城跡保存活用計画策定委員会」の委員の皆様にご心よりお礼申し上げます、本計画書刊行の御挨拶とさせていただきます。

令和2年3月

今治市教育委員会
教育長 田坂 敏

例 言

1. 本書は、愛媛県今治市宮窪町宮窪に所在する国指定史跡能島城跡の保存活用計画書である。
2. 本計画の策定にあたっては、今治市教育委員会が平成 31 年度の（史）能島城跡史跡等保存活用計画策定事業として補助金を受けて実施した。
3. 本計画の策定にあたっては、学識経験者、地元代表者等で構成した「史跡能島城跡保存活用計画策定委員会」で審議を行い、文化庁及び愛媛県教育委員会からの指導・助言を得た。
4. 今治市村上水軍博物館については、令和 2（2020）年 4 月 1 日から「今治市村上海賊ミュージアム」と名称を変更するが、本計画の発効日が同日であるため、本書では「今治市村上海賊ミュージアム」と呼称する。
5. 本書では、近年の研究成果に基づき「水軍」ではなく「海賊」という表現を用いている。その理由については、第 3 章第 3 節に記載している。
6. 本書の編集・執筆は、今治市教育委員会文化振興課及び宮窪地域教育課（今治市村上海賊ミュージアム）が事務局となり、その関連業務の一部を株式会社イビソクに委託した。

目次

巻頭図版

序文

例言

目次

第1章 保存活用計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革・経緯	1
第2節 計画の目的と計画対象範囲	2
(1) 計画の目的	2
(2) 計画の対象範囲	2
第3節 委員会の設置と経過	3
第4節 上位計画との関係	6
第5節 計画の実施	12

第2章 史跡を取り巻く環境

第1節 位置と概要	13
第2節 自然的環境	14
(1) 地勢	14
(2) 地質	14
(3) 気候	15
(4) 植生	16
第3節 歴史的環境	17
(1) 宮窪地域周辺の歴史	17
(2) 今治市の指定文化財	19
第4節 社会的環境	24
(1) 人口	24
(2) 産業	24
(3) 観光資源	24
(4) 交通アクセス	25
(5) 法規制の状況	26

第3章 史跡の概要

第1節 指定に至る経緯	27
(1) 指定前の調査	27
(2) 指定に至る経過	28
第2節 指定の状況	28

(1) 史跡指定の通知	28
(2) 指定の状況	30
第3節 指定後の調査・研究	32
(1) 歴史的背景	32
i) 文献にみる能島城	32
ii) 「海賊」について	34
(2) 縄張り	35
i) 地区名称	35
ii) 縄張り	35
iii) 自然の防備性	36
(3) 整備に伴う発掘調査の成果	37
i) 経過と調査概要	37
ii) 岩礁ピット・海蝕台（テラス）・南部平坦地の埋め立て	38
iii) 通路状遺構	39
iv) 郭の調査	39
v) 遺構・遺物からみた郭の利用形態	42
vi) 能島城の利用形態の変遷	45
vii) 地域伝承と発掘調査成果	48
(4) 水中遺跡としての評価	49
(5) 周辺の関連遺跡	49
第4節 これまでの災害状況と保存を脅かす原因の調査	50
(1) 被災の歴史	50
i) 昭和48（1973）年台風による南部平坦地石積の崩落	50
ii) 平成30（2018）年7月豪雨による斜面崩落	50
(2) 保存を脅かす要因	50
i) 概要	50
ii) 雨水等による斜面崩落	50
iii) 潮流・波浪・航跡波による海岸浸食	52
iv) 樹木による遺構の破壊及び景観阻害	53
第5節 これまでの整備	54

第4章 能島城跡の本質的価値と構成要素

第1節 能島城跡の本質的価値	57
第2節 構成要素の特定	59
(1) 計画対象範囲の要素	59
(2) 計画対象範囲外の要素	68

第5章 能島城跡の現状と課題

第1節 保存管理の現状と課題	71
----------------	----

(1) 史跡指定地内の構成要素における現状と課題	71
第2節 活用の現状と課題	76
(1) 史跡指定地内の構成要素における現状と課題	76
(2) 史跡指定地外の周辺環境を構成する要素における現状と課題	78
第3節 整備の現状と課題	80
第4節 運営・体制の現状と課題	83

第6章 大綱・基本方針

第1節 大綱	85
第2節 基本方針	85
(1) 保存管理の基本方針	85
(2) 活用の基本方針	85
(3) 整備の基本方針	86
(4) 運営・体制の基本方針	86

第7章 保存・保存管理

第1節 方向性	87
第2節 保存管理の方法	87
(1) モニタリング	87
(2) 応急措置	87
(3) 工事等の抜本的対策	87
(4) 指導・助言	88
第3節 地区別保存管理	88
第4節 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針及び取扱基準	89
(1) 規制の概要	89
(2) 法令に定められた現状変更等の取扱基準	89
(3) 史跡能島城跡における現状変更等の取扱基本方針	91
(4) 史跡能島城跡における現状変更等の取扱基準	91

第8章 活用

第1節 方向性	94
(1) 能島城跡（歴史文化）の体感	94
(2) 潮流（自然）の体感	94
(3) 陸地部からの体感	94
(4) 村上海賊ミュージアムでの体感	94
第2節 方法	94
(1) 能島城跡（歴史文化）を体感するための活用	94
(2) 潮流（自然）を体感するための活用	95
(3) 陸地部から体感するための活用	95

（４）村上海賊ミュージアムでの活用	95
（５）地域活性化、観光振興における活用	96

第9章 整備

第1節 方向性	97
（１）保存のための整備の方向性	97
（２）活用のための整備の方向性	97
第2節 方法	97
（１）保存のための整備の方法	97
（２）活用のための整備の方法	99
i) 能島の活用整備	99
ii) 鯛崎島の活用整備	100
iii) 指定地外の活用整備	100

第10章 運営・体制の整備

第1節 方向性	101
第2節 方法	101
（１）保存管理体制の整備	101
（２）市民参画の推進	101

第11章 施策の実施計画の策定・実施

第1節 施策の内容	103
第2節 施策の実施期間・実施計画	103
（１）施策の短期実施計画（2020年度～2024年度）	103
（２）施策の実施計画の総括	104

第12章 経過観察

第1節 方向性	105
第2節 方法	105

参考資料

日本遺産のストーリー

第1章 保存活用計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革・経緯

芸予諸島一帯は、古くから瀬戸内海交通の要衝であり、中世には海域の地理を熟知した海賊衆、村上海賊が活躍した地域である。今治市宮窪町に位置する史跡能島城跡(以下、「本史跡」という。)は、能島と鯛崎島の2島からなり、島全体を城郭化した全国的にも珍しい城跡である。本史跡は、村上海賊を代表する能島村上氏の拠点海城であり、昭和28(1953)年3月31日に国史跡の指定を受けた。その後、昭和33(1958)年に旧宮窪町(平成17(2005)年1月17日以降は今治市)が管理団体として指定され、昭和48(1973)年度には、愛媛県及び広島県の両教育委員会が村上海賊関連の調査を行い、その結果を踏まえて本史跡を含む今治市宮窪町の一部は、昭和48(1973)年6月17日に県の「能島水軍文化の里」に指定されている。さらに平成28(2016)年4月19日には日本遺産「“日本最大の海賊”の本拠地：芸予諸島一よみがえる村上海賊“Murakami KAIZOKU”の記憶」を代表する構成文化財に認定、同29(2017)年には日本城郭協会の「続日本100名城」にも選定され、今治市を代表する史跡として地元の人々に親しまれてきた。

旧宮窪町(平成17(2005)年、今治市に合併)は、平成4(1992)年度までに本史跡とその周辺の環境整備を国・県の支援を受けながら進めてきた。平成11(1999)年5月、一般国道317号(通称：西瀬戸自動車道(瀬戸内しまなみ海道))の開通により、同地域における村上海賊の歴史・文化が注目されるようになり、村上海賊を生かした地域づくりを目指し、平成12(2000)年度から村上海賊関連の遺跡や古文書類・甲冑などの文化財調査を行った。平成15(2003)年度には、本史跡の保存と活用を目的に史跡能島城跡調査・整備検討委員会及び文化庁文化財部記念物課(当時)・県教育委員会文化財保護課の指導・助言を受けながら、『史跡能島城跡保存活用基本構想』を策定した。その後、平成の大合併を経て旧宮窪町は今治市となり、今治市教育委員会は平成17(2005)年度に『史跡能島城跡保存活用基本計画』を策定した。

一方、県教育委員会では、平成12・13(2000・2001)年度の2ヶ年にわたり、多角的、体系的、広域的な視点から村上海賊の歴史を生かした文化財の活用方を検討するため、今治市及び越智郡の16市町村(当時)に総合的な学術調査である「しまなみ水軍浪漫のみち文化財調査」を実施し、多くの成果を挙げている。本史跡においては今治市教育委員会(平成17年1月の市町村合併前は旧宮窪町教育委員会)により、平成15(2003)年度から海岸部分、平成17(2005)年度から平成27(2015)年度まで陸上部分の継続した発掘調査が行われ、各郭の機能や性格、城内通路の存在や構造まで確認するなどの成果を挙げた。

しかし、本史跡の現状は、近年の自然環境の変化や大型船舶の航行に伴う、岩礁部の浸食や法面崩落が深刻となっているだけでなく、昭和5(1930)年頃から断続的に植樹されてきたサクラ(ソメイヨシノ)の根による遺構の破壊も深刻であることが、発掘調査によって明らかとなった。

また平成30(2018)年7月豪雨では、郭を含む法面が数多く崩落したことを受け、さらなる被害を防ぐため雨水排水機能の整備が急務となった。

この現状を受けて、本史跡を適切に保存管理し、効果的な整備活用を図っていくため、既存の構想及び計画内容と近年の本史跡の状況を踏まえた『史跡能島城跡保存活用計画』(以下、「本計画」という。)を策定する。

第2節 計画の目的と計画対象範囲

(1) 計画の目的

本史跡は、類まれな小島全体を城郭とした特殊な構造の城跡であり、全国的にもその歴史的価値が高い。しかし、近年の自然環境や経済環境の大きな変化に伴い、波浪による岩礁の崩落や浸食、大雨による法面の崩壊など、本史跡の本質的価値を損なう事象が加速している。

本史跡を永く良好な状態で保存継承し、多くの人が学び、触れ合うことのできる場となるよう、本質的価値の保存をするための整備をした上で、活用していくための基本的な方針を定める必要がある。

本計画は、本史跡の本質的な価値を明確にした上で、より効果的な保存、整備、活用の実現を目指すための基本方針を定めることを目的とする。

(2) 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、史跡能島城跡として指定された能島及び鯛崎島の両島と、激しい潮流が渦巻くその隣接海域の範囲とする。さらに本史跡の出土遺物を保管し、調査研究、保存活用の拠点の施設である「今治市村上海賊ミュージアム（以下、村上海賊ミュージアムという。）」についても、史跡の理解に有効な諸要素として本計画の範囲として含むこととする。



図1：計画対象範囲図

しかし、能島城のみで海賊衆能島村上氏における本拠地のあり方を語ることはできない。対岸の宮窪地域においても中世の城下町的な地名が多く残されているように、対岸と海城が一体となってそれを構成していたと考えられる。その中でも能島に水を供給したとされる「水場跡」や、本史跡と同時期の地下遺構の存在が確認されている「宮窪城跡（さんの遺跡）」、「幸賀屋敷跡」、中世石造物が存在する「旧証明寺跡」は極めて重要な遺跡である。また、最近の研究により、能島村上氏の流通拠点として位置づけられる「見近島（城跡）」や、能島城に顕著な岩礁ピットと同じ構造の繫船石が海底から引き揚げられた「古波止遺跡」なども、能島村上氏関連の遺跡として重要である。さらに、本史跡のビューポイントとして建設された「カレイ山展望公園（展望台）」、本史跡を周遊する船の発着場である施設「能島水軍」については、本計画の対象範囲外ではあるが、「史跡との関連が想定される要素」や「史跡の活用に資する要素」として、本計画内に整理する。

第3節 委員会の設置と経過

本計画策定にあたって今治市教育委員会は、能島城跡保存活用計画策定委員会設置要綱に基づき、学識経験者等からなる「史跡能島城跡保存活用計画策定委員会」（以下、「委員会」という。）を設置した。なお、本計画策定にあたっては、文化庁及び愛媛県教育委員会文化財保護課に指導・助言を得た。委員会の構成、審議経過は次頁のとおりである。

史跡能島城跡保存活用計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 国指定史跡「能島城跡」の適正な保存並びに将来的な活用を効果的に推進するため、「史跡能島城跡保存活用計画策定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 史跡能島城跡保存活用計画策定のための、適正な保存方法並びに将来的な活用方法等に関し、教育委員会に提言を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、史跡能島城跡保存活用計画策定に関し、教育委員会に必要な提言を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、考古学、文献史学、地域史学に加え、史跡の活用を推進するため、観光振興、地域振興などに関し高い見識を有する者から、教育委員会が委員として依頼し、組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、依頼をした日から令和2年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、最初の会議は教育長が招集する。

(指導助言)

第7条 委員会は、所掌事務の遂行に必要な場合は、愛媛県教育委員会の指導助言を得るものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、今治市村上水軍博物館において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

委員会名簿

役職	氏名	専門分野	所属
委員長	下條 信行	史跡整備（考古学）	愛媛大学 名誉教授
副委員長	村上 安直	地元代表	元NPO法人能島の里 代表 元大島石協同組合 組合長
委員	江崎 次夫	森林環境学	愛媛大学 名誉教授
	三浦 正幸	建築	広島大学 名誉教授
	畑田 佳男	海洋工学	愛媛大学大学院理工学研究科 講師
	村上 恭通	地域資源マネジメント （考古学）	愛媛大学 社会共創学部 教授 アジア古代産業考古学研究センター長
	柴田 圭子	考古学	公益財団法人 愛媛県埋蔵文化財センター調査課長
	山内 譲	中世史、日本遺産	今治市文化財保護審議会委員 村上海賊魅力発信推進協議会 会長
	井口 梓	地域資源マネジメント （観光文化論）	愛媛大学 社会共創学部 准教授
	田邊 正憲	学校教育関係	今治市立宮窪小学校 校長
	矢野 壹紀	社会教育関係	今治市宮窪公民館運営審議会 会長
オブザーバー	野木 雄大	文化庁文化財第二課 文部科学技官	
	日和佐 宣正	愛媛県教育委員会文化財保護課 主幹	
	西村 暢人	愛媛県教育委員会文化財保護課 教育専門員	
事務局	今治市教育委員会文化振興課、同宮窪地域教育課（村上海賊ミュージアム）		
コンサルタント	株式会社イビソク		

委員会の経過

	日程	協議内容	場所
第1回委員会	令和元（2019）年 12月25日 14：00～	委員長・副委員長の選出 本計画の内容についての審議 今後のスケジュール確認	村上海賊 ミュージアム 講座室
第2回委員会	令和2（2020）年 1月20日 13：30～	本計画の内容についての審議 今後のスケジュール確認	
第3回委員会	令和2（2020）年 2月25日 13：30～	本計画の内容についての審議 本計画の最終確認	

第4節 上位計画との関係

本計画は、本史跡を適切に保存活用していくための計画であり、今治市の最上位計画である『第2次今治市総合計画（基本計画、実施計画）』、及び教育行政の大綱となる『今治市教育振興に関する大綱』に則すとともに、関連計画との調整、整合、連携を図りながら策定する。

本計画に関する上位・関連計画は次のとおりである。

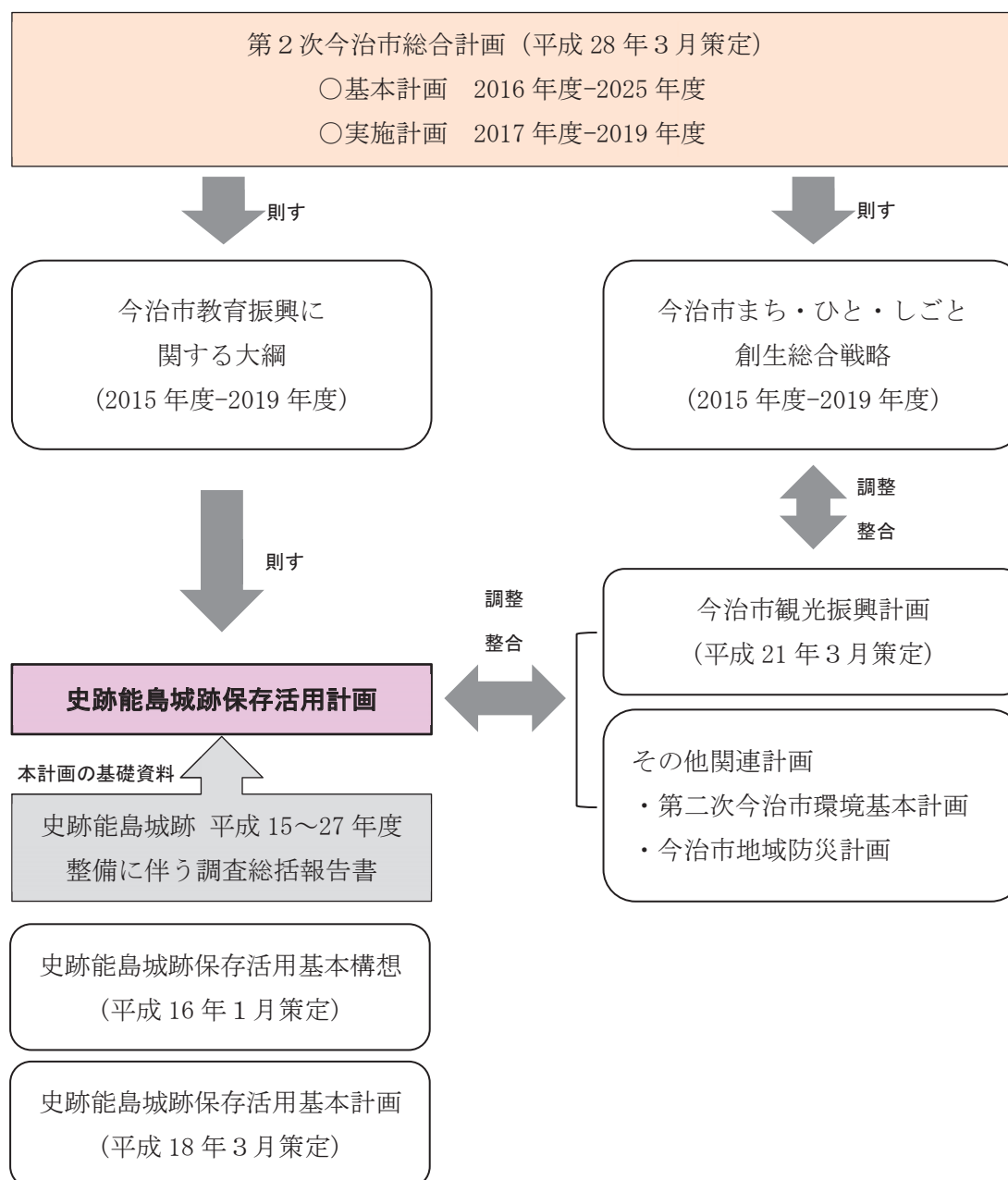


図2：本計画と他関連計画との関係

【第2次今治市総合計画 2016-2025】平成28（2016）年3月策定

『第2次今治市総合計画』は、今治市の最上位計画で、中長期にわたる市政運営の基本的な指針を示したものである。今治市の現状と課題を踏まえ、今後の進むべき方向を明確に示すとともに目指すべき将来像の実現に向けた取り組みを示している。将来像の実現に向けて、3つの施策の展開方向から、まちづくりの大綱を定め、それぞれについて主な施策を掲げている。このうち本史跡に関連するものは、以下のとおりである。

今治市の将来像	ずっと住み続けたい“ここちいい(心地好い)”まち いまばり あの橋を渡って 世界へ 未来へ
施策の展開方向	『「心」を育む』
施策の大綱	豊かな心と生きる力を育むまちづくり
施策の方向	豊かな心と地域の元気を育む基盤づくり
現状と課題	過疎化や高齢化などにより、有形無形を問わず文化財の保存・継承が困難になりつつあります。こうした文化財の保存・継承が適切に行われ、次世代に残すことが必要となっています。あわせて、文化財を保存するだけでなく、市民共有の財産である文化財がもっと身近なものとして理解されるように、情報発信や活用を図り、こうした活動に取り組む人材を育成していくことが必要となっています。

取組	主な内容
文化財の保存・活用	<ul style="list-style-type: none"> ■文化財を適切に調査、保護、活用していくため、文化財の保存や史跡などの整備、人材確保などに努めます。 ■貴重な収蔵品や文化財の管理、公開のため、老朽化した美術館や博物館などの修繕、建替えを検討します。 ■今治城などの文化施設の展示について、ニーズに合ったものへと改善を図ります。 ■埋蔵文化財の調査により、市内の埋蔵文化財包蔵地の状況把握を行うとともに、史跡や天然記念物、民俗文化財などの保護に努めます。 ■国史跡の能島城跡を始めとした保存整備活用事業を円滑に進め、村上水軍博物館と連携し、水軍文化の保存・活用を図ります。 ■美術館や博物館などの収蔵品を一元的に管理できるシステムの構築について検討します。 ■市内に埋もれつつある近代化遺産について、観光資源となる可能性を模索するとともに、文化遺産としての価値を高めるため、登録文化財制度による登録などについて検討を進めます。 ■市内に残されている貴重な文化財の保存・活用を図り、市の歴史的発展や文化などについて明らかにし、後世に伝える活動に取り組む団体や人材の育成を支援します。

【今治市ひと・まち・しごと創生総合戦略】平成30（2018）年12月改定

『今治市ひと・まち・しごと創生総合戦略』は、『第2次今治市総合計画』で示した将来像を実現するため、4つの基本目標を定め、それぞれの基本目標ごとに具体的施策や取組を地方創生のリーディングプロジェクトとして取りまとめている。

また、数値目標やKPI（重要業績評価指標）を設定し、各年度での実施結果を踏まえ、総合的な点検評価を行いながら見直し・改定を行っている。

本史跡に関する内容は以下のとおりである。

重要業績評価指数（KPI）：日本遺産「村上海賊」に関連する体験型観光施設への入込客数 64,376人（2016年） → 68,500人（2019年）

基本目標	3. だれもが訪れたいと感じる魅力あふれるふるさとを創る
基本的方向	いまばりへ新しいひとの流れを創る
	国土交通省が認定した広域観光周遊ルート「せとうち・海の道」、「スピリチュアルな島～四国遍路～」や文化庁が認定した日本遺産『『四国遍路』～回遊型巡礼路と独自の遍路文化～』、「“日本最大の海賊”の本拠地：芸予諸島ーよみがえる村上海賊“Murakami KAIZOKU”の記憶ー」を活かした広域観光周遊ルートを形成することによって、国内外からの幅広い誘客を促進し、地域経済の活性化を図る取組を推進する。
具体的施策	広域観光周遊ルートの形成
	国土交通省が認定した広域観光周遊ルート「せとうち・海の道」、「スピリチュアルな島～四国遍路～」や文化庁が認定した日本遺産『『四国遍路』～回遊型巡礼路と独自の遍路文化～』、「“日本最大の海賊”の本拠地：芸予諸島ーよみがえる村上海賊“Murakami KAIZOKU”の記憶ー」を活かし、核となる観光拠点の整備や観光資源のブラッシュアップ、旅行商品づくりの支援、地域観光の担い手の育成、外国人誘客、広域観光を推進する組織の機能強化などに取り組む。
具体的事業	歴史・文化活用地域活性化事業
	村上水軍博物館の常設展示・企画展リニューアル事業など、各施設の展示の充実や魅力アップを図るとともに、市内に点在する文化財や美術館、歴史的建造物などの資源をつなぐ仕組みづくりや情報発信を行い、域内における周遊を創出する。また、日本遺産「村上海賊」を活用した観光商品造成を支援する。加えて、日本遺産「村上海賊」を最大限活用した「日本遺産サミット in 今治」を2020年に開催するとともに、「村上海賊」を軸とした新たな観光商品の開発等、観光入込客数の拡大に向けた各種取組を推進する。

【今治市観光振興計画】平成21（2009）年3月策定

『今治市観光振興計画』は、本地域の観光振興を図るため、その共通の目標や行動指針となるべき計画を定めたものである。『今治市観光振興計画』では、観光の視点からみた市民と行政の共通の目標となる将来の観光都市像を定めた上で、観光振興ビジョンとして5つの目指すべき姿を示し、それぞれの基本方針をまとめている。また、その実施計画として、基本方針を再整理して計画の3本柱に構成し直し、それぞれの計画プランと提案施策を取りまとめている。このうち本史跡に関連するものは、以下のとおりである。

キーワード	「体験、学習、交流」観光のまちづくり
目標	<ul style="list-style-type: none"> ■豊かな自然や地域に息づく文化を活かした今治のブランド力の強化を行い、情報を発信し、集客力を高めます。 ■訪れる人々をおもてなしの心でお迎えします。 ■近隣地域とのビジネス、生活、文化、観光交流の流れをつくり、育てます。
計画の柱	観光の魅力づくり

計画プラン9	新たな体験観光の推進
提案施策（23）	史跡・文化施設の再生、観光利用の検討
内容	<p>①他事業との連携</p> <p>「能島城跡整備事業」や「芸予要塞跡」、史跡整備や自然環境を活かした事業との整合、連携を図り、また、本市出身の世界的な建築家丹下健三氏の作品や隈研吾氏設計の作品も重要な資源として観光振興に活かす取り組みを進めます。</p>

計画プラン12	環境保全・向上の推進
提案施策（33）	史跡能島の整備・保全
内容	<p>①保全推進の仕組みづくり</p> <p>能島城跡整備計画や多くの史跡保全計画を基に、各種100選にも選ばれている資源を保全する仕組みを検討します。</p> <p>②既存事業との連携</p> <p>各種整備や保全事業との連携を図り、史跡資源を有効に活用します。</p>

【第二次今治市環境基本計画】平成31（2019）年3月策定

『第二次今治市環境基本計画』は、地球温暖化対策として今日まで取り組んできた「今治市環境配慮推進計画」を内包し、「第2次今治市総合計画」における今治市の将来像である「ずっと住み続けたい“ここちいい（心地好い）”まち いまばり あの橋を渡って 世界へ 未来へ」を実現するため、環境に関する取り組みを総合的かつ計画的に進めるものとなっている。

『第二次今治市環境基本計画』において本史跡に関する内容は具体的に記載されていないが、日本遺産の認定概要の紹介がなされている。なお、文化財に関する施策の内容が示されているため、以下に記す。

今治市が目指す 将来の環境像	水と緑に包まれ みんなで環境を想い、保全と継承に取り組むまち 今治市
基本目標	3. 安全・安心な社会の形成～安全・安心で快適に暮らせるまちづくり～
取り組むべき 主な課題	各地域が協力の下、貴重な歴史を次世代に伝え、文化財の保存や史跡等の整備に努めるとともに、近代化遺産の観光資源としての活用や、市民共有の財産である文化財の情報発信活動に取り組む人材育成等を行っていく必要があります。
施策	3-3. 美しいまちづくりの推進
施策の内容	<p>②文化財や伝統文化の保存・活用・継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆長い歴史の過程において地域で培われてきた個性を守り育てるとともに、未来へとつないでいくため、「指定文化財保存事業費補助金」等を活用した整備や文化財マップの作成等による情報発信、「今治市郷土芸能団体」等の伝統的な祭りや行事の保存及び継承を推進します。 ◆埋蔵文化財等の保全に向けた各種調査を継続して実施し、状況把握に努めることで、文化財の保護に努めます。 ◆近代化遺産の観光資源化を模索し、「登録文化財制度」による登録の検討を進めることで、文化遺産としての価値を高め、今治市の歴史・文化の歩みを明らかにするとともに、後世に伝えていきます。 ◆「妙見山古墳」や「阿方貝塚」の保全活動等を今後も継続して実施し、今治市内各地に残されている貴重な文化財の保存・活用を図るとともに、文化財保護活動に取り組む市民団体や人材の育成を支援します。 ◆文化施設に関する情報発信や各施設間の連携強化、歴史や文化財に関する刊行物の販売、発掘調査報告書の刊行など、地域の歴史的・文化的資産の存在に関する積極的な情報発信を実施し、「エコツーリズム」等との連携を図ることで、地域内外の交流をより一層促進します。

【今治市地域防災計画-地震・津波災害対策編-】【今治市地域防災計画-風水害等対策編-】

平成31(2019)年3月修正

『今治市地域防災計画』は、「地震・津波災害対策編」、「風水害等対策編」及び「資料編」の3編で構成される。このうち文化財の応急処置についても記載されている。なお、文化財に関する記述は、「地震・津波災害対策編」及び「風水害等対策編」とも同様の内容である。

社会教育を通じた啓発	啓発の方法	
	各種講座、学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。また、文化財を地震・津波災害から守り、後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等の諸活動を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。	
応急教育活動	基本的な考え方	
	災害時において、学校施設の被災及び児童生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合、応急教育の体制を早期に確立し、教育の早期再開に対応する。	
	実施担当	実施内容
	避難所班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・ 応急教育に関すること。 ・ 学用品及び教科書の調達配分に関すること。 ・ 学校給食保全及び学校保健衛生に関すること。 ・ 学校施設等の避難所開設及び運営の協力に関すること。 ・ 文化財の被害調査及び応急復旧に関すること。
	文化財の応急処置	
	<p>文化財に関する災害予防については、それぞれの文化財の所有者、管理責任者又は管理団体が次に示す事項について定めるものとし、市は、文化財の日常の維持管理、適切な保存修理、周辺の環境整備等について指導する。</p> <p>ア 災害発生時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立 イ 安全性の確保された他の施設等への文化財の搬出と復旧のための支援体制の整備 ウ 文化財等の部分的、応急的な補修の実施 エ 文化財等の補強工事の実施</p> <p>文化財が被災した場合、所有者又は管理者は、総括班長に報告するとともに、速やかに市教育委員会を經由して県教育委員会に被災状況を報告する。</p>	

【今治市教育振興に関する大綱】（平成27（2015）年度～平成31（2019）年度）

「今治市教育振興に関する大綱」は、学校教育及び社会教育、生涯学習における教育に関する大綱である。大きく3つの項目で大綱が定められており、文化財に関係する大綱は以下のとおりである。

大綱	まなぶ・つなぐ・まちづくり
項目	2. 豊かな心と地域の元気を育む生涯活動の推進
内容	今治市民の誰もが、目標を持ち生き甲斐のある生活を実感できるよう、生涯にわたりいつでも文化・スポーツ活動などに取り組むことのできる環境づくりを進めます。また、市内にある多彩な文化・芸術・歴史資産を活用し、市民自らが学習することにより愛郷心を持ち、その魅力を国内外に発信できる、元気で活気のあるまちづくりにつないでいきます。

【史跡能島城跡保存活用基本構想】平成16（2004）年1月策定

『史跡能島城跡保存活用基本構想』は、村上海賊を生かした町づくりを目指す旧宮窪町が、本史跡の適切かつ計画的な保存整備を進め、芸予諸島周辺における海賊衆の城などの関連文化財を活かした個性豊かな町づくりに取り組み、ひいてはしまなみ海道地域をはじめとする地域振興や地域間交流に役立てることを目的として策定したものである。

【史跡能島城跡保存活用基本計画】平成18（2006）年3月策定

『史跡能島城跡保存活用基本計画』は、平成15（2003）年度に旧宮窪町（平成17年1月より今治市）が策定した『史跡能島城跡保存活用基本構想』に基づき実施されている「史跡能島城跡整備事業」に関する保存活用基本計画書である。本史跡の抱える課題を整理し、保存整備の必要な箇所と対処法や、今後の活用整備計画を示すとともに、周辺の関連遺跡の保存と活用への展開を視野に入れる「資料編」が掲載されている。

【史跡能島城跡 平成15～27年度 整備に伴う調査総括報告書】平成31（2019）年3月刊行

『史跡能島城跡 平成15～27年度 整備に伴う調査総括報告書』（以下、「総括報告書」という。）は、本史跡の発掘調査開始から蓄積してきた成果並びに芸予諸島の城郭研究の新たな見解を踏まえて、過去の本史跡に関連した調査研究成果を再検証した調査総括報告書である。

これまで行われた発掘調査結果とともに最新の研究成果をとりまとめ、更新した上で、残った課題及び今後の保存整備に向けた具体的な案が示されており、学術目的のみならず本計画策定の基礎資料として位置づけられる。

第5節 計画の実施

本計画の期間は、令和2年4月1日から令和12年3月31日までとする。これに伴い、地元住民、漁業関係者及び関係機関等に対して、本計画の周知に努めるものとする。

第2章 史跡を取り巻く環境

第1節 位置と概要

今治市は、総面積419.13km²を測り、愛媛県北部を占める高縄半島北東部の陸地部と芸予諸島南半分の島しょ部からなる。陸地部は南西を松山市、南を東温市、南東を西条市と接し、島しょ部では北及び西を広島県、東を愛媛県越智郡上島町と接している。島しょ部のうち、大島・伯方島・大三島は、来島海峡大橋、伯方・大島大橋、大三島橋で結ばれ、そこから多々羅大橋で広島県尾道市と結ばれている。また、岡村島からは7つの橋で広島県呉市と結ばれている。

本史跡が所在する今治市宮窪町は、大島の北東部を占め、四阪島、鵜島、見近島、九十九島、その他の小島から成り、大島と鵜島以外は無人島である。本史跡が所在する能島、鯛崎島の両島は、宮窪町の沖合約800mに位置し、両島の総面積は17,829m²で、能島の周囲は約846m、鯛崎島の周囲は約256mといずれも小島である。

能島を間に挟んだ大島・鵜島間の狭い海峡は宮ノ窪瀬戸と呼ばれ、特に能島、鵜島間は荒神瀬戸と呼ばれる海の難所である。また、鵜島、伯方島間の船折瀬戸は、燧灘から斎灘へ向かって芸予諸島を通過する際の最短距離にあたる海上交通上の要衝であり、能島はその喉元を押さえるところに位置している。

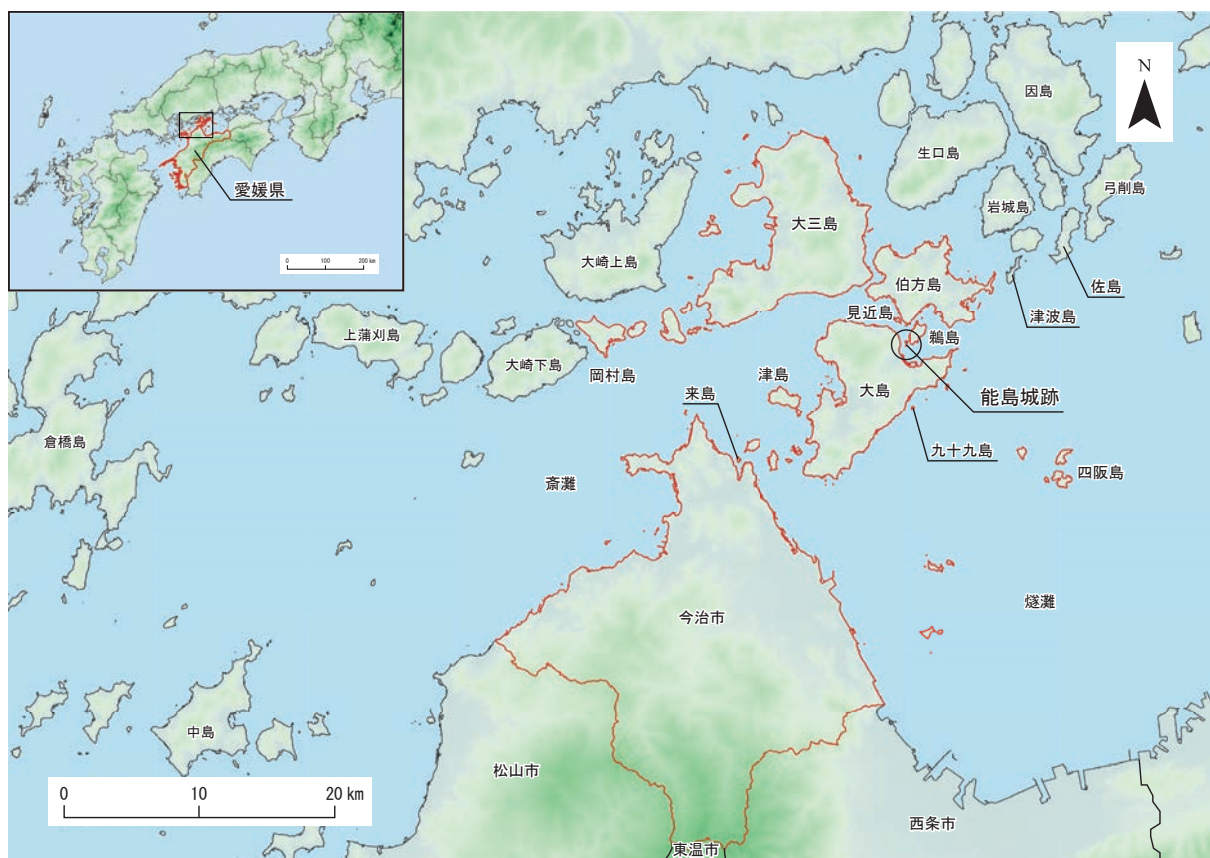


図3：位置図

第2節 自然的環境

(1) 地勢

今治市は、豊かな自然と瀬戸内の島々の美しい景観に恵まれ、日本三大急潮の1つとして知られる来島海峡や中心市街地が位置する平野部、緑豊かな高縄山系など、変化に富んだ地勢が特徴である。

本史跡は、大島北東部に位置する宮窪町の沖合約800mにある。能島は、不定型な三角形の島で、東部と南部の突端は岬状に伸び西部は南北に細長く、鯛崎島は、能島に隣接する南北に細長い小島である。島を取り巻く海には、北方の船折瀬戸・宮ノ窪瀬戸や東方の荒神瀬戸などと呼ばれる狭い海峡があり、潮流は大潮時の最速で約10ノット（時速約18km）にもなるほど非常に激しく、海の難所として知られる。

(2) 地質

今治市のうち陸地部には、沖積平野によって分断されるいくつかの山塊があり、それらのほとんど全てが各種の中生代深成岩類からなる。高縄半島と大島は、そのほとんどが花崗岩類によって占められている。

宮窪町は、標高100m以上の主要山地の多くが堅硬な細粒質花崗岩で構成されており、それより下部では、粗粒質花崗岩の斜面が発達している。一方、能島の表層地質である領家型花崗閃緑岩については、波浪等の影響を受けやすく、海岸浸食の原因となっている。

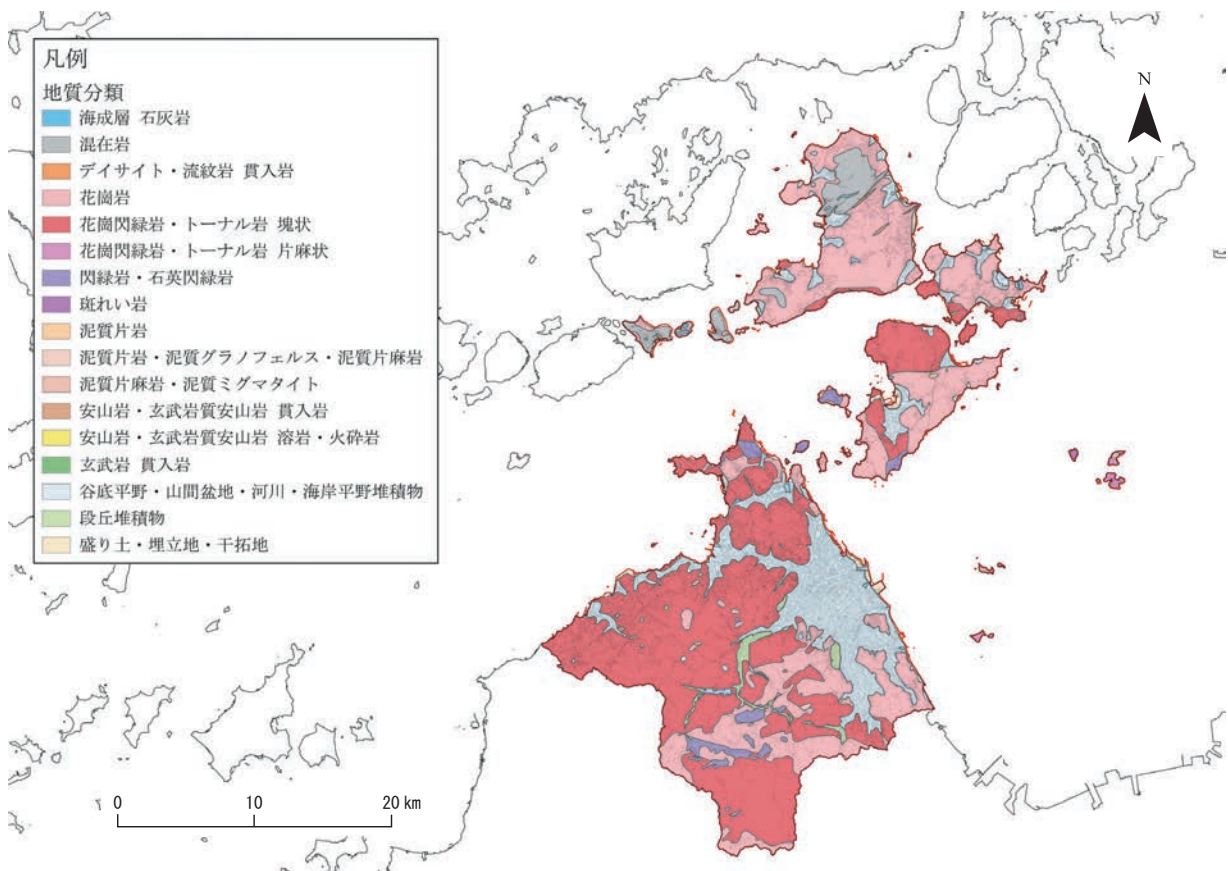


図4：地質図

(3) 気候

今治市付近は、瀬戸内海式気候区に属し、台風やその他の自然災害が少ない、温暖小雨の気候である。

昭和51（1976）年～平成29（2017）年の42年間の年間平均気温は約15.9℃であり、最高気温は平成6（1994）年の38.0℃、最低気温は昭和56（1981）年の-6.5℃となっている。

降水量は年間降水量が約1,275.8mmであるが、位置によりばらつきが見られる。日最大降水量は昭和51年（1976）の254.0mmとなっている。

42年間(昭和51年～平成29年)平均気温・降水量等

観測所	気温			降水量			風速		平均年間高水日数(日)
	年間平均(℃)	最高(℃)	最低(℃)	年間平均(mm)	日最大(mm)	時間最大(mm)	平均風速(m/S)	最大風速(m/S)	
今治	15.9	37.7	-6.5	1275.8	160.0	49.0	1.6	13.1	100
大三島	15.4	38.0	-5.9	1182.0	156.0	59.0	2.2	19.0	96
玉川	-	-	-	1522.1	254.0	66.0	-	-	106

【資料：気象庁】

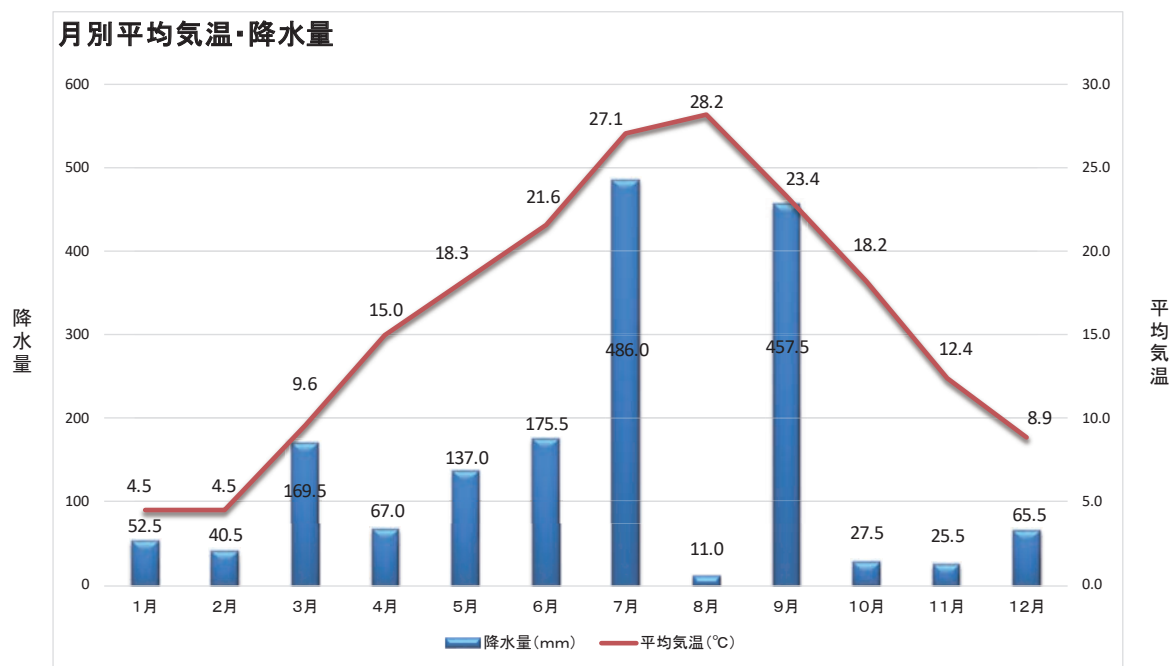


図5：月別平均気温・降水量 ※気象庁：今治市2018年の気象データに基づいて作成

(4) 植生

平成20（2008）年度に実施した植生調査によると、能島の斜面部にはクヌギ、ササ、マダケ等が繁茂していることが分かった。また、各郭には昭和の時代にソメイヨシノが植樹され、花見の季節は多くの人々が島を訪れる桜の名所となった。

しかし、この植樹の影響で土壌が肥沃化し、鳥類が種子を運ぶことにより、クヌギなどの高木も繁茂したため、樹根による遺構の影響が確認されている。また、島内には斜面部も含め、枯損木や倒木が残っており、岩礁の亀裂に植生の根が入り込んでいる状況も見受けられ、斜面崩落、岩盤崩落の原因のひとつとも考えられる。

このように、ソメイヨシノの影響などにより現状では図6の能島城跡植生図とは異なる様相を示しており、本史跡の地下遺構のみならず自然環境の変化にも影響を与えている。

現在では、専門家の指導を仰ぎながら高木の伐採を計画的に進めており、現状ではソメイヨシノが植生管理の上で最重要課題となっている。

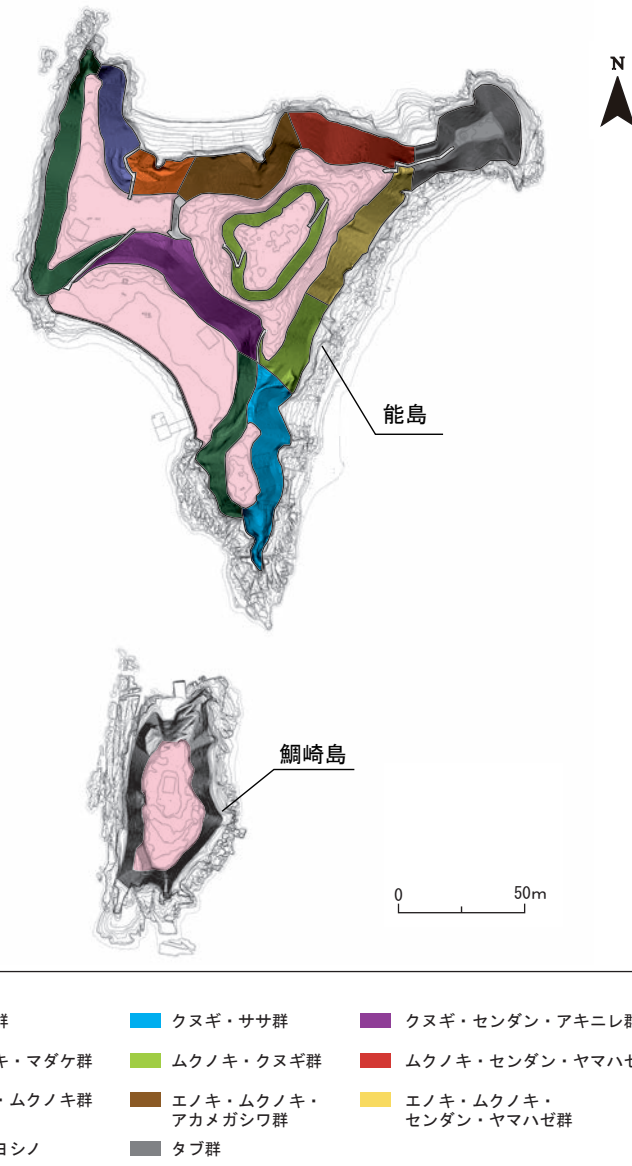


図6：能島城跡植生図（平成20年）

第3節 歴史的環境

(1) 宮窪地域周辺の歴史

旧石器時代の遺跡は、芸予諸島の^{ゆげじま}弓削島、^{さしま}佐島、^{いきなしま}生名島、^{いわぎしま}岩城島、^{つぼしま}津波島、伯方島北部など十数か所で当該期の遺物散布地が知られているが、本史跡が所在する宮窪町内では、現時点で旧石器時代の遺物は確認されていない。

縄文時代の遺跡は、高縄半島の沿岸及び島しょ部の海岸線に沿って分布し、湾に面した微高地に立地している。宮窪町内では縄文前期の遺跡として、宮窪港遺跡、縄文晩期の遺跡として、宮窪中学校遺跡、かずらこ遺跡、宮窪イタダミがある。

弥生時代の遺跡は、大島の八幡山や生名島の立石山などの丘陵頂部で遺物の出土等が確認されている。製塩土器が出土している遺跡もあり、古墳時代以降に当地域で発達する製塩の開始に関わる遺跡として注目されている。

古墳時代に入ると、今治市域においては妙見山古墳のような前方後円墳が出現する。島しょ部においては、5～6世紀にかけての箱式石棺や横穴式石室が多数存在しているが、未調査あるいは滅失しているため、詳細は不明である。中期になると岡村島の正月鼻古墳にみられるように、箱式石棺を内部主体とする小円墳が各所で造営されていたと考えられる。その要因としては、4～5世紀以降に急増する製塩や、海上交通の発達にあると考えられている。



妙見山古墳

古代の宮窪地域の動向については、史料が残されていないため、不明な点が多い。歴史的な事項が分かるようになるのは院政期以降のことである。平安時代になると、宮窪の位置する大島が醍醐寺の荘園として見られるようになる。醍醐寺の記録に太治3（1128）年に伊予国衙から大島に役人が派遣されたことが記されているのが、大島荘の初見とされるだろう。

鎌倉時代の大島荘の動向については、それを物語る史料を欠いているが、室町時代になると芸予諸島に進出した小早川氏が大島荘に関わるようになる。康暦元（1379）年には小早川氏が戦功として大島荘地頭職を与えられているが、応永7（1400）年には今岡氏らと大島荘をめぐる対立するようになるも、小早川氏は延徳4（1492）年までは地頭職を有していることが確認できる。

南北朝時代から戦国時代にかけて、宮窪沖の能島城を拠点として活動した勢力が、能島村上氏である。海賊衆能島村上氏は、瀬戸内海を航行する船舶から通行料を徴収し、その見返りとして水先案内・安全保障を行うという独自の海上での活動を担っていた。本史跡の発掘調査によって、そうした活動の拠点としても、能島城は機能していたと考えられるようになってきている。また、能島城付近の見近島の発掘調査成果からは、能島村上氏の流通経済への関与も指摘される。

能島村上氏の動向が初めて窺えるのは、南北朝時代の貞治5（1349）年のことであり、室町幕府の命令を受けた使者が弓削島に向かう時に、警固をしたものと考えられている。室町時代になると能島村上氏は、弓削島荘を実効支配していることを、弓削島荘の荘園領主である東寺から非難されるようになっており、勢力を拡大させていたようである。

戦国時代になると能島村上氏は、毛利氏・大友氏・河野氏・三好氏等といった周辺の戦国大名と、時に協力関係、時に敵対関係・緊張関係となりながら、瀬戸内海での一大勢力となった。ポ

ルトガルからの宣教師ルイス・フロイスが記した『日本史』は、能島村上氏を“日本最大の海賊”と称している。天正4（1576）年の第一次木津川口合戦では、織田信長と敵対した毛利輝元・大坂本願寺に能島村上氏は加勢し、毛利氏方の勝利に大きく貢献した。

しかし、豊臣秀吉が天下統一に向かうなかで、政権主導の様々な政策が打ち出され、政権主導の海上交通・物流が志向されるようになると、海賊衆能島村上氏による独自の海上での活動も抑圧されることになる。豊臣秀吉による四国国分の後、天正15（1587）年には能島村上氏は能島城を離れており、ここに能島城も海賊衆の本拠地としての歴史を終えることになる。

慶長5（1600）年、関ヶ原の合戦の戦功で、藤堂高虎が20万石の領主として入国し、地名を「今張」から「今治」へと改め、今治城と城下町を築いて都市の原型をつくった。その後、松平（久松）氏の所領となり、明治2（1869）年の版籍奉還まで今治藩を治めた。

明治4（1871）年の廃藩置県で、今治藩が廃止され今治県が設置された。その後、今治県は松山県（後に石鉄県と改称）に合併し、南予方面に宇和島県（後に神山県と改称）が誕生した。明治6（1873）年に石鉄県と神山県が合併し、愛媛県が誕生し、県庁所在地が松山に置かれた。明治22（1889）年には市町村制の施行により陸地部の中心が越智郡今治町となり、大正9（1920）年には日吉村と合併して今治市が誕生した。

昭和に入り、今治市は周辺町村との合併・編入を経て、昭和37（1962）年に人口が10万人を超え、タオル・縫製、造船・海運・船用などを基幹産業とする商業都市としてめざましい発展を遂げた。

平成11（1999）年には、来島海峡大橋、多々羅大橋が完成し、瀬戸内しまなみ海道（西瀬戸自動車道）が開通したことで尾道市と今治市がつながり、今治市は中国・四国地方の交流や流通の拠点となった。平成17（2005）年1月16日には、今治市及び宮窪町を含む越智郡11市町村による広域合併が行われ、現在の今治市となった。



来島海峡

(2) 今治市の指定文化財

今治市内には、国指定105件、県指定43件、市指定328件、国登録文化財が6件の計482件の指定等文化財が所在する。そのうち、宮窪地域には、本史跡をはじめとする国指定2件、市指定16件の計18件の指定文化財が所在する（令和2（2020）年3月現在）。

【国指定文化財_有形文化財】

No.	種別	区分	名称	員数	No.	種別	区分	名称	員数
1	国宝	工芸品	紺絲威鎧 兜、大袖付	1領	57	重要文化財	工芸品	藍韋威肩腰白胴丸 大袖付	1領
2			赤絲威鎧 大袖付	1領	58			靄韋威胴丸 大袖付	1領
3			紫綾威鎧 大袖付	1領	59			靄紫韋威胴丸 大袖付	1領
4			禽獸葡萄鏡	1面	60			紫韋威胴丸 兜、壺袖付	1領
5			大太刀 銘 貞治五年丙午千手院長吉	1口	61			紫韋威胴丸 大袖1隻付	1領
6			沢瀉威鎧 兜、大袖付（金具廻革所欠失）	1領	62			藍韋威裾紫胴丸 兜付	1領
7			牡丹唐草文兵庫鎖太刀拵	1口	63			靄韋威胴丸	1領
8			大太刀 無銘 伝豊後友行 附野太刀拵	1口	64			靄韋威胴丸	1領
9			考古資料	伊予国奈良原山経塚出土品	1括			65	靄韋威胴丸 兜、大袖付
10	建造物	大山祇神社本殿（宝殿）	1棟	66	靄韋威胴丸 大袖、袖印付	1領			
11		大山祇神社拝殿	1棟	67	紅綾威肩腰萌黄綾胴丸	1領			
12	石造美術	大山祇神社宝篋印塔	3基	68	靄韋威包胴丸 壺袖付	1領			
13		宝篋印塔	1基	69	藍韋威肩腰白胴丸 大袖付	1領			
14		野間神社宝篋印塔	1基	70	紫韋威胴丸	1領			
15		五輪塔	1基	71	紫韋威胴丸	1領			
16		五輪塔	2基	72	靄韋威胴丸	1領			
17		宝篋印塔	1基	73	靄韋威胴丸	1領			
18		兼禅寺石塔	11基	74	色々威腹巻 兜、喉輪、大袖付	1領			
19		宝篋印塔	(5基)	75	藍韋威胸白紅白腹巻	1領			
20		五輪塔	(4基)	76	色々威腹巻 喉輪、大袖付	1領			
21		宝塔	(2基)	77	藍韋威胸白紅白腹巻 大袖付	1領			
22	彫刻	木造御神像	17軀	78	藍韋威腹巻 兜、大袖付	1領			
23		木造女神坐像	4軀	79	色々威鉄腹巻 籠手付	1領			
24		木造釈迦如来立像	1軀	80	藍韋威胸紅白紅腹巻	1領			
25	木造守門神像	4軀	81	色々威裾萌黄素懸腹巻	1領				
26	重要文化財	工芸品	銅製水瓶	2箇	82	藍韋威胸紅白紅腹巻	1領		
27			鍍金大前立	3種	83	靄韋威胸紅浅葱糸腹巻	1領		
28			螺鈿飾太刀 伝小松重盛奉納	1口	84	藍韋威胸紅白腹巻	1領		
29			革包太刀 銘 国吉作 大内義隆奉納	1口	85	靄韋威腹巻	1領		
30			赤銅造太刀 銘 宗延作	1口	86	靄韋威腹巻	2領		
31			太刀 銘 恒真 革包太刀拵	1口	87	茶糸素懸威鉄腹巻など ・茶糸素懸威鉄腹巻 兜、頬当、袖、籠手付 ・紫糸素懸威鉄腹巻 壺袖付	6領		
32			紺絲威膝鎧	1双					
33			紺糸裾素懸威胴丸	1領	88	・萌黄糸素懸威鉄腹巻 ・紫糸素懸威鉄腹巻 ・紫糸素懸威鉄腹巻 ・紫糸素懸威鉄腹巻	6領		
34			太刀 銘 行真 拵 山金造螺鈿鞘野太刀	1口					
35			刀 銘 慶長九年二月吉日信濃守国広作 依賀茂県主保經所望打之	1口	89	白綾威二十間四方白星兜	1頭		
36			太刀 銘 有綱 拵 山金造革包太刀	1口	90	靄韋威二十間筋兜など ・靄韋威二十間筋兜 ・藍韋威二十八間筋兜 ・白綾威裾藍韋十四間筋兜 ・藍韋威肩白十二間筋兜 ・紫韋威三十二間筋兜 ・鶯兜	6頭		
37			木造扁額 額文「日本総鎮守大山積大明神」	1面					
38			龜甲繫散蒔絵手巾掛	1基					
39			革腹	1腰	91	色々威大袖など ・色々威大袖 ・靄韋威肩白大袖 ・藍韋威腰萌黄大袖 ・白綾威大袖 ・紫韋威大袖 ・洗韋威大袖（四段以下欠） ・金小丸紅糸威腰浅葱大袖	7双		
40			金象嵌両添刃鉄鉾	1口					
41	三島明神奉納武器類	74件							
42	浅葱糸威褌取鎧 大袖付	1領							
43	萌黄綾威腰取鎧 大袖付	1領							
44	紫韋威鎧 大袖付	1領							
45	紫韋威鎧 大袖付	1領							
46	紅糸威鎧	1領							
47	白糸威褌取鎧	1領							
48	藍韋威鎧	1領							
49	色々威胴丸 兜、頬当、大袖、籠手付	1領	92	金鋼密教法具	5点				
50	色々威胴丸 兜、大袖1隻付	1領	93	鉞子	1対				
51	靄韋威胴丸 鞆、大袖付	1領	94	銅鐘	1口				
52	紫糸威腰赤銅丸 大袖付	1領	95	書跡 仏鑑禅師墨蹟	1幅				
53	茶糸威肩赤白胴丸 大袖付	1領							
54	藍韋威胴丸 大袖付	1領	94	典籍 大山祇神社法楽連歌 附安永六年八月十三日整理目録1巻	274帖				
55	藍韋威胴丸 兜、大袖付	1領							
56	紫韋威胴丸 兜、大袖付	1領	古文書 大山祇神社三島家文書	210通					

【国指定文化財_記念物】

No.	種別	区分	名称	員数
96	記念物	史跡	伊予国分寺塔跡	1件
97			永納山城跡	1件
98			妙見山古墳	1基
99			能島城跡	1件
100		名勝	波止浜	1件
101			志島ヶ原	1件
102			千足のサクラ	1件
103			大三島	1件
104			八幡山	1件
105		天然記念物	大山祇神社のクスノキ群	1件



大山祇神社

【県指定文化財】

No.	種別	区分	名称	員数	
1	有形文化財	建造物	大山祇神社十七社社殿	1棟	
2			大山祇神社上津社社殿	1棟	
3			大山祇神社神輿	3座	
4			別宮大山祇神社拜殿	1棟	
5		石造美術	石造宝篋印塔	1基	
6			石造宝篋印塔	1基	
7			満願寺石塔	3基	
8		絵画	紙本金地著色柳橋図	1双	
9			絹本着色稚児大師像	1幅	
10		彫刻	木造御神像	3軀	
11		工芸品	太刀(銘嘉元二年三月日)	太刀(銘備中国住次吉作附短刀拵)	1口
12				短刀(銘備中国住次吉作附短刀拵)	1口
13				長柄銚子	1個
14				和鏡	11面
15			木造貼付彩色前机	1基	
16			太刀 無銘	1口	
17	太刀 銘 和泉大掾藤原國輝 享保二十乙卯年二月吉日 黒漆葵五星文時給飾太刀拵 附 金装刀國輝作長三尺五寸拵目録 1巻 同控 1通、献金装刀辞 1通		2口		
18	古文書		国分寺文書 ・將軍家御教書 ・河野家代々判物 ・伊予国神社仏閣等免田註記	3巻	
19			能寂寺文書	1巻	
20	民俗文化財		無形民俗文化財	お供馬の行事	1件
21		一人角力		1件	
22		大三島の神楽		1件	
23		今治及び越智地方の獅子舞		23件	
24		朝倉矢別神社の獅子舞とにわか		1件	
25	岡村島の弓祈禱	1件			
26	記念物	史跡	阿方貝塚	1件	
27			甘藷地蔵	1件	
28			日高鯨山の古墳	1件	
29			野々瀬の古墳(七間塚古墳)	1件	
30			今治城跡	1件	
31			伊予国分尼寺塔跡	1件	
32			今治藩主の墓	1件	
33			多伎神社古墳群	1件	
34			甘崎城跡	1件	
35			名勝	御串山	1件
36		天然記念物	名駒のコミカン	1件	
37			湿地植物	1件	
38			生樹の門(クスノキ)	1件	
39			盛口のコミカン	1件	
40			子持ち杉	1本	
41			大クスノキ	1件	
42			客神社の社叢	1件	
43	トウツバキ		1件		



波止浜



甘崎城跡



今治城跡

【市指定文化財】

No.	種別	区分	名称	員数	No.	種別	区分	名称	員数
1	有形文化財	建造物	釈迦堂本堂	1棟	66	有形文化財	絵画	絵馬「武将図」森雄眠筆	1面
2			釈迦如来厨子及び棟札	1宇 1枚	67			源平合戦図屏風(一の谷・屋島)	1双
3			光林寺仁王門	1棟	68			後三年役絵巻	3巻
4			九王地藏堂	1棟	69			信貴山縁起絵巻	3巻
5			観音堂	1棟	70			西行物語絵巻	2巻
6			喜多浦八幡大神社 芝居小屋	1棟	71			絵馬「遷宮の図」	1面
7		石造美術	宝篋印塔	1基	72			平家物語下絵小図絵巻	2巻
8			奈良原山経塚跡宝塔	1基	73			塩谷文正物語絵巻	3巻
9			宝篋印塔	1基	74			雲龍図屏風	1双
10			五輪塔	1基	75			雪景山水図屏風	1双
11			五輪塔	1基	76			琴棋書画図屏風	1双
12			五輪塔	1基	77			中国人物図屏風	1双
13			五輪塔	1基	78			源氏物語図屏風(須磨・浮舟)	1双
14			五輪塔	2基	79			金剛力士立像	2躯
15			宝篋印塔	2基	80			木造千手観音坐像	1躯
16			宝篋印塔	2基	81			木造不動尊立像	1躯
17			石造五輪塔	1基	82			木造薬師如来立像	1躯
18			城山の宝篋印塔	1基	83			木造十一面観音立像	1躯
19			おんがみの宝篋印塔	1基	84		木造阿弥陀仏坐像	1躯	
20			石造宝篋印塔	1基	85		木造薬師如来坐像	1躯	
21			宝篋印塔(骨壺共)	1基	86		地藏菩薩像	1躯	
22			キリシタン石像	1基	87		木造阿弥陀如来坐像	1躯	
23			五重の層塔	1基	88		木造阿弥陀如来三尊像	3躯	
24			五輪塔	1基	89		木造金剛界大日如来坐像	1躯	
25			石造馬頭観音	1基	90		木造胎蔵界大日如来坐像	1躯	
26			隠れキリシタン碑	1基	91		木造南無太子立像	1躯	
27			隠れキリシタン碑	2基	92		木造薬師如来三尊像	3躯	
28			明浄寺宝篋印塔	1基	93		木造阿弥陀如来三尊像	3躯	
29			釈迦堂宝篋印塔	1基	94		木造十一面観音立像	1躯	
30			常力宝篋印塔	1基	95		木造十一面観音立像前立	1躯	
31			理海尼の石灯籠	1基	96		木造阿弥陀如来立像	1躯	
32			右馬允の五輪塔群	8基	97		薬師三尊仏	3躯	
33			石造多重塔	1基	98		木造不動明王立像	各1躯	
34			端谷五輪塔群	8基	99		木造毘沙門天立像		
35			宝篋印塔	1基	100		木造人長・木造随神	4躯	
36			宝篋印塔	1基	101		十一面観音菩薩立像	1躯	
37	絵画	摩尼山光林寺之図	2巻	102	地藏菩薩像	1躯			
38		摩尼山奈良原之図		103	聖観音立像	1躯			
39		愛染明王画像・不動明王画像	2幅	104	青面金剛立像	1躯			
40		五大尊明王画像	1幅	105	木造僧形神立像	1躯			
41		釈迦三尊画像	1幅	106	木造男神立像	1躯			
42		弘法大師画像	1幅	107	木造阿弥陀三尊立像	3躯			
43		金輪曼荼羅	1幅	108	木造薬師如来立像	1躯			
44		地藏尊画像	1幅	109	木造弁才天坐像	1躯			
45		十二天画像	12幅	110	龍岡寺大般若経経管蓋	1個			
46		随求菩薩画像	1幅	111	宝積寺大般若経経管	3個			
47		弘法大師画像	1幅	112	光林寺乗用籠	1具			
48		不動明王画像	1幅	113	刀	1口			
49		両界曼荼羅図	2幅	114	刀	1口			
50		普賢菩薩画像	1幅	115	刀	1口			
51		十六羅漢画像	1幅	116	刀	1口			
52		十三仏画像	1幅	117	槍	1本			
53		弥陀三尊来迎図	1幅	118	菊花双雀鏡	1面			
54		絵馬「白馬の図」	1面	119	菊花双鶴鏡	1面			
55		釈迦三尊十六善神画像	1幅	120	神楽衣装裂布	4点			
56		孔雀明王画像	1幅	121	金刀比羅社瓦灯籠	2基			
57		愛染明王画像	1幅	122	荒神社瓦灯籠	1基			
58		金剛界曼荼羅・胎蔵界曼荼羅	2幅	123	遍照院庫裏鬼瓦	1基			
59		洛中洛外図	1幅	124	刀	1口			
60		山本雲溪絵馬	1枚	125	梵鐘	1基			
61		祭行列	1幅	126	刀	1口			
62		劉玄德渡河図 山本雲溪	1面	127	八幡さんの和船 石船雛形	2隻			
63		仁丹四郎猪狩図 玉仙	1面	128	黒韋威胴丸	1領			
64		永平高祖御影伝 山本雲溪	2幅	129	色々威腹巻	1領			
65		涅槃仏画 高橋素豊	1幅	130	紫浅葱糸威襦袖と継籠手	1双			
			131	紫糸威曲輪	1懸				

【市指定文化財】

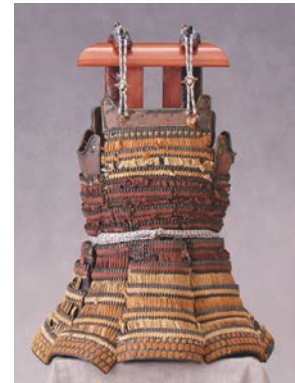
No.	種別	区分	名称	員数	No.	種別	区分	名称	員数
132	有形文化財	工芸品	紅糸威喉輪	1懸	198	有形文化財	古文書	池田光政書状	1幅
133			虎蹲砲	1挺	199			池田光政書状	1幅
134			釣鐘	1基	200			朝倉義景書状	1幅
135		書跡	後西天皇宸筆	1巻	201			毛利秀就書状	1幅
136			摩尼山光林寺並びに奈良原山 清浄光院蓮華寺略縁起及び元本	1通	202			福島正則知行方目録	1幅
137			龍岡寺大般若經書写	400巻	203			福島正則書状	1幅
138			宝積寺大般若經書写	600巻	204			大友宗麟感状	1幅
139			光林寺文書	5巻	205			伊達政宗書状	1幅
140			兵法虎之巻	1巻	206			関前村古文書	1件
141			虎之巻	1巻	207			無量寺文書	不明
142			芥川本浄寂寺文書(写本)	1巻	208			岡文書	約100冊
143			浄寂寺文書(写本)	1巻	209			寛永十二年 豫州木浦村年代記	1冊
144			栄福寺八幡宮縁起略(写本)	1巻	210		村上武吉・村上元吉・穴戸景世連署書状	1幅	
145			木造予中神社連歌	1括	211		円光寺元信書状(年欠6月28日付)	1幅	
146			山号額 山岡鉄舟	1面	212		藤堂高虎置目(年欠2月21日付)	1幅	
147			享保年間俳額	2面	213		本多正信書状(年欠2月18日付)	1幅	
148			龜山八幡神社寄付板	1面	214		考古資料	小鴨部地区古墳出土品	1括
149	賦山何連歌	1巻	215	注口土器	1個				
150	賦何衣連歌	1巻	216	和同開弥と骨壺	4件				
151	賦鐘何排踏連歌	1巻	217	本堂寺 出土瓦	不明				
152	古筆手鑑「藁叢」	1冊	218	歴史資料	木造扁額(観音堂)			1面	
153	和漢朗詠集	2巻	219		木造扁額(摩尼山)			1面	
154	玉舟宗瑞墨跡	1幅	220		棟札		7枚		
155	大般若經	402巻	221		棟札		11枚		
156	神楽本	3冊	222		棟札	1枚			
157	大般若經	221巻	223		天和三年棟札	1枚			
158	典籍	伊勢物語	1冊		224	棟札	4枚		
159		伊勢物かたり	1冊		225	棟札	1枚		
160		源氏物語	54帖		226	棟札	15枚		
161		古今和歌集	1冊		227	棟札	2枚		
162		新古今和歌集	2冊		228	棟札	1枚		
163		古今和歌六帖	6冊		229	喜多浦八幡大神社棟札	11本		
164		古今和歌六帖	6巻9冊	230	地藏院の什器・什物及び仏像	5点			
165		拾遺和歌集	1冊	231	三島神社棟札	13本			
166		後拾遺和歌集	2冊	232	民俗文化財	無形民俗文化財	奴踊用具	1件	
167		連歌秘伝集	1冊	233			藁御輿	1件	
168		無言抄	2冊	234			笠鉾まつり	1件	
169		源氏物語	53帖	235			弓祈祷	1件	
170		詰訓和歌集	1冊	236			ご新田踊り	1件	
171		細川幽斎尊翁聞書	1冊	237			弓祈祷	1件	
172	堀川院百首	1冊	238	太郎坊供養			1件		
173	版本大般若經	約300巻	239	神明神社山車および祭り			1件		
174	繪旨院宣奉書等通直判物	1巻	240	弓放し(弓祈禱)			1件		
175	豊乗上人言上状附繪旨宣等案	1巻	241	龜山八幡神社に伝わる獅子舞			1件		
176	井手家文書	1巻	242	伊予万歳(中ノ川万歳)			1件		
177	越智家文書	1巻	243	中村豫中神社・嶋御門神社に伝わる獅子舞			1件		
178	遍照院文書	4通	244	記念物	史跡	奈良原山経塚跡	1件		
179	坪付	1巻	245			宮の台神社の森	1件		
180	古文書	足利尊氏御判御教書	1幅			246	蓮明寺	1件	
181		足利直義御判御教書	1幅			247	津倉の古墳	1件	
182		毛利元就書状	1幅			248	幸門城跡	1件	
183		上杉輝虎(謙信)感状	1幅			249	鷹が森城跡	1件	
184		加藤清正領知宛行状	1幅			250	重茂山城跡	1件	
185		羽柴(豊田)秀吉書状	1幅			251	丸山城跡	1件	
186		伊達政宗書状	1幅			252	藤山古墳	1基	
187		伊達政宗書状	1幅			253	一里塚	1件	
188		石田三成書状	1幅			254	樹之本古墳	1基	
189		室町幕府執事高師直奉書	1幅			255	五間塚古墳	1基	
190		加藤嘉明書状	1幅	256	笠松城跡	1件			
191		北条氏政書状	1幅	257	藤崎古墳	1基			
192	小早川隆景書状	1幅	258	矢矧古墳	1基				
193	豊臣氏三奉行連署状	1幅	259	金比羅山古墳	1基				
194	丹羽長重書状	1幅	260	三国岩	1件				
195	前田利長書状	1幅	261	衣笠弁天	1件				
196	滝川一益書状	1幅	262	怪鳥城跡	1件				
197	池田光政書状	1幅	263	弓杖城跡	1件				
				264	幸賀屋敷跡	1件			

【市指定文化財】

No.	種別	区分	名称	員数		
265	史跡	史跡	龍門山城跡	1件		
266			荒神山古墳	1件		
267			一里塚	1基		
268			塚の谷古墳群	1件		
269			窯跡	1件		
270			水先遺跡	1件		
271			高城古墳	1件		
272			龜山八幡神社裏古墳	1件		
273			高仙山城跡	1件		
274			石碑「一里塚」	3基		
275			石碑「大乘妙典一字一石」	1基		
276			おひつ岩	1件		
277			七五三ヶ浦遺跡	1件		
278			大岩さん	3件		
279			岩ヶ峰古墳	1件		
280			正月鼻古墳石棺群	1件		
281			江口貝塚	1件		
282			牛神古墳	1基		
283			本堂寺廃寺跡	1件		
284			武田信勝公墓所	1件		
285			野々瀬水路の刻字	1件		
286			武田徳右衛門墓所と奉納鏡	2件		
287			鉦山(宝股山)石神盤座及び出土遺物	1体		
288			名勝	名勝	鈍川溪谷	1件
289					八幡山・犬塚池・作礼山	1件
290					とびがらす山	1件
291					歌仙滝	1件
292			霧合滝	1件		
293			記念物	記念物	大ソテツ	1株
294					大モクセイ	1本
295					大クスノキ	1本
296					ボダイジュ	1本
297					ナギの木	1本
298					チシャの木	1本
299					木練柿の木	1本
300					シキミ群	1括
301					クロガネモチ	1本
302					トウツバキ	1株
303					ノダフジ	1株
304					ユウカリジュ	1株
305					ウバメガシの樹林	約50株
306	大クスノキ	1件				
307	ビャクシン	1件				
308	クスノキ	1株				
309	水場のヤマモモ	1件				
310	天然記念物	大頭八幡神社社叢			1件	
311	クスノキ	1株				
312	クロガネモチ	1件				
313	ツバキ(湯頭)	1本				
314	白ツバキ	1件				
315	ヤマモモの叢林	1件				
316	大深山のクスノキ	1件				
317	ツバキ(御島)	1本				
318	ツバキ(鶴姫)	1本				
319	ヤマモモ	1件				
320	シダオトメ(ツバキ)	2本				
321	日本在来馬野間馬	1件				
322	チクリンヅアカラ(四季桜)	1件				
323	マンガンヅアカラ(志ぐれ桜)	1件				
324	ネズミサシ	1件				
325	トウツバキ	1件				
326	クロバイ	1件				
327	三島神社の大クスノキ	1件				
328	史跡天然記念物	大楠と肩切り地蔵	2件			



黒韋威胴丸



色々威腹巻



怪島城跡

【国登録文化財】

No.	種別	区分	名称	員数
1	登録有形文化財	建築物	今治ラヂウム温泉本館	1件
2		工作物	旧鈍川小学校 二宮金次郎像台座	1件
3		土木構造物	井口四番浜南丸樋	1件
4			井口四番浜北丸樋	1件
5			旧井口三番浜丸樋	1件
6	登録記念物	名勝	瓢箪島	1件



瓢箪島

第4節 社会的環境

(1) 人口

今治市の人口は、158,114人（平成27年国勢調査）であり、昭和55（1980）年をピークとして、死亡数が出生数を上回る自然減と転出が転入を上回る社会減により、人口減少が続いている。また、少子化と高齢化も全国平均を上回る早さで進んでおり、平成27（2015）年には老年人口の占める割合は約33%になっている。

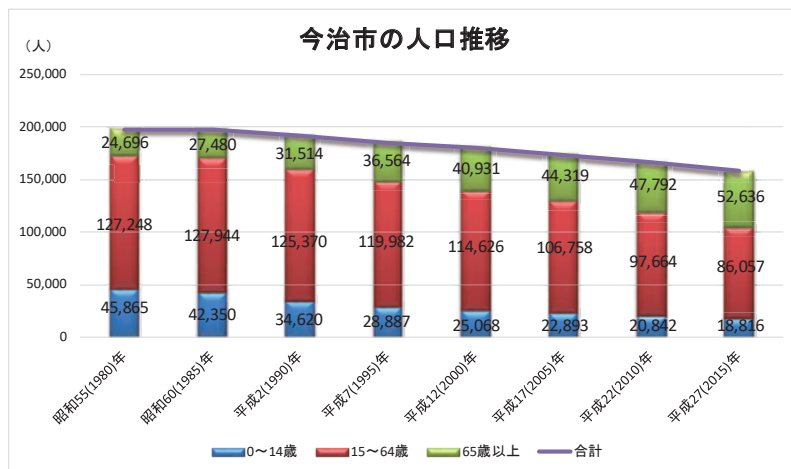


図7：今治市の人口推移

(2) 産業

今治市は、瀬戸内の海上交通の要衝として古くから海運業が発達し、国内外の物流拠点として栄え、それに伴い、各種船舶を建造する造船業も盛んとなった。また、繊維産業も盛んで、特にタオルの生産は、ブランド戦略などにより活況をみせ、年間の生産量が約1万1千トン、全国の約6割のシェアを誇っている。宮窪町は、「青みかげ」と呼ばれる、花崗岩に属する大島石の産出地として、石材業が盛んである。また、穏やかな気候や美しい瀬戸内海、緑豊かな森林や里山などの自然環境を生かした農林水産業も盛んである。

(3) 観光資源

瀬戸内しまなみ海道は、今治市と広島県尾道市の多くの島を橋で結び、自転車や歩行者が世界有数の多島美を眺めながら渡ることができることから、世界中のサイクリング愛好家から注目され、令和元（2019）年11月に国の第1次ナショナルサイクルルートに指定されるなど、「サイクリストの聖地」として国内のみならず海外からも多くの観光客・サイクリング客が訪れる。また、瀬戸内しまなみ海道は、サイクリングだけでなくウォーキングイベントも行われ、毎年秋に行われる「瀬戸内しまなみ海道スリーデーマーチ」には全国からウォーキング愛好家が訪れている。

宮窪町内には、島四国八十八か所めぐり、カレイ山展望公園、石文化運動公園などがあり、村上海賊にまつわる各種遺跡としては、本史跡をはじめ、見近島（城跡）、旧証明寺跡、善福寺境内に建つ宝篋印塔などがある。また、その調査研究、情報発信の拠点として村上海賊ミュージアムがある。

毎年夏に行われる水軍レースは、水軍レース実行委員会運営のもと、地元漁協やNPO法人能島の里を事務局として、平成3（1991）年から開催されるようになった愛媛県を代表する海の行事である。村上海賊の小早船を復元した船に12人が乗り込み、スピードを競う勝ち抜き戦となっており、県内外から50～60チーム余りが毎年参加する。



法楽焼

食文化としては、海の恵みを生かした郷土料理「鯛めし」や「法楽焼」のほか、ご当地グルメとして観光客にも人気の「今治焼き鳥」や「今治焼豚玉子飯」などがあり、ほかでは味わえない地域に根ざした食文化がある。

(4) 交通アクセス

本史跡は、今治市大島の北東の沖合約800mに位置する無人島である。本史跡への交通手段は船便となるが定期便は運航していない。したがって、まずその拠点施設となる村上海賊ミュージアムもしくは、潮流体験等を行っている宮窪町漁業協同組合（能島水軍）や宮窪港へアクセスする必要がある。愛媛県の県庁所在地である松山市からは、国道317号を経て、今治ICしまなみ海道/西瀬戸自動車道を進み、大島南ICを降り、県道49号を經由して、村上海賊ミュージアム及び能島水軍へ至る。広島県側の本州からは、山陽道の各ICからしまなみ海道/西瀬戸自動車道を進み、大島北ICを降り国道317号、県道49号を經由して村上海賊ミュージアム及び能島水軍へ至る。

上記のように本史跡への定期便は運航していないが、宮窪町漁業協同組合（能島水軍）で行っている潮流体験を利用することで本史跡を周遊することが可能である。また、本史跡へ上陸するには、民間会社が行う上陸ツアーに参加するか、毎年4月上旬の土日に行われる「能島の花見」の時期に



図8：交通アクセス図（広域）

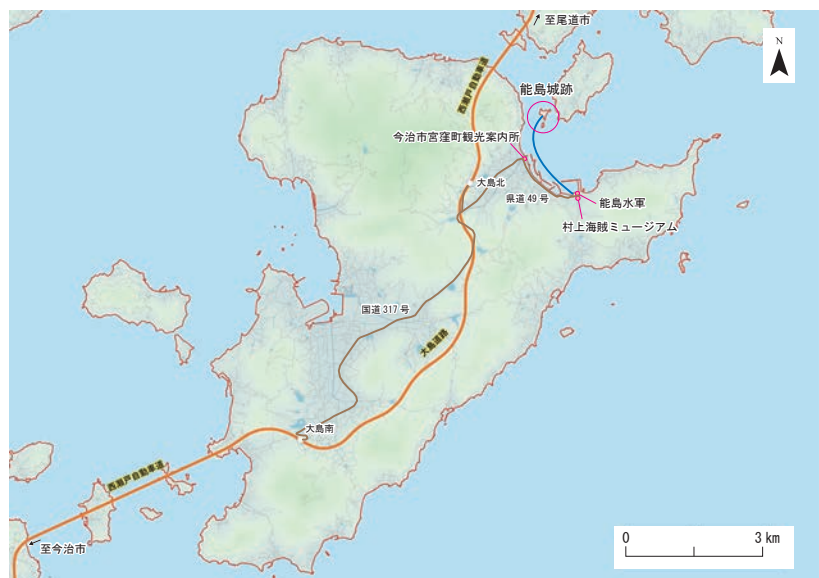


図9：交通アクセス図（大島）

宮窪港から離発着する渡船を利用するか、もしくは船をチャーターする必要がある。なお、航路は5分の道のりである。

なお、令和2（2020）年3月現在では、平成30（2018）年7月豪雨により法面崩落や土砂災害が発生したため、上陸が禁止されている。

（5）法規制の状況

本史跡は、能島及び鯛崎島の全体が周知の埋蔵文化財包蔵地及び史跡指定範囲になっており、文化財保護法（以下、「法」という。）により保護されている（図12：史跡指定範囲図を参照）。また、瀬戸内海国立公園の第一種特別地域に指定されているため、自然公園法による規制・保護がなされている。

周辺海域は、漁業法第11条第1項に「都道府県知事は、その管轄に属する水面につき、漁業上の総合利用を図り、漁業生産力を維持発展させるためには漁業権の内容たる漁業の免許をする必要があり、かつ、当該漁業の免許をしても漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認めるときは、当該漁業の免許について、海区漁業調整委員会の意見を聞き、漁業種類、漁場の位置および区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間並びに定置漁業および区画漁業についてはその地元地区（自然的および社会経済的条件により当該漁業の漁場が属すると認められる地区をいう。）、共同漁業についてはその関係地区を定めなければならない。」と規定されており、その共同漁業権が及ぶ範囲は、愛媛県告示第1436号「燧灘における共同漁業の免許の内容たるべき事項等」に示されている。

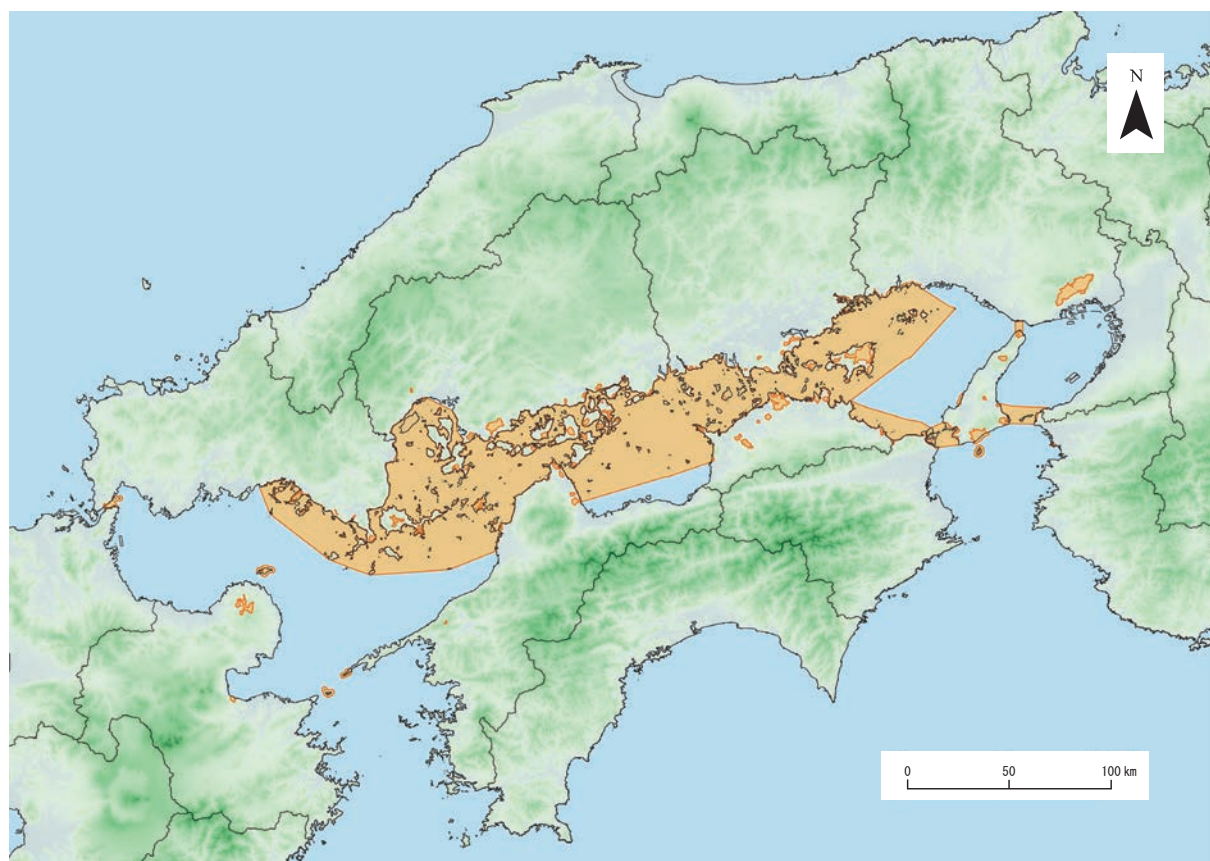


図10：瀬戸内国立公園範囲図

第3章 史跡の概要

第1節 指定に至る経緯

(1) 指定前の調査

鵜久森経峰氏は昭和13（1938）年10月に、史跡として当時の文部大臣の指定を申請するため、能島城の調査研究を行った。その調査結果は昭和14（1939）年に刊行された『伊豫水軍と能島城跡』に記載されており、能島城の測量図や遺構の現状が記されている。

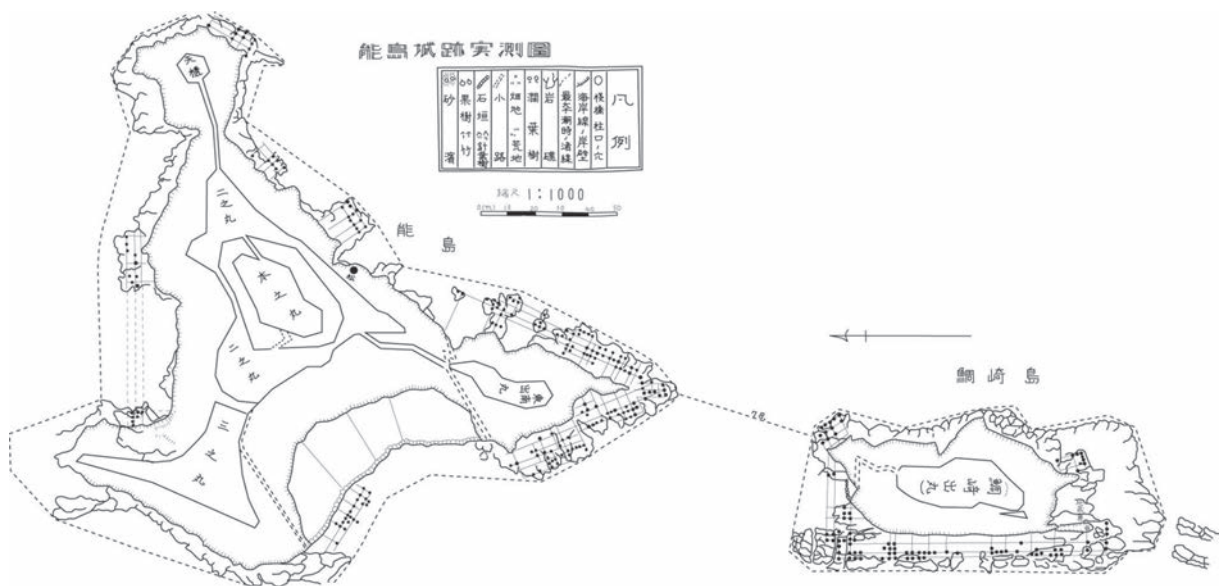


図11：能島城跡実測図（鵜久森経峰氏作図を再トレース）

図11の「能島城跡実測図」には、「本之丸」「二之丸」「三之丸」「矢櫃」「東南出丸」「鯛崎出丸」の6つの郭や「石垣」「小路」などが示されるとともに、「畑地」など往時の利用形態についても記載がある。また、「栈橋柱ロノ穴」「最大干潮時ノ渚線」など、岩礁部に穿たれたいわゆる岩礁ピットの存在が認識されていることは注目すべき点だといえる。

著書によると、能島の現状として「海峡見張のための矢倉などもあったと見え所謂本丸、二ノ丸、三ノ丸、出丸等の跡が歴然として残っている」とし、周囲はいわゆる武者走りがあり、東北の鵜島に対して「矢櫃」という出丸があり、鯛崎島に対しても「東南出丸」があるとしている。なお、能島城の石垣については、「能島にも鯛崎島にも石垣などの跡は残っていない」としている。

また、鵜久森氏は、能島と鯛崎島との周囲には、水軍の根拠地として必要な軍船繫留、その他の広大な栈橋の設備があったとしている。すなわち、鯛崎島の北西側と能島の南側に突出した岩礁とを連絡する橋が架かっていたのではないかと考えている。さらに、能島の西南側にある畑地の前面には、マツまたはクヌギの丸太が腐ったまま海中に残っているとしている。

鵜久森氏は能島城を「堅固な関門城塞」「今日の海軍要港部又は鎮守府の起源をなすもの」と位置づけ、軍事的施設としての姿を強調した。

この鵜久森氏の調査成果を受け、海岸の岩礁や砂浜に残った柱穴や木柱に注目し、さらに村上

氏の城跡の特殊性を強調したのは上田三平氏であった。上田氏は、甘崎城跡や来島城跡にも同様の遺構が存在することを指摘し、海岸の遺構が水軍城郭の特色であることを指摘するとともに熊野灘沿岸にも同様の構造がみられるかどうかの比較研究の必要性を指摘した。

(2) 指定に至る経過

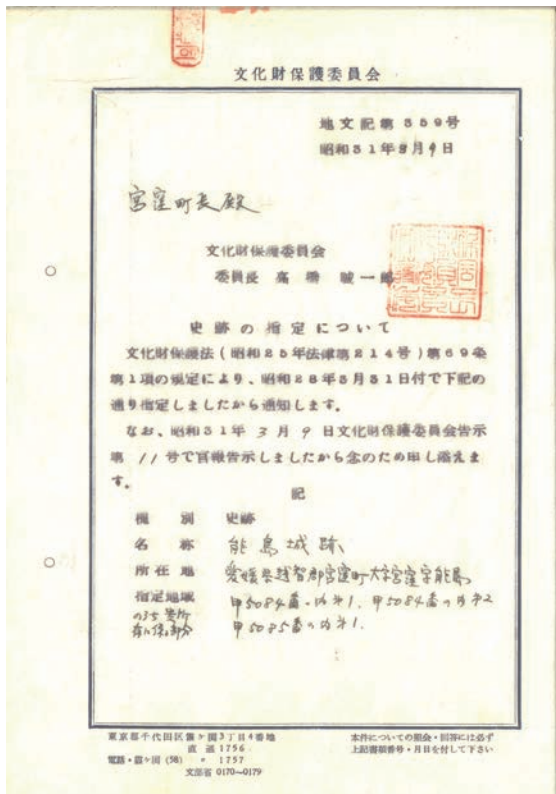
昭和14（1939）年に刊行された鶴久森氏の著書『伊豫水軍と能島城跡』の自序にこの小著は「史蹟として文部大臣の指定を申請するため私が實地に調査した」とあり、結語には、「この能島城跡は昨年十一月史蹟名勝天然記念物保存法の規定に基き史跡として調査指定方を文部大臣に申請中である」と記されている。しかし、村上海賊ミュージアムに保管された文書によると、実際に当時の宮窪村が申請を行ったのは昭和18（1943）年であった。

この申請を受けて、昭和19（1944）年11月に史跡指定されているが、文化財保護委員会で台帳整理中、官報掲載漏れとなっていることが判明し、いったん台帳から削除の上、新たに資料を提出し、昭和28（1953）年3月31日付けで改めて能島城跡として国の史跡に指定された。史跡の指定状況は次節のとおりである。

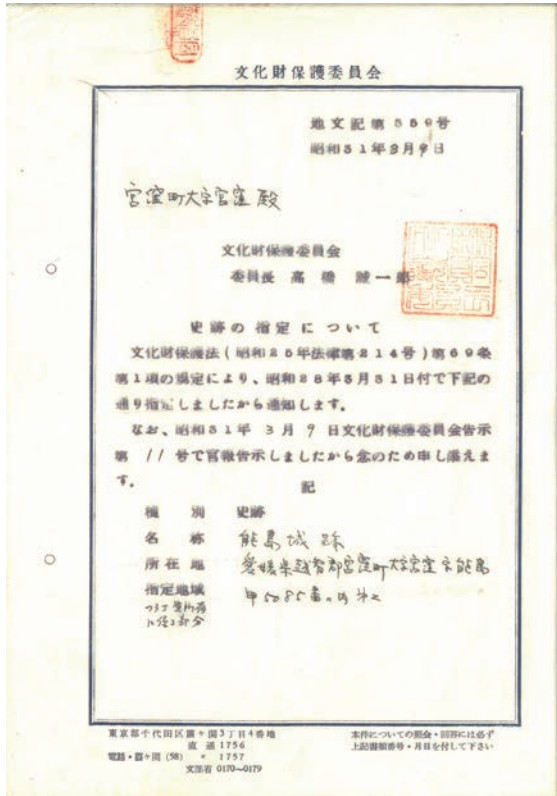
第2節 指定の状況

(1) 史跡指定の通知

本史跡は、昭和28（1953）年3月31日に国の史跡に指定された。史跡の指定通知は以下のとおりである。



地文記第 359号 昭和31年 3月 9日	
文化財保護委員会 委員長 高橋 誠一郎	
史跡の指定について	
文化財保護法（昭和25年法律第214号）第69条第1項の規定により、昭和28年3月31日付で下記の通り指定しましたから通知します。	
なお、昭和31年 3月 9日文化財保護委員会告示第 11号で官報告示しましたから念のため申し添えます。	
記	
種 別	史跡
名 称	能島城跡
所 在 地	愛媛県越智郡宮窪町大字宮窪字能島
指 定 地 域	甲5084番の内第1、甲5084番の内第2
のうち貴所有に係る部分	甲5085番の内第1



地文記第 359 号
昭和 31 年 3 月 9 日

宮窪町大字宮窪殿

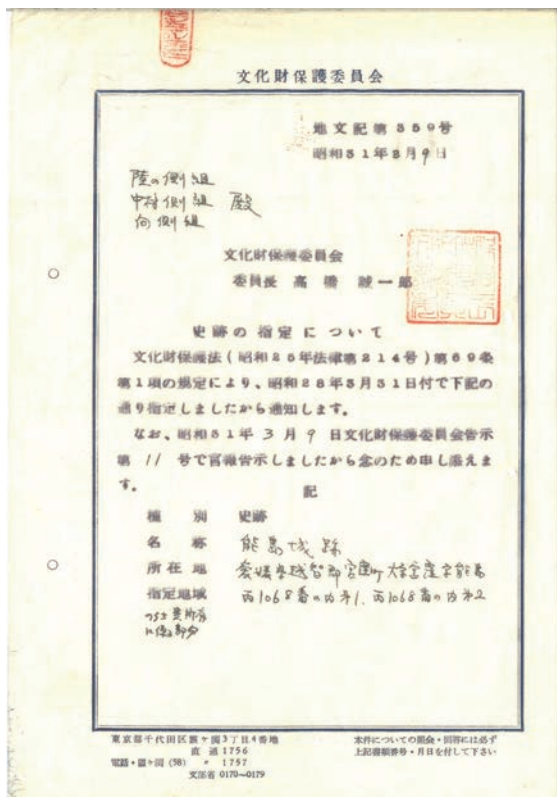
文化財保護委員会
委員長 高橋 誠一郎

史跡の指定について
文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 69 条第 1 項の規定により、昭和 28 年 3 月 31 日付で下記の通り指定しましたから通知します。
なお、昭和 31 年 3 月 9 日文化財保護委員会告示第 11 号で官報告示しましたから念のため申し添えます。

記

種別	史跡
名称	能島城跡
所在地	愛媛県越智郡宮窪町大字宮窪字能島
指定地域	甲 5085 番の内第 2

のうち貴所有に係る部分



地文記第 359 号
昭和 31 年 3 月 9 日

陸の側組
中村側組 殿
向側組

文化財保護委員会
委員長 高橋 誠一郎

史跡の指定について
文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 69 条第 1 項の規定により、昭和 28 年 3 月 31 日付で下記の通り指定しましたから通知します。
なお、昭和 31 年 3 月 9 日文化財保護委員会告示第 11 号で官報告示しましたから念のため申し添えます。

記

種別	史跡
名称	能島城跡
所在地	愛媛県越智郡宮窪町大字宮窪字能島
指定地域	丙 1068 番の内第 1、丙 1068 番の内第 2

のうち貴所有に係る部分

史跡指定通知書(村上海賊ミュージアム蔵)

(2) 指定の状況

史跡の指定状況は以下のとおりである。

名称	能島城跡（のしまじょうあと）
告示番号	文部省告示第11号
指定年月日	昭和28（1953）年3月31日
指定種類	史跡
指定基準	二．都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
指定地域	今治市宮窪町宮窪 6571、6572、6573、6574、6575 番地の各地先朔望満潮線より40m以内の海面及び岩礁並びに 6571 番地先朔望満潮線より 55m以内の海面及び岩礁
指定面積	17,829 m ² （能島：15,045 m ² 鯛崎島：2,784 m ² ）
所有者	今治市宮窪町宮窪 6571 番地 馬越紋造（住所：表示登記がされていないため住所が設定されていない） 陸之側組（同）、向側組（同）、中村側組（同） 今治市宮窪町宮窪 6572、6573、6574、6575 番地 今治市（住所：愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1）
管理団体	名称 宮窪町（平成17日1月17日以降は今治市） 指定年月日 昭和33年2月6日
指定説明文	<p>芸予海峡に属する荒神瀬戸にあって、南北朝時代村上義弘がこれに拠ったと伝えられ、以后累代の居城であると共に伊予水軍の根拠地となった。</p> <p>海峡の咽喉を扼する位置にある能島の頂上を削平して本丸となし、約三間下方の東、西、南の三面を廻って二の丸がある。北東に突出している出丸は矢櫃と称せられ、海峡を隔てて鵜島に対し、更に南方鯛崎島と相対する処に目一つの鼻と称する出丸がある。三の丸は二の丸の西に接して鍵形の平坦地をなし、その北東に小入江があって船舶の集合に適し、附近を鵜瀬という。能島の南稍々西に狭い海峡を隔てて鯛崎島があり、その頂上は削平されていて、出丸として使用されていた。</p> <p>能島の南部海岸の岩礁上に多数の円柱穴の跡があり、直径約六、七寸のものが多いが、稀に約三尺に達するものもあり、深さは著しくない。西岸約三十六間、東岸約三十五間の間に約五六尺の間隔で数列をなしていて棧橋等工作物の跡と認められる。この外小規模のものは北部海岸に二箇所、矢櫃の海岸に一箇所、北東岸に二箇所、更に西岸の平地の砂浜にも本柱根基の埋没しているものが少なくない。これらは何れも棧橋の遺構と認められる。</p> <p>鯛崎島の西岸の岩礁上約五十六間にわたる間に円柱穴の列があって、棧橋の跡と認められ、別に南東の岩礁上にも棧橋の跡がある。北東岸能島に対する岩礁上にも同様の柱穴があって、能島と連絡する構造物があったと認められる。</p> <p>このように本城跡は特殊な構造がよく遺存しているばかりでなく、史上重要な瀬戸内海水軍の拠地として夙に著名であり、学術上価値ある遺跡である。</p>

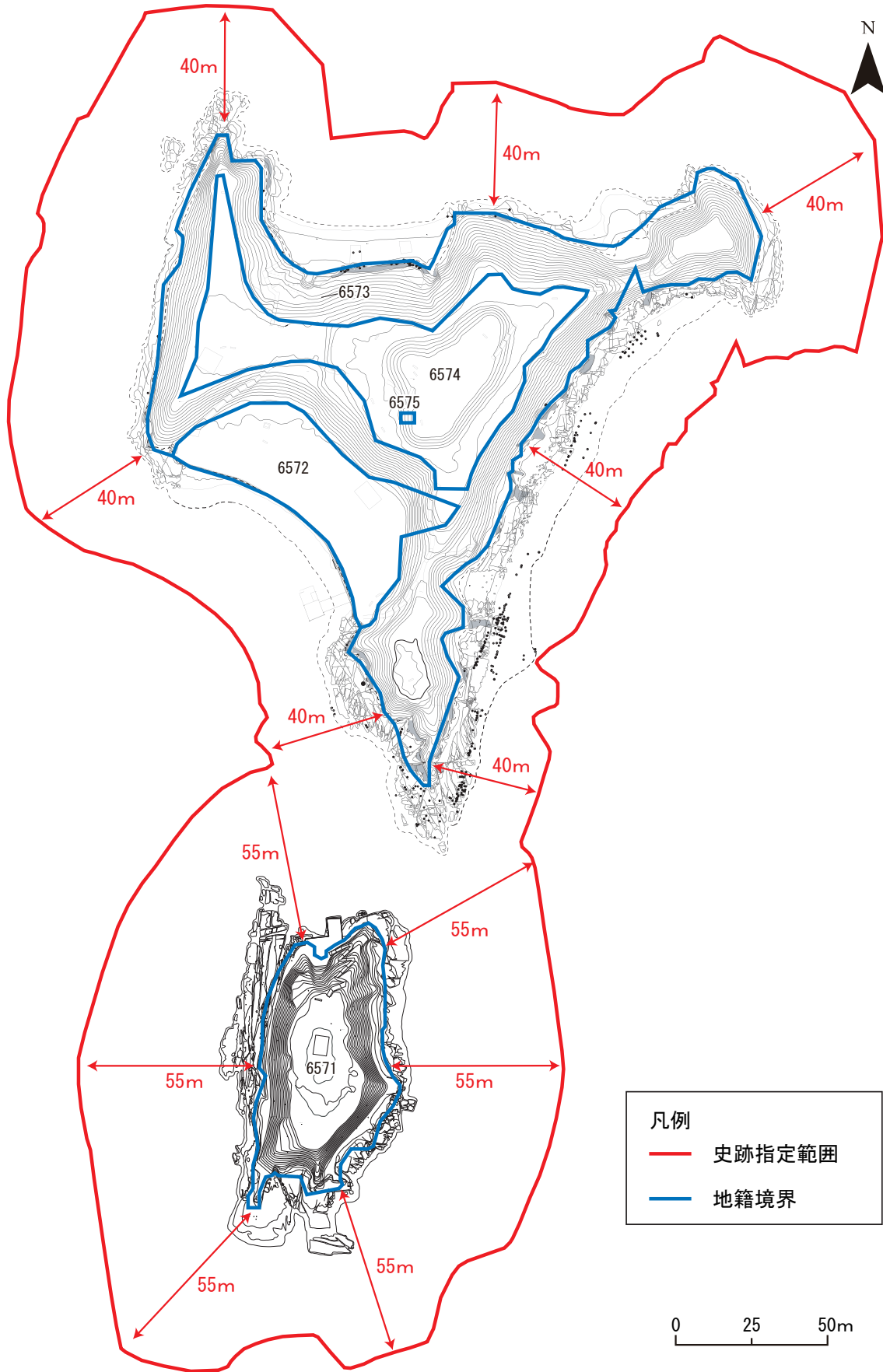


图12：史跡指定範囲図

第3節 指定後の調査・研究

(1) 歴史的背景

i) 文献にみる能島城

能島城は、貞和5(1349)年に「野嶋」、応永12(1405)年に「能嶋衆」として史料上に現れ始める海賊、能島村上氏の拠点的城郭として中世後期に機能したとされる。

この能島城の位置する芸予諸島地域は、村上氏をはじめとした海賊衆や警固衆と呼ばれる海上勢力が多様な活動を展開し、往古より文物往来の大動脈である瀬戸内海交通の要衝に位置する地域であった。その中でも主要な航路や港湾を扼する小島、岬や鼻の先端、海辺の丘陵などには海上勢力の城郭が多く築かれており、能島城はその代表的なものである。

江戸期以降に編纂された能島村上氏の系譜によると、三島村上氏の始祖とされる北島師清が信濃国を経て瀬戸内海に下向し、「予州能島務司之城」へ討ち入り、村上氏のあとを継いだとされる。また、応永26(1419)年、村上山城守雅房が能島城を築城したとされる説もあるが、いずれも後世の史料を根拠としたものであり、一次史料による裏付けはない。

一次史料における「城」としての「能島」の用例について整理しておきたい。明確な初見は、天文16(1547)年の「大内氏家臣連署書状」(『嚴島神社野坂文書』)であることが指摘されている〔山内1992〕。「神主景教能嶋在城之儀」とあり、嚴島神社神主である杉景教が能島城に滞在していたことが記されている。16世紀中頃には能島城が「城」として認識されていたことが分かるが、少し年代が遡る史料にも城としての「能島」を示す可能性がある記述がある。

天文10(1541)年に周防の大内氏が芸予諸島を攻撃した際に、大内氏の海の勢力として活動していた白井氏が家臣の負傷状況を記した書状がある。この合戦は「水夫」が「矢疵」を負っていることから海上が舞台であったようで、大三島・甘崎・岡村・能島・因島が白井氏らによって攻撃されていることが分かる(『安藝白井文書』)。

原文に見られる「能嶋」が、城としての能島を指すかどうかはこの記述だけでは判断できないが、同じく「甘崎」に注目することで、この記述が城としての能島を指す可能性を指摘できる。この『安藝白井文書』には天文10(1541)年のこの出来事を記したもう一つの書状が存在する。それは大内義隆が白井房胤に宛てた感状で、「去六月廿四日、至甘崎要害動之時被矢疵左足之由、隆名注進到来、所令感悦之状如件、」とある。先に示した負傷状況の報告書に対し、大内義隆がそのことを賞した感状であり、つまり先の史料と同じ合戦のことを示しているが、この記述のなかで注目できるのは「甘崎要害」の文字である。

先の史料では「甘崎」とのみ記されているものの、別の史料では「甘崎要害」とされている。つまり同じく「甘崎」と併記された「能嶋」についても「能島要害」という認識で捉えることもできるということである。そうであるならば、一次史料による城としての能島の初見が若干ではあるが遡ることとなる。

ただし、本史跡での採集遺物の年代が14世紀後半から16世紀であることは従来から指摘されている〔柴田2002〕。もちろん築城年代が14世紀後半を示すとは限らず、能島の利用の開始時期として位置づけることが正しい。一方、文献の初見が、城としての利用、つまり築城時期を示すのかというと、史料残存の偶然性の問題がありそれも難しい。山内氏は、「能島」の用例が14世紀中頃の貞和5(1349)年に遡ることに着目し、この用例にみる「野島」がすでに芸予諸島で警固活動を行っており、その拠点として能島に築城が企てられたとしても不思議ではないと指摘し

ている。これらの見解を踏まえ、築城時期については発掘調査による遺構・遺物からの検証を必要としているだろう。

とはいえ、城としての能島の時期がさらに遡る可能性を示す文献史料が皆無であるということではない。佐伯真一・山内譲の両氏による『予章記』の最新の研究によれば、基本的な本文を有するもので『予章記』としては比較的古い書写にかかるものを「古本系諸本」としている。そしてこの古本系の記述の中に、「能島城へ来り」の文字を見ることができる。山内氏らが底本としたのは「加越能文庫本」と言われるもので、加賀藩の今枝直方が17世紀末～18世紀初め頃に書写したものだといふ。

同じく古本系としては「長福寺本」があるが、いずれにも「能島城」の文字が見られることは注目でき〔伊予史談会編1982〕、書写の原本となった「原『予章記』」〔山内2016〕にも「能島城」の文字が記されていた可能性があると言及できる。問題は、原『予章記』の成立時期であるが、山内譲氏は河野通久の時代である15世紀前半に成立し、15世紀後半の教通の時代に部分的な追補が成され、「古本系」ができあがったと言及している〔山内2018〕。そうであるならば、城としての能島の記述も15世紀代に遡る可能性があると言えよう。

その他にも能島城に関する記述はいくつかあるので、紹介しておきたい。元亀2（1571）年に、毛利氏らが能島城を攻めた際の史料には、「能島要害」という文言を見ることができる。軍事拠点としての「能島」の存在を裏付ける用例の一つとして位置づけることができる（『萩藩閥閥録』）。

「要害」という用語に着目した場合、意外な史料に類似した用例を見ることができる。松田毅一・川崎桃太氏が翻訳した『フロイス日本史』〔松田・川崎訳1991〕である。天正14（1586）年に堺を出発したフロイスら一行は、芸予諸島に到着をした。そこで目にした「大きい城」という文言がある。「日本最大の海賊」と呼ばれた「能島殿」がいる「ある島」に構えられた「大きい城」であることから、この城は能島城である蓋然性が高いと考える。さらに『フロイス日本史』の底本となった複写版（大村市史料館蔵）では、この「大きい城」の部分について、原文には「fortaleza grande」と記されており、ポルトガル語では「grande」は「大きい」、「fortaleza」は「要塞」という意味になり、能島城が宣教師から要塞として認識されていたことを示している。なおフロイス一行のこの記述には、能島城を舞台に通行保証状を発行し、航海の安全を保障する能島村上氏の姿を見ることができる。つまり戦時のみならず、平時の経済活動の拠点としても能島城が機能していた可能性を示している。村上氏の城の役割を考えるうえで重要な所見と言えよう。

この小島に立地する能島城が「城」として認識できるかという点については、天正5（1577）年における讃岐元吉城からの村上元吉の帰着という同じ事柄に対し、ある史料では「御帰島」、別の史料では「御帰城」（いずれも「屋代島村上文書」）と記されており、島の城が「城」として認識されていたことは明らかであるとする主張がある〔日和佐2002〕。「御帰城」という表現からは、能島村上氏の居所としての城の姿を読み取ることができる。別の「屋代島村上文書」にも「武吉御帰城」とあり、この史料に「能島城」の文字はないが、能島村上氏にとって城は帰るべき場所、あるいはその象徴であったことを示している。

文献研究においては、能島城に改修の手が加えられた可能性があるような緊張の高まりは、天文10（1541）年頃の能島村上家の家督騒動をめぐる内紛と、この元亀2（1571）年の毛利氏らによる能島城攻めを挙げている。これらの軍事的緊張の高まりのたびに改修が行われ、現在の縄張

りを完成させたと指摘されている。

天正15年(1587)年に小早川隆景の筑前転封に伴って、能島村上氏が屋代島に移ったことが小早川隆景書状(『屋代島村上文書』)などから分かるが、山内氏は能島城の廃城をこの時期とみてさしつかえないだろうと指摘している〔山内1992・1998〕。改修・廃城に関する文献史料研究からの指摘については非常に重要であり、少なくとも廃城時期については総括報告書に記した考古学的な成果とも矛盾はない。

以上のように、文献史料において「城」や「要害」、つまり軍事拠点としての能島城の姿を見ることができた。また「居所」としての城が確認できるものの、利用形態の変遷や城内の生活などを文献史料から読み取ることは難しいが、これらの点については、後述するとおり考古学的に明らかにされつつある。

また文禄3(1594)年に能島沖を航行した島津氏家臣の新納忠元の日記によると、「野島とやらん、昔は盜賊を有ける所なれ共、殿下様の御徳にて、今ハ上下の船心安く侍りながら沖中にいかりをおろして」(「新納忠元日記」『旧記録雑録後編』巻32)とあり〔山内2004〕、能島城廃城後にもその存在感を失っていなかったようである。

その後、元禄2(1689)年の検地帳には越智郡宮窪村に所属し、能島には下々畑が4筆存在するように〔東2002〕、対岸の宮窪村の耕地急増に伴い近世には畑の開墾が進み、明治期にかけて畑と松の茂る小さな島へと景観が変化していった。

ii) 「海賊」について

指定理由において「伊予水軍」あるいは「瀬戸内水軍」という呼称を用いてその根拠地としての能島城を強調しているが、村上氏に関しては「水軍」ではなく「海賊」こそが往時の呼称であるとする近年の研究成果があり、日本遺産のストーリーなどでは「村上海賊」という用語を強調している。先行研究^{註)}に従ってその理由を述べると、おもに以下の3点が挙げられる。

- ・「水軍」は江戸時代以降の後世になってからの呼称であり、室町時代には能島村上氏を「海賊」と呼ぶ一次史料が見られる。
- ・明治から昭和初期に浸透した「水軍」という用語は、海軍の前身という意味が強く、すなわち軍事的な用語であった。つまり戦時のみの性格を表す「水軍」では、近年の研究で明らかになっている能島村上氏の多様な性格が捨象されてしまう。
- ・中世瀬戸内海の「海賊」は多様な海上活動を行った日本史上固有の「海の領主」として位置づけることができ、西洋の「pirates」や現代海賊とは歴史的・地理的背景が異なる。したがって、能島城は中世日本における「海賊」の城郭と位置づけることができ、本計画においては「水軍」ではなく「海賊」という呼称を用いることとする。

註) 「水軍」と「海賊」に関する主な研究

- ・福川一徳 2005「瀬戸内海の覇者 能島村上氏」『村上家文書調査報告書』今治市教育委員会
- ・村上海賊魅力発信推進協議会編 2019『日本遺産村上海賊調査研究成果報告書 中世日本の海賊と城』
- ・山内譲 2015『瀬戸内の海賊 村上武吉の戦い【増補改訂版】』新潮社選書
- ・山内譲 2016『豊臣水軍興亡史』吉川弘文館
- ・山内譲 2018『海賊の日本史』講談社現代新書

(2) 縄張り

i) 地区名称

平成 14 (2002) 年に能島及び鯛崎島の航空測量を行い平面図等を作成し、平成 18 (2006) 年度に策定した『史跡能島城跡保存活用基本計画』においては、図 13 のとおり、地区名称の再整理を行っている。本計画においても地区名称はこれに従うものとするが、調査や保護の対象を明確に述べるため、郭Ⅱを東・西・南区に細分し、あるいは「郭Ⅰ下の切岸」「郭Ⅱ下の切岸及び天然の崖」など、必要性に応じて名称を細分する。

ii) 縄張り

能島

能島は島全体を大きく三段に削平しており、主郭にあたる頂部の郭Ⅰ（標高約 25 m）、それを取り巻く帯郭の形態を呈する郭Ⅱ、西側に接する郭Ⅲが展開する。また、南側、北東に張り出した尾根にもそれぞれ小規模な郭が

形成される。それぞれ郭Ⅳ、郭Ⅴとし、一般的に出郭と評価される。さらに、能島南西側には、広い平坦面が形成され、これを南部平坦地と呼び、能島でもっとも下段に位置する郭と考えている。また、属島の鯛崎島の頂部も広い平坦面であることから、郭Ⅵとしている。主な郭は以上であるが、斜面にも小規模な平坦面が多く形成されている。たとえば郭Ⅱから郭Ⅳへの尾根筋、郭Ⅲの南部平坦地側、船だまりの斜面上である。

現況地形を見る限り、能島城の防御施設は、切岸の機能を果たしたとも考えられる急峻な崖を除いて明確ではない。海岸に面した切岸状の急峻な崖は、人工的か自然地形かの判断は困難であるが、能島周囲を巡る。ただし、切岸の上端、つまり郭の縁辺に土塁が形成されていた明確な形跡は見られない。また、尾根筋を遮断する堀切や、崖面の堅堀も現況では確認できない。

海岸部の船だまりは能島北側の小さな入江で、広い砂浜を形成し周囲の潮流も穏やかかつ船折

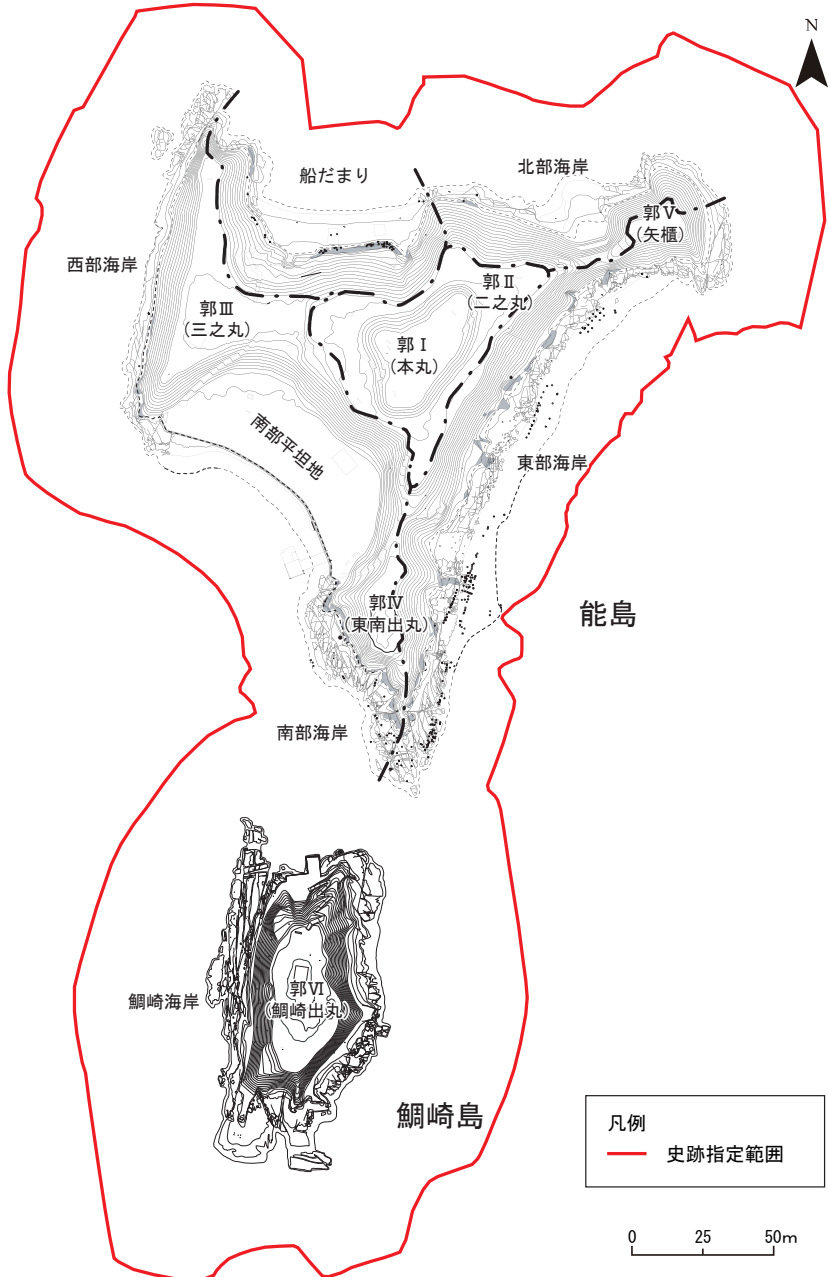


図13：地区名称図

瀬戸を通過する東西最短の航路に面していることから、能島城の主要な船着場としての機能が想定される。また、東部海岸は、能島で最も長い海岸線を有し、瀬戸に接する北側と南側には磯があり時に激しい潮の流れとなるが、中央部は比較的穏やかである。南西側の南部平坦地に接する海岸は、現在の船着場が設置されているものの、実は干満による潮流の影響が顕著であり、潮止まりとその前後以外の船舶の接岸、停泊は容易ではない。したがって、船の発着や停泊に適した海岸は、船だまりと東部海岸の中央付近となる。

海岸部から郭への城内通路は、比較的勾配が緩やかで、階段状に平坦面が形成される船だまり西側斜面、南部平坦地から郭Ⅲ・郭Ⅳ、東部海岸から郭Ⅳ北側の尾根の少なくとも4ルートが現況の地形からは想定される。それらは現在の園路と同じであるが、仮に現路と往時の城内通路が重なると仮定した場合、虎口構造は単純で、これについても明確な防御性は看取できない。

このように、能島には、郭Ⅰ～Ⅲ、出郭とされる郭Ⅳ、Ⅴ、そして南部平坦地が展開し、それぞれの郭を繋ぐ斜面と、海と郭を繋ぐ斜面は、切岸と考えられる急峻な崖となり、防御性を備えていると考えられる。しかし、切岸を除けば、土塁、堀切、堅堀といった山城に顕著な防御施設は確認できず、また、複雑な虎口構造も見られないなど、総じて簡素な縄張り構造であり、城自体の防御性は低いと考えられる。

なお、詳しくは後述するが現在に残る縄張りの成立時期については16世紀中葉と考えられる。

鯛崎島

鯛崎島には楕円形状の郭Ⅵ（鯛崎出丸）が形成されており（標高約18m）、頂部に木造弁才天坐像（今治市指定文化財）を祀る祠がある。木造弁才天坐像は、江戸時代の可能性があるもので、祠は昭和11（1936）年に建築し、現在のものは平成10（1998）年の再建である。木造弁才天坐像が鯛崎島に祀られた由来が明らかではないが、後世の文化財であるため能島城との関連は低いと考えられる。また郭北端には室町時代とされる五輪塔の部材が4基あるが、これらの時期は全くの不明であるものの、鶴島から搬入されたという古老の証言があり、さらにのちの調査で郭Ⅵに墓地等の供養の対象となる遺構も検出されていないことから、能島城との関連は低いと考えられる。

鯛崎島の周囲には切岸もしくは天然の崖が巡る。その他に土塁、堀切、柵などの防御施設は見られない。鯛崎海岸の南側、西側には岩礁ピットが多く見られるが、いずれも構造は脆弱であり、列状の配置は看取できない。海岸南端には海上安全の石製地蔵が祀られるが、現在のものは平成2（1990）年頃に設置されたものである。それ以前の地蔵が台風被害により海中に沈下しているという証言もあるが、初代地蔵の年代も明らかではなく、現状では能島城との関連を述べることはできない。

iii) 自然の防備性

簡素な縄張りである点を根拠として能島城の防御性を低いと評価するのは陸の視点であるとし、縄張図には現れない防御施設の存在を強調した見解がある。すなわち、「海面が堀となり、潮流が土塁」であり、それらを防御施設として活用できる海面上が戦場になるという見方である〔山内1994〕。確かに最大10ノット（時速約18km）にもなる大潮の最強時には高い防御性を発揮したことは疑いようがない。

しかし、これを逆に不安定な防御性とする見方もある〔日和佐2002〕。つまり大潮であっても

一日4回、約6時間の周期で潮止まりがあり、大潮満潮時にはむしろ上陸や物資の荷揚げが容易となる。また、小潮時には最大1.4ノット（時速約2km）の時もあり、常時高い防御性を発揮しているわけではない。条件に左右される不安定な防御性であると評価できる。

とはいえ、主戦場は海であり、船による防御ラインの構築がなされていたと考えれば、言うまでもなく周囲の海は能島城の縄張りの一部として捉えることもできよう。

（3）整備に伴う発掘調査の成果

i) 経過と調査概要

発掘調査については、平成15（2003）年度から平成27（2015）年度にかけて岩礁部及び各郭の調査が行われ、その都度報告書として刊行されてきた。また、平成30（2018）年度には、本計画策定にあたりその基礎資料となるようこれまでの調査結果と最新の研究成果を反映させた総括報告書を刊行した。

ここでは、地点ごとに調査結果をまとめることとし、その詳細は、各調査報告書及び総括報告書を参照されたい。刊行された発掘調査報告書は表1のとおりである。

表1：発掘調査報告書一覧

年	タイトル	著者・編者・発行
2006	今治市埋蔵文化財調査報告書第82集 史跡能島城跡－平成15・16年度岩礁ピット調査報告書－	今治市教育委員会
2007	今治市埋蔵文化財調査報告書第85集 史跡能島城跡－平成17年度船だまり調査報告書－	今治市教育委員会
2008	今治市埋蔵文化財調査報告書第90集 史跡能島城跡－平成18年度能島東部海岸調査報告書－	今治市教育委員会
2009	今治市埋蔵文化財調査報告書第98集 史跡能島城跡－平成19年度郭Ⅰ・南部平坦地調査報告書－	今治市教育委員会
2010	今治市埋蔵文化財調査報告書第103集 史跡能島城跡－平成20年度郭Ⅱ・郭Ⅲ・南部平坦地調査報告書－	今治市教育委員会
2011	今治市埋蔵文化財調査報告書第108集 史跡能島城跡－平成21・22年度郭Ⅰ・郭Ⅳ・郭Ⅴ・南部平坦地下海岸調査報告書－	今治市教育委員会
2012	今治市埋蔵文化財調査報告書第112集 史跡能島城跡－平成22・23年度郭Ⅲ（第2・3次）調査報告書－	今治市教育委員会
2013	今治市埋蔵文化財調査報告書第119集 史跡能島城跡－平成22・23年度郭Ⅱ（第2・3次）調査報告書－	今治市教育委員会
2014	今治市埋蔵文化財調査報告書第125集 史跡能島城跡－平成23・24年度郭Ⅵ調査報告書－	今治市教育委員会
2015	今治市埋蔵文化財調査報告書第130集 史跡能島城跡－平成25年度城内通路調査報告書－	今治市教育委員会
2017	今治市埋蔵文化財調査報告書第139集 史跡能島城跡－平成27年度城内通路（第2次）調査報告書－	今治市教育委員会
2019	今治市埋蔵文化財調査報告書第146集 史跡能島城跡－平成15～27年度整備に伴う調査総括報告書－	今治市教育委員会

ii) 岩礁ピット・海蝕台（テラス）・南部平坦地の埋め立て

能島・鯛崎島の周囲をめぐる通路状の平坦地である海蝕台（テラス）と 382 基の岩礁ピットがある。能島城の最大の特徴は海岸部の遺構にあると言っても過言ではなく、とりわけ岩礁ピットは芸予諸島の今治側を中心とした海辺の城をはじめとした中世遺跡に顕著に確認できる遺構であり、地域特有の遺構として極めて重要である。



岩礁ピットと海蝕テラス

建物状配置

岩礁ピットは、単独A型、縦列、横列、建物状配置などが認められ、甘崎城や来島城跡の調査では縦列岩礁ピットについては干満差に

応じて舳をつけ変えることができる繫船施設と評価されているが、能島城では顕著ではなかった。その配置は海岸によって特徴が異なることが明確になっている。

東部海岸では、縦列、横列岩礁ピットが組み合わさった配置のものや建物状に配置されたものなどが検出され、配置や組み合わせから、同じ海岸内でも地点によって機能が異なっていたと考えられる。また、南部海岸と東部海岸にそれぞれ 1 基ずつ直径 1 m を測る大型岩礁ピットが確認されており、船で運んだ生活用水を溜める機能をもつ水溜であると推定している。

船だまりでは、単独A型ピットと呼ばれる岩礁ピットが、海蝕テラス上及びやや下の海蝕テラス上位に、少なくとも 5 基確認された。船を繋ぐための柱をたてた穴と考えられ、海蝕テラスは上陸後の通路として利用されていたと考えられる。また、船だまり斜面には、前面に石積を伴う盛土整地層が確認されており、16 世紀段階のものと判断されている。

南部平坦地は、中世段階における海岸埋め立て地で、盛土は 3 段階で行われたことが明らかになっている。第 1 段階は、15 世紀前半以前に完成し、上面には小径の柱穴が確認できた。第 2 段階は 16 世紀前半頃の完成であり、上面には石列などが確認できるが、掘立柱建物跡などは確認できない。最終の第 3 段階は 16 世紀中葉に完成しており、上面には柱穴などの遺構は見られず、広場として利用された可能性がある。なお南部平坦地の南側斜面裾では、階段状に削平された岩礁が検出された。いわゆる「雁木」の祖型として評価でき、盛土整地層以前の時期と考えられる。現在にもつながる干満に応じた接岸施設の構造が中世段階まで遡ることを示す貴重な遺構である。

以上のことから南部平坦地の主な役割は、居住空間ではなく、物資の陸揚げ、海産物の加工、軍事演習などを行った多目的ヤードであったと推測されている。

また、南部平坦地の埋め立て地前面には石積が築かれており、石積基底層が岩礁上ではなく砂礫層上に構築されていることが明らかとなった。さらに、石積前面の海岸からは 118 本の木柱が検出され、帯状に横列配置されていることが確認されたが、検出状況から建物や棧橋等の構造物となる可能性は低く、埋め立てに伴う護岸用の木柱と考えられている。木柱、石積（大部分は昭和 48（1973）年ごろの台風で崩落し修復している）の年代



木柱の検出状況

は明らかではないが、埋め立ては中世段階であるため、何らかの護岸が必要であり、石積や木柱がそれに対応する可能性がある。

海岸部は、船の発着や物資の荷揚げの利便を図るための開放的な整備が行われている。そして船だまりは対外的な窓口、南部平坦地は荷揚場などの多目的ヤード、東部海岸は船のメンテナンスや修理を行う場と考えられ、海岸ごとにその役割が異なると言える。

iii) 通路状遺構

能島城の通路は、岩盤斜面をL字状に削平した構造で、山側の斜面裾などに排水のためか溝状遺構が敷設される特徴がある。さらに盛土整地によって改修されており、その改修は16世紀前半頃に顕著に行われている。海岸と郭を繋ぐ通路状遺構は、南部平坦地南端から郭IV方面、東部海岸から郭II南区直下、船だまりから郭III方面で検出されている。その他の地点でも通路状遺構の可能性のある地点が確認できた。

南部平坦地南端から郭IVへの岩盤斜面をL字状に削平し、平坦面を成形していたことが分かった。また、郭II南区と郭IVの間には岩盤を成形した平坦面があり、東側へ緩やかに下ることが確認された。その後の調査で、海岸部へと続く通路の可能性が高いと判断され、検出された岩盤成形の平坦面と溝状遺構がセットで、少なくとも一度改修され、16世紀前半以降には、盛土整地による改修が行われていることが分かった。船だまり斜面でも、海蝕テラス以外に上下2面の平坦面が確認されており、岩盤成形と斜面裾の溝がセットで検出され、盛土整地により改修を行っている状況が確認できている。郭Iの現況通路の下には岩盤が成形されたと考えられる緩傾斜面が確認でき、通路の痕跡の可能性が高いとされている。一方、郭VIへの通路としては、岩盤成形及び一部盛土成形された明確な平坦面が確認され、通路状遺構の一部を示す可能性があると考えられる。

iv) 郭の調査

郭I（本丸）

郭Iは能島頂部に位置する。郭Iは花崗岩の岩盤を削平しており、北東及び北西側の突出部は盛土整地により郭を拡張していることが明らかとなった。その時期は16世紀前半と考えられる。

特筆すべき遺構としては、掘立柱建物跡と地鎮め遺構である。掘立柱建物跡は、梁間2間×桁行2間の総柱建物跡であり、検出状況と立地条件から材木を井桁に組んで構築した「井楼」と称される檣であった可能性がある。一方、地鎮め遺構は、土師質土器皿1点と銭貨5点が一括で出土しており、建物の建築あるいは廃絶の際などに行う祭祀の痕跡と考えられる。したがって郭Iは、単なる生活空間ではなく、見張り場としての機能や非日常的な空間として利用されたことが分かる。その盛期は16世紀前半と考えられるが、後半にかけても継続的利用が認められる。

郭II（二之丸）

郭IIは、郭Iを巡る帯曲輪の形態を呈している。東、南、西側の3か所に広い平坦面を有し、それぞれを通路状の狭い平坦面が繋いでいる。

郭II東区では、3棟の掘立柱建物跡と大型方形土坑、地鎮め遺構と目される遺構が確認された。掘立柱建物跡は郭Iで検出されたものと同規格であり、井楼の可能性はある。建物跡は梁間

2間×桁行3間で、内部に間仕切りと考えられる柱穴が存在する。大型方形土坑は底面と側面に黒色弱粘土が貼り付けられるように堆積しており、水溜め遺構と推定されている。地鎮め遺構からは、周辺に散らばったものを含め33点の銭貨が出土している。

郭Ⅱ南区では、掘立柱建物跡が4棟確認された。このうち1棟は、梁間3間×桁行4間を測り、能島城で検出された掘立柱建物跡で最大規模である。出土遺物から、16世紀前半以降に廃絶されたと考えられる。このほかの建物跡は平面プランが切り合うため同時併存ではなく、3回以上の建て替えが行われたと考えられる。

郭Ⅱ西区では、掘立柱建物跡が3棟、地鎮め遺構が1基、大型方形土坑が3基確認された。掘立柱建物跡には梁間2間×桁行3間のものが1棟と、梁間2間×桁行4間のものが2棟検出されており、検出状況から、少なくとも2回以上の建て替えがあったと考えられる。土師質土器皿25点と銭貨13点が埋納された状態で検出された地鎮め遺構は、住居などの建物に関連する祭祀跡とされている。また、大型方形土坑3基は、東区と同様に水溜め遺構と考えられている。

郭Ⅱは16世紀前半頃が盛期と考えられるが、継続的な利用があったことが確認された。また、掘立柱建物跡の検出状況等から、郭Ⅱは主に城内の居住空間として機能していた可能性が高いと考えられる。



掘立柱建物跡検出状況

郭Ⅲ（三之丸）

郭Ⅲは、不整形なT字形を呈している。郭Ⅲ南東部では、旧地形を盛土造成により平坦にしている。主な遺構としては、底付礎石建物跡であり、その規模は身舎が南北4間×東西2間、庇が西面中央に東西半間、南北2間である。礎石建物跡は能島城において1棟のみであることから、城内において特別な役割を持った建物であると推測される。



礎石建物跡検出状況

郭Ⅲ北西部で検出された主な遺構は、2間×3間の掘立柱建物跡が2棟、大型方形土坑が2基、鍛冶遺構である。調査後の検討でさらに2間×2間で井楼の可能性のある掘立柱建物跡の存在が確認された。2間×3間の掘立柱建物跡は、検出状況からやや軸と位置をずらして建て替えが行われている。大型方形土坑については、郭Ⅱ東区、西区の遺構と同様に、底面と壁面に黒色粘土を貼り付けていることから、水溜め遺構と考えられている。また、鍛冶遺構からは、鍛冶炉跡や鍛打作業時の冷却用と考えられる水溜め、作業場と見られる焼土面とともに、鍛冶滓、鍛造剥片、^{ふいご}の羽口などの鍛冶関連遺物が多数出土した。小鍛冶と考えられ、城内で消費する鉄器の加工や補修が行われていたと考えられる。

出土遺物や遺構の検出状況から、郭Ⅱと同様に郭Ⅲも居住空間の役割を果たした時期があった

と推測できるが、居住空間以外に鍛冶場としての利用時期があったことも分かっている。盛期は16世紀前半頃であるが、近世の出土遺物もあるため、能島城廃城後も何らかの利用があったことが示されている。

郭Ⅳ（東南出丸）

郭Ⅳは、東南出丸と呼ばれ、能島南側に伸び出した尾根の頂部に展開する出郭とされる。郭Ⅳの南端の一部で若干の盛土整地層が確認され、平坦面の成形あるいは補修が目的で行われたと考えられる。

検出された主な遺構は、柱穴110基、掘立柱建物跡2棟、地鎮め遺構1基であった。掘立柱建物跡の1棟は梁間2間×桁行4間で、間仕切りと思われる柱穴も建物内部に確認できた。もう1棟は、1間×1間の小規模な建物跡で、住居ではなく倉庫などの機能が想定



地鎮め遺構

されるが、他の1棟と連結する可能性もあり、入口の土間なども考えられる。地鎮め遺構からは、土師質土器皿28点、銭貨82点が出土しており、他の郭で検出された同種の遺構の中で最大規模である。出土遺物や検出された遺構から、郭Ⅳは他の郭と様相が異なると考えられ、城内で最も祭祀的な性格が強い空間と考えられている。

郭Ⅴ（矢櫃）

郭Ⅴは、能島東側に伸び出した尾根上に形成された郭で、瀬戸を挟んで対岸に鶴島を望む。この郭は、これまで矢櫃と呼ばれ弓の稽古場或いは武器庫と考えられてきたが伝承の域を脱しない。調査によって岩盤を平坦に成形した遺構面から柱穴51基、土坑1基、東端で岩盤を台形状に削り出した堤状遺構が検出されたが、矢櫃伝承を証明する遺構・遺物は発見されなかった。柱穴は、2間×2間の総柱建物跡の存在が指摘されており郭Ⅰや郭Ⅱ南区などで検出された井楼の可能性がある。堤状遺構については、上端が平坦面になっており、土塁に類する防御施設の可能性が考えられたが、最大で約0.3mと非常に低いため、現状では用途不明である。特筆すべき遺物に、底部に「宥」が墨書された土師質土器皿がある。「宥」の下にさらに一字があったと推測され、人名などの可能性も指摘されている。

郭Ⅵ（鯛崎出丸）

郭Ⅵは、鯛崎島の頂部の平坦面にあり、南半の周縁部は盛土によって平坦面を拡張している。調査の結果、3基の掘立柱建物跡と、方形土坑1基、溝状遺構2基が確認された。郭北側では、2間×2間の総柱建物跡が検出され、井楼の可能性があり、検出位置から能島との連絡に必要な施設とも考えられている。郭南側では、梁間2間×桁行4間の掘立柱建物跡が2棟検出され、検出状況から併存した可能性が指摘されている。方形土坑は、他の郭で検出された大型方形土坑との類似性から水溜め遺構の可能性もある。

出土遺物から15世紀後半から16世紀中葉頃が盛期であり、他の郭とは少し様相が異なってい

る。鯛崎出丸は、能島城内で唯一燧灘を望むことができる。空気の澄んだ日には塩飽諸島、つまり能島村上領域の東限を望むことができるため、監視などの役割が想定できるだろう。

v) 遺構・遺物からみた郭の利用形態

各郭で検出された遺構の分布は図15、年代及びその根拠については、表2に示している。

検出されたおもな遺構に、掘立柱建物跡約20棟、庇付礎礎石建物跡1棟、大型方形土坑7基、鍛冶遺構1基、地鎮め遺構4基がある。

掘立柱建物跡は2間四方の総柱建物跡が郭Ⅰ、郭Ⅱ東、郭Ⅵにあり、その可能性があるものが郭Ⅲ北側、郭Ⅴに位置している。郭Ⅵ北側を除き、能島北側に集中しており、井楼の可能性が指摘されている。その他梁間2間×桁行3間あるいは4間のものが最も多く、住居または倉庫と考えられる。郭Ⅱ西・東・南区、郭Ⅲでは数回の建替えが認められた。恒久的に居住空間であった可能性が指摘できる。

庇付礎石建物跡は郭Ⅲに位置し、船着場（船だまり・南部平坦地）から容易にアクセスできる位置や、唯一の礎石建物である点、高級で珍しい陶磁器の多さや複数個体の備前焼甕の出土から「倉」であったと想定している。

大型方形土坑は、壁面と床面に粘土貼りをした土坑で、一辺が2mを超える大型のものが目立つ。いずれも掘立柱建物跡に隣接することや、その構造から「水溜め遺構」と推定している。能島城は井戸等の湧水は確認できないため、対岸の「水場」に頼らざるを得ない環境であったことから、遮水の処置を施した覆屋を持たない大型の土坑を設置し、雨水を溜め、有効利用したものと考えられる。

鍛冶遺構は郭Ⅲで検出され、「小鍛冶」が行われていたことが明らかとなった。能島城で最も多い鉄製品は釘、次いで鉄鏟であるためこれらの鉄製品の生産あるいは修理が城内で行われたと考えられる。

地鎮め遺構は4基が確認されているが、最も古い例では15世紀中頃から後半で、その後、連綿と丁寧な地鎮めの祭祀が行われていたことが分かる。海賊衆の性格の一端を読み取ることができよう。

遺物の出土傾向を分析すると、各郭の性格の差異をさらに詳しく知ることができる。郭Ⅰは、土師質土器皿（いわゆる「かわらけ」）が約95%を占めるのに対し、甕・壺などの貯蔵具、鍋・釜・播鉢などの調理具は少ない。かわらけは、儀礼や饗宴に用いるアイテムと考えられているため、能島城の主郭は、居住空間ではなく非日常的な空間であったことが分かる。

一方、郭Ⅱは掘立柱建物の顕著な建替えに加え、生活容器類が質・量ともに豊富に出土していることから、おもな居住空間として認識できる。さらに郭Ⅱ西側に関しては、奢侈品とよばれる高級で珍

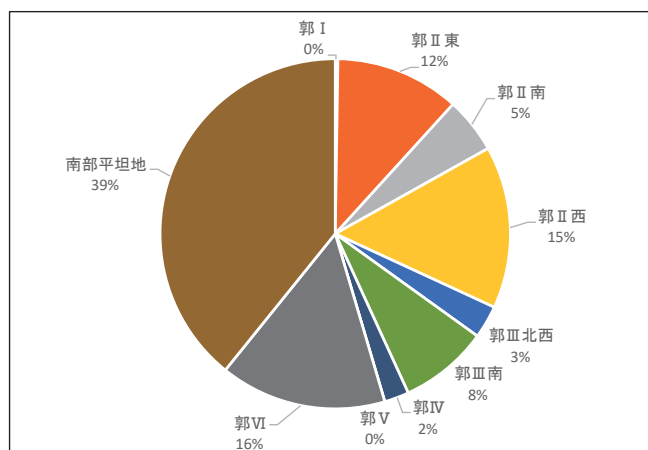


図14：生業を示す土鍾の出土状況（発掘面積1㎡あたりの出土量）

しい陶磁器が他の郭と比べて突出して多いことから、当主かどうかは定かではないが、上層階級の居住空間であった可能性がある。郭Ⅲは、鍛冶場や倉庫の存在から、生活を補完するための郭と考えられる。鯛崎島の郭Ⅵも同様に複数の建物跡と生活容器類が多く出土していることから、居住空間としての性格も認められると言える。

また、能島城では漁網に用いる土錘が500点以上出土しているが、その出土状況を見ると海辺の郭である南部平坦地が最も多く、次いで多いのは生活空間である郭Ⅱ、郭Ⅳである。平時にはこれらの郭において網の手入れなども行われていたのだろう。城内を舞台とする海賊衆の生活と生業の実態が具体的に示されつつある。

表2：郭の遺構一覧（総括報告書P.112より引用）

地点	遺構	略号	規模	時期	時期比定根拠等
郭Ⅰ	掘立柱建物	SB-1	2間×2間	16C前葉以降に廃絶	柱穴埋土の景徳鎮白磁皿
	地鎮め遺構	SP-175	皿1、銭5	15C後半	土師質土器皿(草戸千軒町編年Ⅳ期前半)
郭Ⅱ東	掘立柱建物	SB-1	2間×2間	時期不明	SB-2、3と切り合うが前後関係不明
	掘立柱建物	SB-2	2間×3間	時期不明	SB-1、3と切り合うが前後関係不明
	掘立柱建物	SB-3	2間×3間	15C末～16C初以降に廃絶	柱穴埋土の土師質土器皿
	大型方形土坑	SK-1	長2.4～2.8×短1.75～2.05m	時期不明	SB-2と並行か
	地鎮め遺構	SP-1	銭33	時期不明	紹定通寶(初鑄1228年)以降
郭Ⅱ南	掘立柱建物	SB-4	3間×4間	16C前半以降に廃絶	柱穴埋土の土師質土器皿
	掘立柱建物	SB-5	2間×4間	SB-4廃絶後	柱穴の切り合い関係
	掘立柱建物	SB-6	2間×3間	15C以降か	柱穴埋土の亀山焼系瓦質土器挿鉢
	掘立柱建物	SB-7	2間×4間	時期不明	切り合い関係、遺物なし
郭Ⅱ西	掘立柱建物	SB-8	2間×4間	盛土⑥層以降	盛土⑥層はSK-7(15C中～後半)以前
	掘立柱建物	SB-9	2間×4間	盛土⑥層以降	盛土⑥層はSK-7(15C中～後半)以前
	掘立柱建物	SB-10	2間×3間	15C中頃～後半以前	地鎮め遺構SK-7に切られる
	大型方形土坑	SK-3	長2.2以上×短1.9m以上	時期不明	SB-8、9と並行か
	大型方形土坑	SK-4	長3.1×短1.63m	時期不明	SB-8、9と並行か
	大型方形土坑	SK-5	長1.4以上×短1.16m	時期不明	SB-8、9と並行か
郭Ⅲ南東	礎石建物跡	SB-1	2間×4間	16C前半以降	先行する石列内の備前焼大甕
	掘立柱建物	SB-2	2間×3間	時期不明	SK-4、5と並行する可能性あり
郭Ⅲ北西	掘立柱建物	SB-3	2間×3間	16C前半以降	鍛冶遺構以降
	大型方形土坑	SK-4	長2.7×短1.9～2.0m	鍛冶遺構に先行	鍛冶遺構に切られる
	大型方形土坑	SK-5	長2.95×短2.0～2.1m	16C前半以前、鍛冶遺構に先行	埋土の遺物から16C前葉以降に廃絶、鍛冶遺構に切られる
	鍛冶関連遺構	SX-6他	-	16C前半頃	放射性炭素年代測定+SK-5との切り合い
郭Ⅳ	掘立柱建物	SB-1	1間×1間	15C末～16C初か	地鎮めの可能性があるSP-47出土遺物
	掘立柱建物	SB-2	2間×4間	15C後半～16C初以降か	内部のSP-51の土師質土器及び地鎮めSK-1
	地鎮め遺構	SK-1	皿28×銭82	15C末～16C初	土師質土器皿(草戸千軒町編年Ⅳ期後半新段階)
郭Ⅵ	掘立柱建物	SB-1	2間×2間	15C末～16C初頃以降に廃絶	埋土の遺物
	掘立柱建物	SB-2	2間×4間	16C前半以降の廃絶	埋土の遺物
	掘立柱建物	SB-3	2間×4間	時期不明	SB-2と並行か
	大型方形土坑	SK-1	長1.62×短1.16m	16C前半以降の廃絶	埋土の遺物

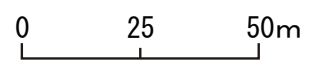
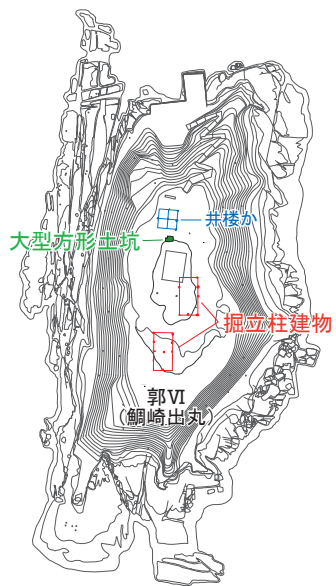
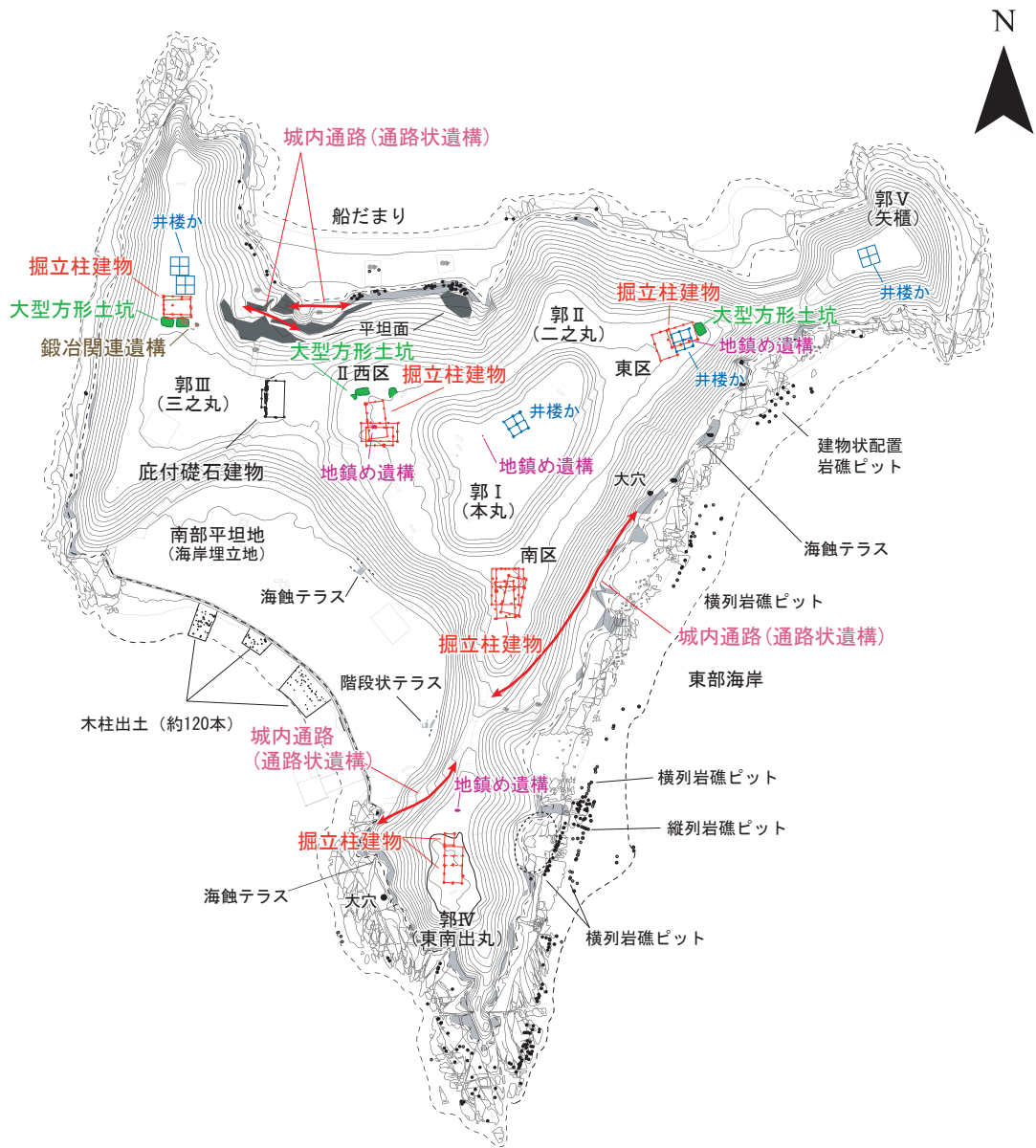


表3：検出された遺構及び出土遺物一覧（総括報告書P.131より引用）

性格	機能	器種	郭I	郭II東	郭II南	郭II西	郭III北西	郭III南	郭IV	郭V	郭VI	特記事項	南部平坦 (参考)	見近島 (参考)
			掘立1 (2間総柱) 地鎮め1	掘立1 (2間総柱) 掘立2 (建替有) 水溜め1 地鎮め1	掘立4 (建替有)	掘立3 (建替有) 水溜め3 地鎮め1	掘立2 (2間総柱) 掘立2 (建替有) 水溜め2 鍛冶1	礎石1	掘立2 地鎮め1	掘立1 (2間総柱)	掘立1 (2間総柱) 掘立2 (建替有) 水溜め1		盛土整地 (以下、整地層 出土遺物のた め、南部平坦地 の機能を示す ものではない)	建物15 土器溜り
生活	食膳具	碗・杯・皿	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	郭I土師質 土器皿突出	○	○
	貯蔵具 調理具 煮炊具	壺・壺 播鉢・卸皿・白 鍋・釜	△	○	○	○	○	○	△+	△	○-	郭I以外は 一定量出土	◎	◎
	奢侈品 (希少品)	青磁瓶・盤・香炉 襦袢・三彩等	△	△	△	△	△	△	×	×	△	郭II西・郭 III南多い	△	△
	茶道具	茶白・茶入れ・天目茶碗	△	△	△	△	△	△	×	×	△		△	△
	文房具	硯・水差し	△	△	△	△	△	△	×	△	△	水差しは郭II 東の1点のみ	△	△
	遊戯具	碁石・瓦玉	△	△	△	△	△	△	△	×	△		△	×
	化粧道具	鉄漿皿（銅製容器） 鉄漿壺	×	△	×	×	×	×	△	×	△		△	×
	その他	砥石	△	△	×	△	×	△	×	△	△		△	△
銭貨	唐銭・宋銭・明銭 無文銭（単独出土）	△	△	△	△	△	△	△	△	△	全郭出土	△	△	
宗教	仏具	土製仏像	×	×	×	△	×	×	△	×	×	郭II西・郭 IVで各1点	×	×
	地鎮め	銭貨（一括出土）・皿	△	△	×	△	×	×	△	×	×	4か所	×	×
生業・生産	漁具	土錘	△	△	△	△	△	△	△	×	△		△	△
	農具	鋤	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	△
	鍛冶	羽口・鉄滓・鍛造剥片	×	△	△	△	△	△	△	△	△	鍛冶遺構は郭 III北西のみ	△	△
軍事	武器	鉄鏃・小刀 刀装具・刀子等	×	△	×	△	×	△	×	×	△		△	△
	武具	小札・八双金物 覆輪・鞆等	×	×	△	△	△	△	×	×	△	郭III南・郭 VIやや多い	△	△
	附属品	筭	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	△
建築	金物	釘・紙	△	△	△	△	△	△	△	△	△	全郭出土	△	△
	その他	壁土状土塊	有	有	有	有	有	有	有	無	有		有	有
遺構・遺物から想定される郭の主な性格			儀礼 監視	居住	居住	居住 (上層)	居住 生産 監視?	倉庫	居住 (儀礼)	不明 監視?	居住 監視		多目的 ヤード	集落 流通拠点

※性格・機能・器種の分類は[柴田2003]を参考に作成した
 ※食膳具の皿には、灯明皿を一定量含むが細分はしていない
 ※貯蔵・調理・煮炊具は器種分類が困難な小破片を含むため、細分していない
 ※壁土状土塊は、数量を把握していないため有・無で記載

◎ 半数以上(各郭出土遺物の50%以上を占める)
 ○ 多い(同20~30%程度)
 ○- やや多い(同15%前後)
 △+ やや少ない(同10%前後)
 △ ごく少量(同5%未満)
 × 出土していないか、小片のため確認できない

vi) 能島城の利用形態の変遷

能島城 1期 (15世紀前半以前)

南部平坦地の盛土整地1段階が完成した時期であり、このことを積極的に評価すると、能島で郭の形成が本格的に開始された時期と推測される。能島村上氏による「能島」の利用開始は、出土遺物とその後の連続性を持って安定的に出土する14世紀中頃から後半と考えるが、この時点が「築城」時期となるかどうかは定かではない。文献上の能島村上氏の明確な初見は貞和5(1349)年であるため、発掘調査の成果とも概ね合致する。15世紀前半までには築城が開始され、貿易陶磁器や備前焼の搬入が増加し、利用の本格化が見られる。なお鯛崎島は、この時期の備前焼播鉢などが出土しているため利用は確認できるが、検出された遺構は後述する3期以降と考えられるため当該期の利用形態は不明である。

能島城 2期 (15世紀中頃~後半)

郭II西区で確認された盛土整地は、遅くとも15世紀後半には完成し、その面を利用して掘立柱建物が建築され地鎮め遺構も確認される。15世紀後半と考えられる地鎮め遺構は郭Iでも確認され、基礎となる郭配置が構築されていた。加えて、備前焼甕、壺、播鉢、青磁碗、腰折れ皿、白磁

皿、土師質土器鍋などの15世紀代の遺物が多く出土することから、明確な郭の形成と活発な利用が確認される時期と考えられる。この頃の能島村上氏は、小早川氏一族の小泉氏らとともに弓削島の荘園を「押領」するなど（「東寺百合文書」）、芸予諸島で盛んに活動している時期と考えられるが、能島城に関連した記述が見られる一次史料は皆無である。

能島城3期（15世紀末～16世紀前半頃）

16世紀前半には南部平坦地の盛土整地2段階が完成し、船だまりや東部海岸から郭Ⅱ南下への城内通路、郭Ⅰの突出部など、各地で盛土整地による城の改修や平坦面の拡大が行われる。各郭で検出された掘立柱建物は3期以降の建築・廃絶が顕著であり、遺構からみた盛期と言える。

郭Ⅰは土師質土器皿が出土土器・陶磁器の大半を占め、生活容器が少ないことから儀礼や饗宴の場として利用された。郭Ⅱは東、西、南の各平坦面で掘立柱建物が存在し、その建替えも行われている。

郭Ⅱはおもに居住空間として利用されるが、郭Ⅱ西区では貿易陶磁器の出土量が突出し、奢侈品も多く出土するのに対し、南区では貿易陶磁器の出土量が西区の約1割にとどまるなど明確な階層差が看取される。能島村上氏の有力な武将が居住・滞在したとすれば、この西区であったと推定される。郭Ⅱ、郭Ⅲでは掘立柱建物には水溜めと考えられる大型方形土坑が付設されていたと考えられる。

西区直下の郭Ⅲ南区の庇付礎石建物もこの時期と考えられ、郭Ⅱ西区とともに能島城の中核域であったと推測できる。礎石建物は「倉」と考えており、船だまりや南部平坦地で荷下ろしされた物資が、ここに集積された可能性がある。また郭Ⅲ北西部では鍛冶場が営まれ、鉄釘あるいは鉄鏃など生産や補修を中心とした小鍛冶が行われていた。その他、生活容器類の出土状況からも当該期が能島城の盛期とみて差しつかえはない。

能島城4期（16世紀中頃～後半）

南部平坦地の盛土整地の最終3段階が終わり、現在まで残る郭の最終形態が完成した時期であるが、この16世紀中葉を画期として、貿易陶磁器が急激な減少に転じる。16世紀後半の中国産陶磁器も少量ながらも出土が確認できるため、城の利用が継続されていることは明らかだが、例えば前段階に多く搬入されていた朝鮮半島産陶磁器が確認できないなど、その様相に変化が見られる。16世紀中葉を画期として能島城の利用形態や、流通の構造が変化した可能性を示唆していると言えよう。

郭Ⅰ、郭Ⅱ南、郭Ⅲ北西、鯛崎島郭Ⅵで検出された2間×2間の総柱建物跡は、埋土の出土遺物の下限から16世紀前葉以降の廃絶と考えられ、その類例が示す時期は16世紀後半が中心である。城内での生活感が薄まった4期の遺構として捉えるならば、高層の櫓である井楼と考えることもでき、そうであるならば、郭Ⅰ例は宮ノ窪瀬戸の西側、郭Ⅲ例は伯方島と鶴島の間にある船折瀬戸、郭Ⅵ例は燧灘方面の遠望監視、あるいは戦時において切岸や敵船を見下ろす役割があったと想定できる。

また能島と遺物の様相が異なるのは、鯛崎島郭Ⅵである。16世紀中葉の様相を示す中国産陶磁器の出土が目立ち、見近島や湯築城2段階のあり方〔柴田2001〕と類似している。鯛崎島ではこの時期まで盛期が継続した可能性がある。その背景として、軍事的緊張の高まりによる燧灘方面の監視の強化などが想定され、鯛崎島の利用が活発化した可能性がある。武器・武具類の出土数が郭Ⅲ南区と並んで他の郭よりも目立つことも無関係ではないだろう。

表4：能島城の変遷及び能島村上氏をめぐる動向

実年代	時期区分	利用形態の変遷	能島村上氏をめぐる動向
1350	能島城1期	12世紀後半～13世紀前半の遺物が散見 貿易陶磁器・備前焼の安定的な搬入が開始される 南部平坦地の盛土整地開始	1349年 「野嶋酒肴料三貫文」（『東寺百合文書』） 能島村上氏の初見史料
1400		南部平坦地の盛土整地（第1段階） 貿易陶磁器等の遺物量が増加	
1450	能島城2期	少なくともこの頃までには、郭Ⅰ・郭Ⅱ西で岩盤成形の郭を形成されている。 郭Ⅱ西では盛土整地も確認。 郭Ⅱ西で掘立柱建物の存在が確認される。 地鎮め遺構（郭Ⅱ西） 地鎮め遺構（郭Ⅰ）	1434年 伊予・周防の海賊衆、因島村上氏、遣明船を警固（『満濟准后日記』） 足利義政、野島閑立等の討伐を小早川氏に命じる（『足利將軍御教書并奉書留』） 1456年 能島村上氏などの弓削島莊園の「押領」が非難される（『東寺百合文書』） 1462年 能島村上氏、小早川氏一族小泉氏らとともに弓削島を押領する（『東寺百合文書』）
1500		出土遺物、遺構からみた城の盛期 生活容器類、貿易陶磁器等の増加 掘立柱建物とその建て替え、大型方形土坑が郭Ⅱ、郭Ⅲで確認される 郭Ⅲには鍛冶屋が存在 盛土整地による通路の改修、郭の拡大 南部平坦地の盛土整地（第2段階）	1510年頃 能島村上氏が細川高国から「塩飽嶋代官職」を与えられる（『屋代島村上家文書』）
1550	能島城3期	出土遺物、遺構からみた城の盛期 生活容器類、貿易陶磁器等の増加 掘立柱建物とその建て替え、大型方形土坑が郭Ⅱ、郭Ⅲで確認される 郭Ⅲには鍛冶屋が存在 盛土整地による通路の改修、郭の拡大 南部平坦地の盛土整地（第2段階）	1536年 村上武吉の誕生（『光林寺文書』） 1541年 「能嶋」が大内氏配下に攻撃される（『安芸白井文書』） 1547年 巖島神社神主の「能嶋在城」（『巖島野坂文書』） この頃、村上武吉が家督を継承か 1551年 大内氏の滅亡 1555年 巖島合戦
1600		能島城4期	南部平坦地盛土整地（第3段階）の完了 鯛崎島の利用活発化 能島の北側に築かれた2間×2間総柱建物が井楼ならばこの頃か 貿易陶磁器など遺物量が減少するが、継続して利用される

vii) 地域伝承と発掘調査成果

本史跡には、地域伝承がいくつかあり、本史跡指定地内にも伝承に関わる文化財等が残っているため、主な伝承を紹介し、可能な限り発掘調査による検証結果を述べる。

能島の白なんてん

いつ誰が言い出したのかは不明であるが、能島には白なんてんの木があり、その根元には宝物が埋められているという。船で釣りをしたり、通航する船から能島を見ると、時々その白なんてんの木を見つめることがあるそうである。「あそこに白なんてんの木がある。」と思い、上陸してみてもその姿は見えなくなる。また、地元の人々が草刈りに行くと、草に混じって白なんてんの木を見ることがあるという。しかし、翌日行ってその株を探しても見つけることができないという。

目一つの鼻

「三ノ丸の南の出鼻を俗に『目一つの鼻』というのはこの鼻に鍛冶（かぬち）の神様『天ノ目一つの神』が祭られていたからであろう」（『伊豫水軍と能島城跡』）という伝承により、郭Ⅲには鍛冶屋の存在が想定されていたが、発掘調査によりそれが証明された。

矢櫃

郭Ⅴは、鶴久森氏の調査時には「矢櫃」とされ、現在でも地元ではそう呼ばれている。矢を納める櫃ということから能島城の武器庫であった、あるいは、隣の鶴島に向かって弓を射る稽古を行っていたという伝承がある。発掘調査の結果、出土遺物は乏しく、鉄鏃などの武器は出土しなかった。

クジラのお礼参り（鯛崎地蔵）

昔々、鯛崎島の磯の上に石の地蔵があった。ある年の春、親クジラとたくさんの子クジラが、島の近くで遊んでいた。子クジラが島の近くで仲良く遊んでいたために、親クジラは安心して岩の上で昼寝を始めた。ところが、いつの間にか潮が引いてしまい、親クジラが目を覚ました時には、浅くなって泳げなくなってしまった。そのうち子クジラも気が付いて大騒ぎになった。騒ぐ子クジラと苦労する親クジラを見て、鯛崎島の地蔵が立ち上がり、衣の裾を絡げ、磯の先まで歩いてきた。地蔵はしばらく海を眺め、両手を結んで衣の下で動かしていたが、突然「ふうっ」と大きな息を吹き出すと、タコ、イカやたくさんの魚たちが、親クジラの周りに集まってきた。そして、地蔵の掛け声に合わせて親クジラを海へとおろしてあげた。クジラたちは喜び、「来年から毎年仲間とともにお礼参りに来させていただきます。」とあいさつをして泳いで帰って行った。それから毎年、クジラはお礼参りをしに来るようになった。



鯛崎地蔵

鯛崎弁天（木造弁才天坐像）

鯛崎島の祠の中には、地元で「ベンテンサン」と呼ばれる木造弁才天坐像が祀られている。調査によると台座に見られる「□永廿年」の文字から、応永20（1413）年、あるいは寛永20（1643）年に造られたことが分かる。仏像の構造や意匠から地元では江戸時代のもと考えられ、今治市指定文化財になっているが、詳細な調査は行われていない。旧暦の6月24日には出店が並び、大勢の人々が船に乗ってお参りをしていた。また、ベンテンサンの日には、クジラが遊泳していたという話（上記のクジラのお礼参り）で、鯛崎島には「鯨地蔵（鯛崎地蔵）」が祀られている。



木造弁才天坐像

なお、郭VIの発掘調査では、木造弁才天坐像の年代とされる江戸時代の遺物はほとんど出土しておらず、祭祀の痕跡は考古学的には確認できなかった。祠は昭和11（1936）年に建立した際の石碑があり、現在のものは平成10（1998）年の再建である。

また仮に応永20（1413）年の仏像であったとしても、15世紀前半頃の祭祀に伴う遺構遺物は現在のところ確認されていない。

（4）水中遺跡としての評価

近年では、水中考古学研究の発展やその保護の在り方に関する取り組みが進む中で、水中遺跡としての位置づけからも注目を浴びている。特に岩礁ピットは、おもに潮間帯に分布する「水際の遺構」としてその特殊性が指摘されており、海と陸の繋がりを示す全国的にも貴重な海辺の遺跡であるため、良好な状態で保護を行う必要がある。

（5）周辺の関連遺跡

能島村上氏の本拠地のあり方は、能島城のみで解釈できるものではなく対岸の大島側の関連遺跡についても注目する必要がある。先行研究では、能島城の対岸に位置する「水場」の存在に着目し、水場は「単なる飲料水の供給地にとどまらない海城の後背地」として、海城と水場集落が一体となって海賊衆の拠点形成したことが指摘されており〔山内1994〕、この見方が現在の主流となっている。具体的には水場、幸賀屋敷跡、宮窪城跡（さんの遺跡）、旧証明寺跡などであり、さらには戸代鼻に位置する古波止遺跡でも岩礁ピットと同じ構造の「繫船石」が海底から引き揚げられており、村上氏関連遺跡が水中及び周辺に存在する可能性がある。



能島城と水場の位置関係

能島城北方約1kmに位置する見近島（城跡）では、1980年代の発掘調査や近年の縄張り研究により、城郭の痕跡は見られず、むしろ小さな漁村集落であり、能島村上氏の流通の拠点として機能していたことが指摘されている。

以上のように、対岸を始めとした周辺においても中世遺跡が確認されており、これらと能島城が一体となって能島村上氏の本拠地を形成したものと考えられる。

第4節 これまでの災害状況と保存を脅かす原因の調査

(1) 被災の歴史

指定後において本史跡が受けた大規模な災害としては、おもに下記の2件が挙げられる。

i) 昭和48(1973)年台風による南部平坦地石積の崩落

詳細な範囲や被害状況は記録が残っていないため不明であるが、昭和48(1973)年の台風により、南部平坦地の石積が大規模に崩落し、背後の盛土についても流出が見られたという。昭和49(1974)年に修復工事が行われた。平成22(2010)年に石積の3次元レーザー測量を実施し、修復部分とそれ以前から残存する部分についての判別を行っている。

ii) 平成30(2018)年7月豪雨による斜面崩落

本史跡が所在する今治市宮窪町の平成30(2018)年7月5日～7日にかけての総雨量は426mm、24時間最大275.5mm、最大時間雨量は28.5mmであり、その数字が示すとおり、これまで経験したことのない激しい豪雨であった。本史跡では4か所6地点で斜面崩落が確認された。

最も広範囲に被災したのは、能島北部の船だまりに面した斜面である。上部はオーバーハング地形になり、中位では、表土が流出し、地山が露出した。斜面の通路状遺構の土留となる中世段階の石積は、その一部が崩落、あるいは土砂で覆われた。郭Ⅰ(本丸)西側の園路付近も崩落し、郭Ⅰへの登城が困難な状態となった。郭Ⅰ西側も盛土によって郭が成形されており、その一部が崩落している。崩落部から流出した土砂は、南部平坦地に面した斜面にまで及んでいるが、遺物が多く含まれており、後日、その採集を行った。南部平坦地に面した郭Ⅲ下の斜面も表土が崩落したことで、園路に堆積し、通行不可となった。鯛崎島北側斜面では、表土とともに地山が大きく崩落し、岩盤面が露出していた。園路の一部も崩落しており、鯛崎出丸への登城が不可能な状態であった。

(2) 保存を脅かす要因

i) 概要

整備に伴う本史跡の発掘調査では、保存整備に必要な地形情報、雨水流出や樹木の根が遺構の保存に与える影響についても調査対象としてきた。雨水流出や植生のほか、潮流・潮汐や台風による波浪なども瞬時にして本史跡の価値を奪う恐れがある負の外的因子である。緊急を要する部分については次節で述べるとおり、対策も随時進めているところである。本節では調査成果に基づいて保存を脅かす要因についての概要を述べることとし、地点別の現状と課題、保存の方向性と方法については本計画第5章以降において詳述することとしたい。

ii) 雨水等による斜面崩落

本史跡の保存を脅かす要因の第一に、雨水の流出による、表面浸食・表層破壊をあげることができる。とくに切岸の機能をもつ海岸に面した急峻な崖の被害は深刻で、その対処が必要とされている。そこで平成20(2008)年度に雨水排水基本計画を策定し、将来の郭の整備とともに施工できるように計画が練られたが、残念ながら平成30(2018)年7月豪雨によりその懸念は現実のものとなった。現在、復旧に向けた取り組みを実施しているところである。豪雨の被災状況を含め、現状で雨水流出が原因と考えられる崩落箇所は図16に示したとおりである。

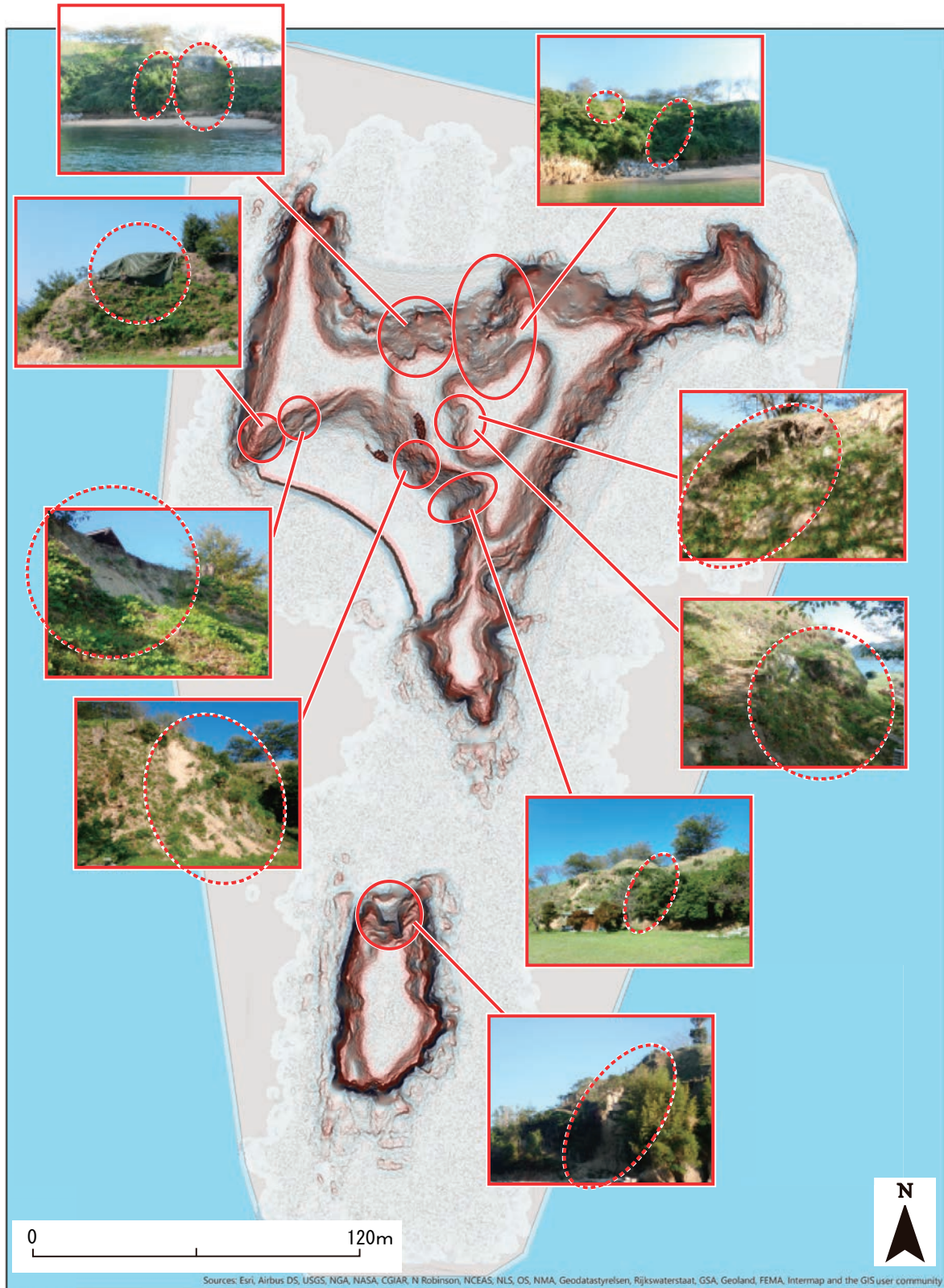


図 16 : 平成 30 年 7 月豪雨及び平成 30 年台風 24 号による法面崩落の分布

iii) 潮流・波浪・航跡波による海岸浸食

第二に、激しい潮流と波浪による海岸部の浸食と崩壊が挙げられる。最大10ノット（時速約18km）にもなる潮流が6時間おきにその流れを変え、長い年月をかけて岩礁を少しずつ浸食している。また、台風時の高潮は、斜面の裾をえぐり、オーバーハング地形が形成される。斜面裾の浸食と、第一の要因である雨水流出とが相まって、斜面の大崩壊を招くと考えられる。平成30(2018)年7月豪雨で被害を受けた船だまりではオーバーハング部分に土のうを充填するなど対策を行っていたが、対策の強化が必要である。

干満、高潮は自然現象であるためやむを得ない部分もあるが、新たな問題として、漁船や貨物船などが通過する際に発生する波（航跡波）の影響が挙げられる。船の高速化や大型化による波高の増大である。波が収斂される湾部については、すでに消波施設などを備えて対処しているが、すべての保護には莫大な費用と、何よりも自然景観、歴史的景観を損なう恐れがある。最低限の措置として、部分的な整備工事の実施とともに、海岸部に残る遺構の測量調査を実施して記録化を行った。また大型岩礁ピットについては型取りを行い、レプリカを作成した。村上海賊ミュージアムにて展示公開を行っている。



岩礁ピットのレプリカ



浸食・波浪等による海蝕テラスの破壊



岩礁ピットの半壊と摩滅



大型岩礁ピットの浸食



海蝕テラスの崩壊

iv) 樹木による遺構の破壊及び景観阻害

最後に植生である。具体的には、樹木の根による遺構・遺物の破壊である。昭和10（1935）年頃の写真を確認する限りにおいては、大木はほとんどなく、郭の段がはっきりと認識できていた。

植生の現状の把握と今後の管理方法を考えるために、愛媛大学の協力を得て本史跡の簡易植生調査を平成20（2008）年に実施した。とりわけ海岸に面した急峻な斜面は、高木によって覆われていることが分かり、大型台風の直撃でこれらが倒れる危険性があった。

また本史跡の発掘調査の目的の一つに、樹木の根が遺構に与える影響の調査を設定した。調査の方法は、抜根をせずに残したまま発掘を行い、根の行方を追うことが、その影響を把握する簡易な方法である。調査の結果、樹木の根が遺構を破壊していることは一目瞭然で、ソメイヨシノの根が岩盤上を這い、浅い土坑に納められていた、土師質土器皿28点、銭貨82点の上や、折り重なる中を伸長し、それらを破壊していることが明らかとなった。この地鎮め遺構は、どのように皿や銭を配置していたのか、当時の所作の復元が困難になるとともに、レプリカを作成する際の型取りなども容易には行えない状態であった。この遺構は15世紀末～16世紀初頭に位置づけられるため、約500年間残ってきた遺構が、昭和の時代に植樹されたソメイヨシノによって破壊されていることが分かる。

その他の部分でも根は柔らかい柱穴の埋土や、脆い岩盤の亀裂には容赦なく入り込み、遺構を破壊していく。また斜面を覆い尽くしたクヌギの根は、表土と岩盤の間や岩盤の亀裂に入り込み、斜面崩壊を招いているのと同時に台風時には岩盤を抱いたまま倒れ、遺跡を大きく破壊する危険性があった。

以上のように、斜面の高木や郭のソメイヨシノが遺構に影響を及ぼしていることが明らかとなった。ソメイヨシノは、当初は国史跡の指定前の昭和6（1931）年頃に植樹され、その後、断続的に植樹されたという。当時はこれらが生長して直接的に遺構を壊す原因になり、間接的にはその落葉によって土壌が肥え、やがてクヌギなどの高木が繁茂する基盤となることなどは認識されていなかったと思われるが、き損の事実が明らかになった以上、何らかの対策が必要である。

斜面の高木については、専門家の指導に従って、平成25（2013）年度から計画的に伐採を行い、現在は郭の段が視認できる状態に管理されている。ソメイヨシノについては現地説明会やシンポジウム、住民説明会を実施し、伐採や一部への集約などの対策を協議しているところである。



根の侵入による崖の崩落



根による遺物の破壊

第5節 これまでの整備

本史跡は、昭和28（1953）年に国指定史跡となり、昭和48（1973）年には愛媛県から『水軍文化の里』に選定され、県の補助による「文化の里整備事業」を実施した。この事業により、本史跡の環境整備のみならず関連文化財の分布調査も実施した。

平成2（1990）～4（1992）年度には、栈橋・四阿・便所・園路・ベンチ等を整備した。このような国・県の補助を受けて行政が行う事業以外にも、地域住民による草刈りや清掃、村上海賊の歴史文化を活かしたまちづくりなど、さまざまな取り組みが実施されてきた。

平成13（2001）年からは、本史跡の保存活用を目的とした「史跡能島城跡保存整備事業」が開始された。波浪などの影響によって、近年急激に島の崩壊や栈橋の欠損が進行し、早急な整備の必要が生じたことが事業開始の背景にあるが、「史跡能島城跡保存活用基本構想」を策定して、長期計画のもと本史跡の保存と活用を図ることとなった。

また本史跡は、これまで本格的な発掘調査は行われていなかったため、遺構の現状や城の機能など、適切な活用をするために必要な情報が乏しかった。そこで、整備に伴う調査を通じて本史跡の考古学的研究を進めていくことも本事業の目的の一つとして位置づけた。その成果の概要については本節にて述べたとおりである。これまでの史跡整備の履歴を下表に示す。

表5：史跡整備の取り組み

年度	史跡整備(A)	史跡調査(B)	補助内容等
昭和13年		○鶴久森経峰氏の調査	
昭和28年	○国史跡指定(3月31日)		
昭和48～49年	○環境整備、看板の設置 ○海岸の石垣修理		(A)国費
昭和51年	○ゴミ箱、ベンチの設置		(A)県費
昭和52年	○歩道(園路)の整備 ○便所・案内板の設置		(A)県費
平成元年	○接岸施設測量設計		(A)国・県費
平成2年	○接岸施設整備工事		(A)国・県費
平成3年	○厠(便所)・石畳整備工事 ○床几の設置 ○除間伐・植栽		(A)国・県費
平成4年	○見張場(四阿)・石畳・登城路(園路)整備工事	○埋蔵文化財調査	(A)国・県費
平成10年	○鯛崎島弁才天祠の復元		
平成11年	○鯛崎島埠頭(接岸)敷設 ○鯛崎島登道(園路)整備		
平成13年	○能島接岸施設改修工事		(A)国・県費
平成14年	○鯛崎島登城路(園路)整備工事 (弁才天祠参拝者の安全確保等) ○雑木の伐採	○能島城跡遺構測量	(A)国・県費 (B)国・県費

年度	史跡整備(A)	史跡調査(B)	補助内容等
平成15年	○史跡能島城跡保存活用基本構想策定 ○雑木の伐採(船だまり)	○岩礁ピット調査(第1次)	(A)国・県費
平成16年		○岩礁ピット調査(第2次)	(B)国・県費
平成17年	○船だまり整備工事実施設計 ○雑木の伐採(船だまり) ○報告書刊行(H13~16)	○船だまり整備工事に伴う試掘調査	(A)国費 (B)国費
平成18年	○船だまり整備工事(H19へ繰越) ○東部海岸整備工事実施設計(H19へ繰越) ○報告書刊行(H17)	○東部海岸整備工事に伴う試掘調査	(A)国費 (B)国費
平成19年	○報告書刊行(H18)	○南部平坦地・郭Ⅰ(本丸)整備に伴う試掘調査	(A)国費 (B)国費
平成20年	○東部海岸整備工事 ○史跡能島城跡整備基本計画策定業務委託(市費) ○報告書刊行(H19)	○郭Ⅱ(二之丸)・郭Ⅲ(三之丸)整備に伴う 試掘調査 ○南部平坦地整備に伴う試掘調査(2次)	(A)国・市費 (B)国費
平成21年	○報告書刊行(H20)	○郭Ⅳ(東南出丸)・郭Ⅴ(矢櫃)整備に伴う 試掘調査 ○郭Ⅰ整備に伴う試掘調査(2次) ○南部平坦地整備に伴う試掘調査(3次)	(A)国費 (B)国費
平成22年	○報告書刊行(H21・22)	○郭Ⅳ(東南出丸)整備に伴う試掘調査(2次) ○郭Ⅱ(二之丸)整備に伴う試掘調査(2次) ○郭Ⅲ(三之丸)整備に伴う試掘調査(2次)	(A)国費 (B)国費
平成23年	○報告書刊行(H22・23)	○郭Ⅱ(二之丸)整備に伴う試掘調査(3次) ○郭Ⅲ(三之丸)整備に伴う試掘調査(3次) ○郭Ⅵ(鯛崎出丸)整備に伴う試掘調査(1次)	(A)国費 (B)国費
平成24年	○報告書刊行(H22・23)	○郭Ⅵ(鯛崎出丸)整備に伴う試掘調査(2次)	(A)国費 (B)国費
平成25年	○報告書刊行(H23・24) ○雑木等伐採委託業務	○能島城内通路 整備に伴う試掘調査(1次)	(A)国費 (B)国費
平成26年	○報告書刊行(H25) ○雑木等伐採委託業務		(A)国費 (B)国費
平成27年	○雑木等伐採委託業務	○能島城内通路 整備に伴う試掘調査(2次)	(A)国費 (B)国費
平成28年	○報告書刊行(H27) ○雑木等伐採委託業務		(A)国費
平成29年	○雑木等伐採委託業務		(A)国費
平成30年	○雑木伐採等委託業務		(A)国費

能島、鯛崎島で最も斜面災害が著しい場所は能島北側の船だまりであった。そこで平成17（2005）年度に発掘調査を行い、平成18・19（2006・2007）年にかけて斜面及び海岸部の整備工事を行っている。船だまりに次いで斜面の崩落や海岸浸食が著しく、またその危険性が高いと判断されたのが東部海岸であった。平成18・19（2006・2007）年度にかけて発掘調査及び実施設計を行い、平成20（2008）年に工事を実施した。船だまりと同様に斜面保護や浸食部分への消波石積工を行い、東部海岸では既存園路の改修を行った。

海岸部については、南部平坦地を除き、緊急的な整備を実施し、その後雨水流出や樹木が遺構に及ぼす影響が危惧されている郭の整備に伴う発掘調査を順次実施し、平成27（2015）年度に予定していた調査を終えている。

しかし、船だまりについては、平成30（2018）年7月の西日本豪雨で大規模に斜面が崩落する結果となり、残念ながら平成18・19（2006・2007）年度の整備工事は、予想外の豪雨に対しては効果を発揮しなかったことになる。なお豪雨の被災箇所については令和元（2019）年度に復旧工事を実施したが、本計画においてその対策を入念に検討しておく必要がある。

第4章 能島城跡の本質的価値と構成要素

第1節 能島城跡の本質的価値

本計画を策定するにあたり、前章の「史跡の概要」に記述した、文化財指定に係る経緯、それに伴う調査、また指定以降に実施された発掘調査、文献等資料調査などの研究成果を踏まえ、本史跡の本質的価値を明確にしておくため、次のように整理する。

①小島全体を城郭化した希有な構造

能島城は、瀬戸内海を支配した海賊衆、能島村上氏の城郭であり、14世紀中頃から後半以降に築城され、16世紀末頃まで機能した「海城」である。能島城の最大の特徴は、小島全体を城郭化したその構造の特殊性にあり、能島城の他にも岡島城、大可島城、甘崎城、九十九島城、務司城、中途城、来島城、怪島城、鹿島城など芸予諸島及びその周辺に類例が集中しているが、最も保存状態が良好でその価値が容易に把握できる存在が能島城であり、唯一の国指定史跡となっている。

②開放的な縄張りとは海岸整備

能島城の特徴として、切岸と思われる急峻な海蝕崖を除き、土塁・堀切・虎口・郭を囲む柵などの防御施設の痕跡がみられないことと、芸予諸島の海辺の中世城郭などに特徴的な岩礁ピットや海蝕テラスを設け、船の発着の利便性を高めており、海に対して開放的な構造であることが挙げられる。船だまりは対外的な玄関口、東部海岸は船置場やメンテナンスの場所、南部平坦地は荷揚場等の多目的なヤードとして利用されたと考えられる。

③居住空間としての城

かつては、軍事施設としての出城や見張り場として評価され、その居住性の低さが想定されてきたが、発掘調査により、何度も建て替えられた掘立柱建物跡や、貯蔵・煮炊・調理・食膳用の土器・陶磁器など居住に伴う容器類が質・量ともに豊富に出土し、恒久的な生活の場であったことが証明された。その中には高級で珍しい中国陶磁器も多く含まれ、物資流通に深く関与した海賊衆の姿を垣間見ることができる。また、生活とともに漁網に使用した土錘が大量に出土し、能島城が海賊の生業とも密接に関係していることが示された。

能島城の最終段階である16世紀中頃から後半には物量は減少するが、継続的な利用は認められることから、対岸（水場）などへの拠点の分散化が想定される。

④存続期間の長さとは利用形態の変遷

能島城が存続した14世紀中頃以降から1587年頃の間、能島村上氏を取り巻く政治的情勢や当主の交代、流通をめぐる構造の変化、上乘りなどの生業の活発化による海上交通の掌握の必要性など、様々な要因を背景として能島城の役割が変化すると推測され、盛土整地による郭の拡大や遺物量の増減、16世紀中頃の鯛崎島の利用の活発化はこれらの事情を反映したものと考えられる。

かつては、軍事拠点としての役割のみが強調されてきたが、近年の研究により、平時の海上活動の拠点としての役割が重要であり、その活動に従事した海賊の生活の場であったことが明らか

になってきた。また、こうした背景のほかに、瀬戸内海航路に海賊の「ナワバリ」を形成し、それを主張するために城が存在したということが考えられる。瀬戸内海の家賊の生業は、物資流通への深い関与とともに自らの海域を通過する船から通行料を徴収することであったが、それは航行しようとする海域が、海賊たちが長い間に作り上げた生活の場、いわば「ナワバリ」であったからで^{註)}、その「象徴」としての普遍的な存在が能島城であった。

註) 山内譲氏は、著書『海賊の日本史』(講談社現代新書、2018年)の中で、海賊たちが長い間に作り上げた生活の場を「ナワバリ」と表現している。本文における「ナワバリ」は「支配海域」と読み替えることもできる。

①から④の内容を踏まえて、能島城跡の本質的価値を次のとおりまとめ、明確化する。

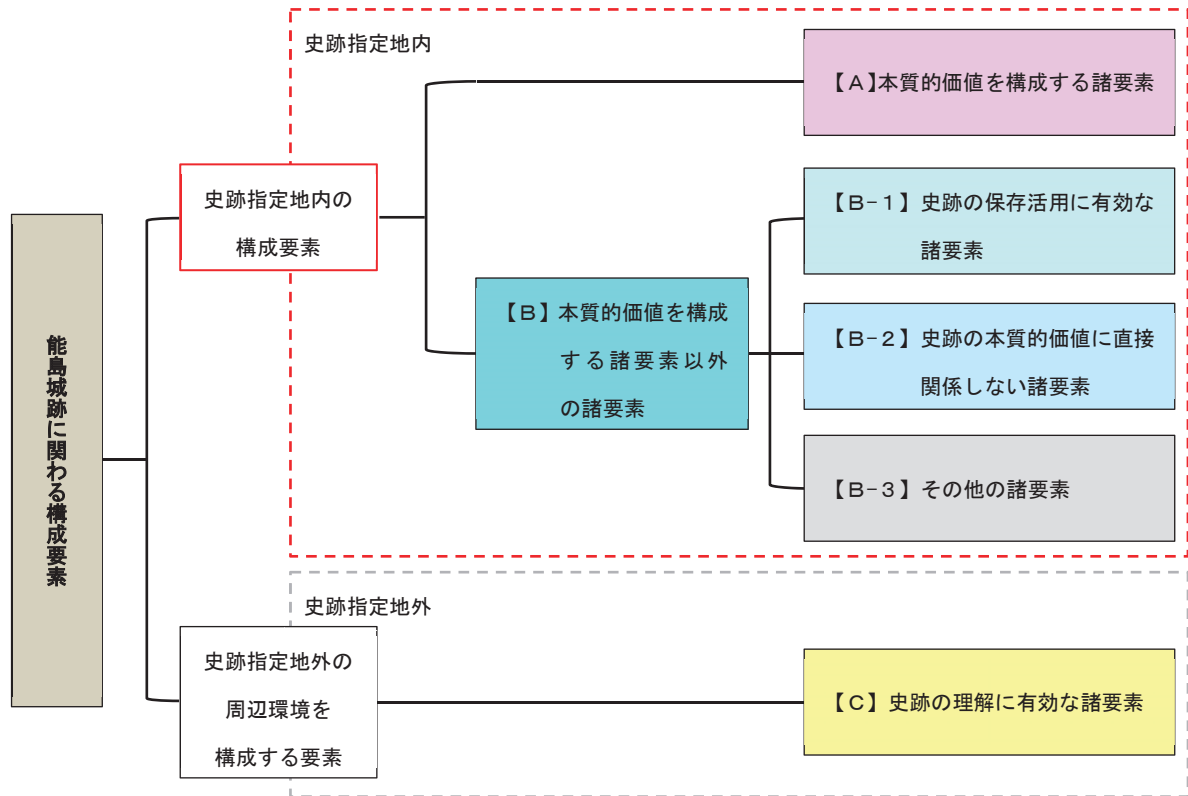
【能島城跡の本質的価値】



第2節 構成要素の特定

(1) 計画対象範囲の要素

前節の本質的価値を踏まえて、現状の本史跡に分布する諸要素を以下のように分類した。



		項目	概要
計画対象範囲	史跡指定地内	【A】本質的価値を構成する諸要素	本史跡の本質的価値となる要素である。 郭、岩礁ピット、海蝕テラス、地下遺構等が該当する。
		【B】本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	
		【B-1】史跡の保存活用に有効な諸要素	本史跡の保存・活用のために整備された諸施設である。サインやベンチ、園路、四阿、便所等の各種便益施設が該当する。
		【B-2】史跡の本質的価値に直接関係しない諸要素	本史跡に直接関係しない要素や保存・活用上、影響を及ぼす要素で除却・移転・保全等を検討すべきものである。石造物、サクラが該当する。
		【B-3】その他の諸要素	地域の伝承に関する諸要素である。祠や木造弁才天坐像、地蔵が該当する。
	史跡指定地外の周辺環境を構成する要素		
		【C】史跡の理解に有効な諸要素	史跡指定地外であるが、本史跡を理解するうえで有効な要素である。村上海賊ミュージアム等が該当する。

史跡指定地内の構成要素

【A】本質的価値を構成する諸要素

要素の分類	地区	要素	概要
【A】 本質的価値 を構成する 諸要素	能島	郭 (地下遺構を含む)	能島全体を城郭化し、郭Ⅰから郭Ⅴ、南部平坦地と呼称する合計6つの郭が存在する。
		切岸及び天然の崖 (通路状遺構を含む)	各郭の斜面部にあたる急峻な崖で、能島城の数少ない防御設備を担っていた。
		石積	南部平坦地の海岸沿いに残存している。上部は後世の積み直しである。また、郭Ⅲから船だまりにかけても通路状遺構の土留めのための石積が一部遺存している。
		木柱	南部平坦地の石積前面の地下海岸から118本検出された。その詳細な性格や構築年代は不明である。
		船だまり	能島北部の潮の流れが穏やかな内湾地形を利用した、船の繫留地であり、能島城の大手と考えられる。
		海蝕テラス	島周囲の満潮線のやや上位に形成された平坦面で、船着き場や通路、作業場など多目的に利用されたと考えられる。
	岩礁及び岩礁ピット	岩礁部分に人為的に開けられた穴で、船をつなぎとめる木柱を立てる役割があったと考えられる。	
	鯛崎島	郭 (地下遺構を含む)	島全体を城郭化し、郭Ⅵ(鯛崎出丸)と称される。
		切岸及び天然の崖 (通路状遺構を含む)	郭Ⅵの斜面部にあたる急峻な崖で、能島城の数少ない防御設備を担っていた。郭北西に通路状遺構が存在するが、崩落によって寸断されている。
岩礁及び岩礁ピット		岩礁部分に人為的に開けられた穴で、船をつなぎとめる木柱を立てる役割があったと考えられる。	

【A】本質的価値を構成する諸要素（写真）



能島



郭（郭IVから郭全体を望む）



郭（南部平坦地）



切岸及び天然の崖（通路状遺構を含む）



南部平坦地の石積



木柱



船だまり



海蝕テラス



岩礁及び岩礁ピット



鯛崎島



郭VI（鯛崎島）



切岸及び天然の崖
岩礁及び岩礁ピット
（鯛崎島）

【B-1】 史跡の保存活用に有効な諸要素

要素の分類	地区	要素	概要	
【B-1】 史跡の保存 活用に有効 な諸要素	能島	保存施設	消波捨石	海岸部保護のため、船だまりに2か所、東部海岸に1か所整備された施設である。
			石塁	往時のものではなく、海岸部保護のため、北部海岸沿いに設置された施設である。
		公開活用 施設	接岸施設	能島に上陸するために設置された接岸施設である。簡易的な浮棧橋が付帯している。
			史跡指定碑	南部平坦地に設置されている。
			標柱	史跡指定碑横に設置されている。
			解説サイン	本史跡の概要を記した解説サインである。
			園路	郭Ⅱから郭Ⅴ、郭Ⅲから船だまり、南部平坦地から郭Ⅳを結ぶ場所に木製階段が、その他郭間の移動に供するように丸太横木を渡した園路が設置されている。
			便所	南部平坦地に設置されている。汲み取り式である。
	四阿	郭Ⅲ南側に設置されている。		
	ベンチ	郭のいたるところに擬木コンクリート製とスチール製のベンチが設置されている。		
	鯛崎島	接岸施設	鯛崎島に上陸するために設置された接岸施設である。	
		石碑	本史跡の概要を刻印した石製の解説サインである。	
		園路	接岸施設から郭へ上がるための園路が設置されている。	

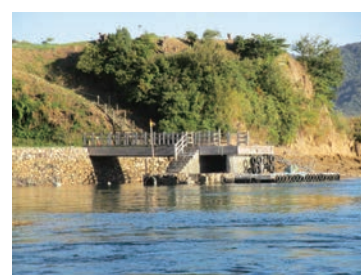
【B-1】 史跡の保存活用に有効な諸要素（写真）



消波捨石



石塁（北部海岸）



接岸施設（能島）



史跡指定碑（南部平坦地）



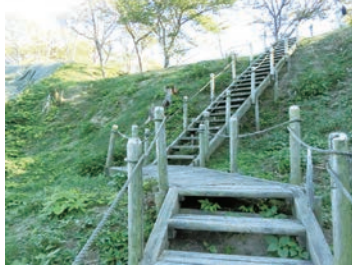
標柱（南部平坦地）



解説サイン（南部平坦地）



園路（郭Ⅱ～郭Ⅴ）



園路（郭Ⅲ～船だまり）



園路（南部平坦地～郭Ⅳ）



園路（郭Ⅱ～郭Ⅳ）



園路（郭Ⅳ～東部海岸）



便所（南部平坦地）



四阿（郭Ⅲ）



ベンチ（擬木）



ベンチ（スチール）



接岸施設（鯛崎島）



石碑（鯛崎島）



園路（鯛崎島）

【B-2】史跡の本質的価値に直接関係しない諸要素

要素の分類	地区	要素		概要
【B-2】 史跡の本質的価値に直接関係しない諸要素	鯛崎島	歴史的 構造物	石造物	鯛崎島に五輪塔の部材が4基積み重ねられている。時期は不明だが島外(鶺鴒島からと伝承あり)から持ち込まれ、積み重ねられたものと思われる。
	能島 及び 鯛崎島	植生	サクラ	史跡指定後も、断続的に近年まで各郭に植樹されたサクラ(ソメイヨシノ)は、能島城跡の地下遺構を破壊しているとともに史跡としての景観を阻害している。

【B-2】史跡の本質的価値に直接関係しない諸要素(写真)



石造物(鯛崎島)



能島のサクラ



サクラの根による遺構の破壊

【B-3】その他の諸要素

要素の分類	地区	要素		概要
【B-3】 その他の 諸要素	鯛崎島	歴史的 構造物	祠	鯛崎島にあり、市指定文化財の木造弁才天坐像を安置している。現在の建物は平成10(1998)年に再建されたものである。以前の建物は昭和11(1936)年に改築された記録があり、さらにそれ以前から祠が建っていたことが分かっている。よって現在の祠は少なくとも3代目以降の建物である。
			木造 弁才天 坐像	台座には「□永20年」との銘文があり、坐像の型式から見ておそらく寛永20(1643)年の作と推定される。鯛崎島の発掘調査では、江戸時代遺構が確認できず、遺物がほとんど出土していないことを考えると、鯛崎島に祀られるようになったのは明治時代以降ではないかと推測される。市指定有形文化財(平成16年12月1日指定)である。現在、祠内部に祀られている。
			地藏	鯛崎島南の岬(地藏鼻)に安置されている。地元で伝わる「クジラのお礼参り」に登場するお地藏様である。先代の設置年代は定かではないが、昭和57(1982)年の台風12号により損傷、海中へ落没したため、平成2(1990)年頃に現在のものが復元設置されている。

【B-3】その他の諸要素（写真）



祠（鯛崎島）



木造弁才天坐像（鯛崎島）



地藏（鯛崎島）

史跡指定地外の周辺環境を構成する要素

【C】史跡の理解に有効な諸要素

要素の分類	要素	概要
【C】 史跡の 理解に有効 な諸要素	村上海賊ミュージアム	村上海賊に関する展示のほか、調査研究・収集保管・普及活動・学習支援等を行っている。
	解説サイン	能島水軍駐車場に設置されている日本遺産の解説サインである。
	船舶	本史跡と史跡指定地外をつなぐ唯一の交通手段であり、史跡環境の特徴である景観や潮流を体感することにも役立っている。

【C】史跡の理解に有効な諸要素（写真）



村上海賊ミュージアム



解説サイン

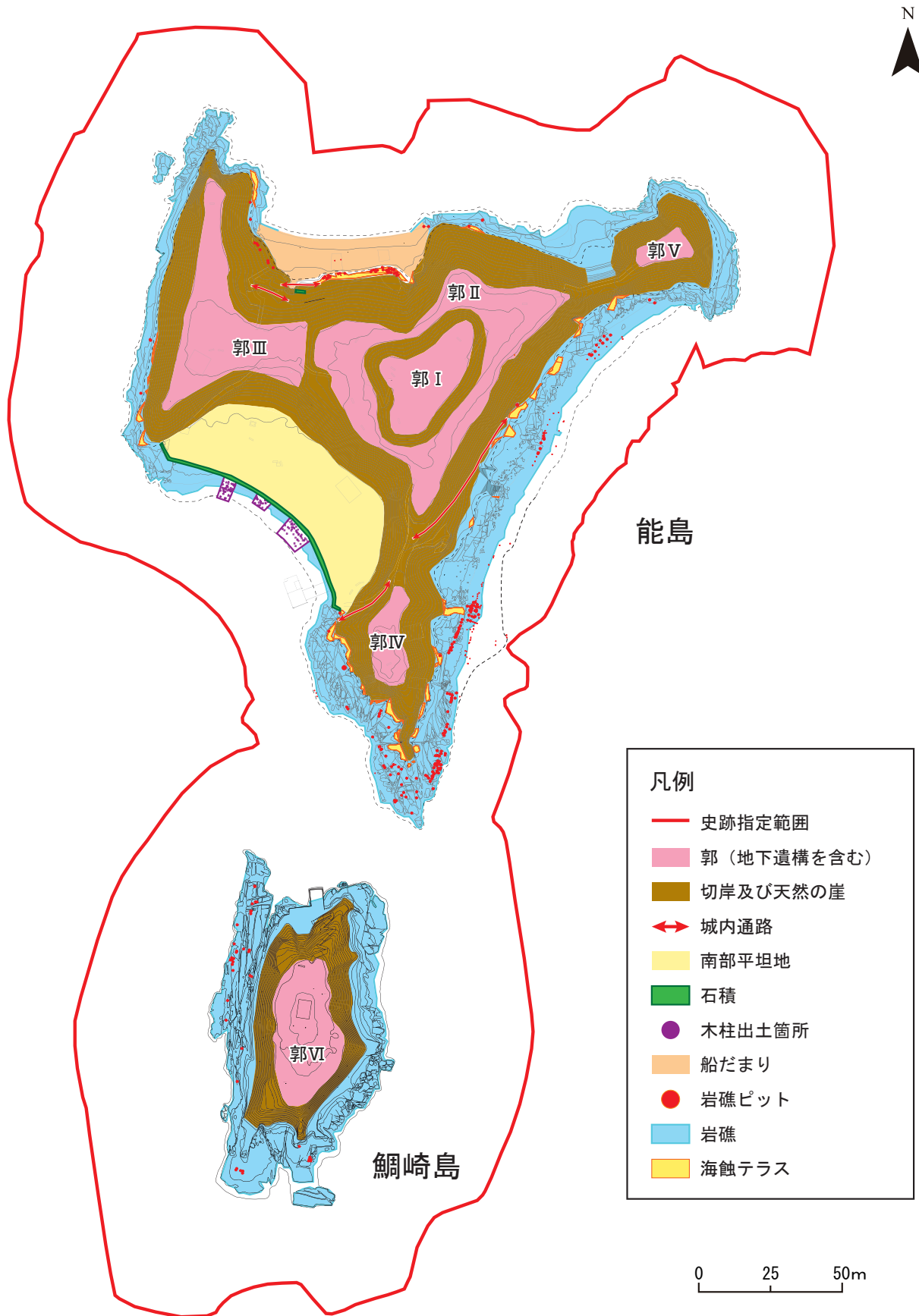


図 17：構成要素分布図（本質的価値を構成する諸要素）

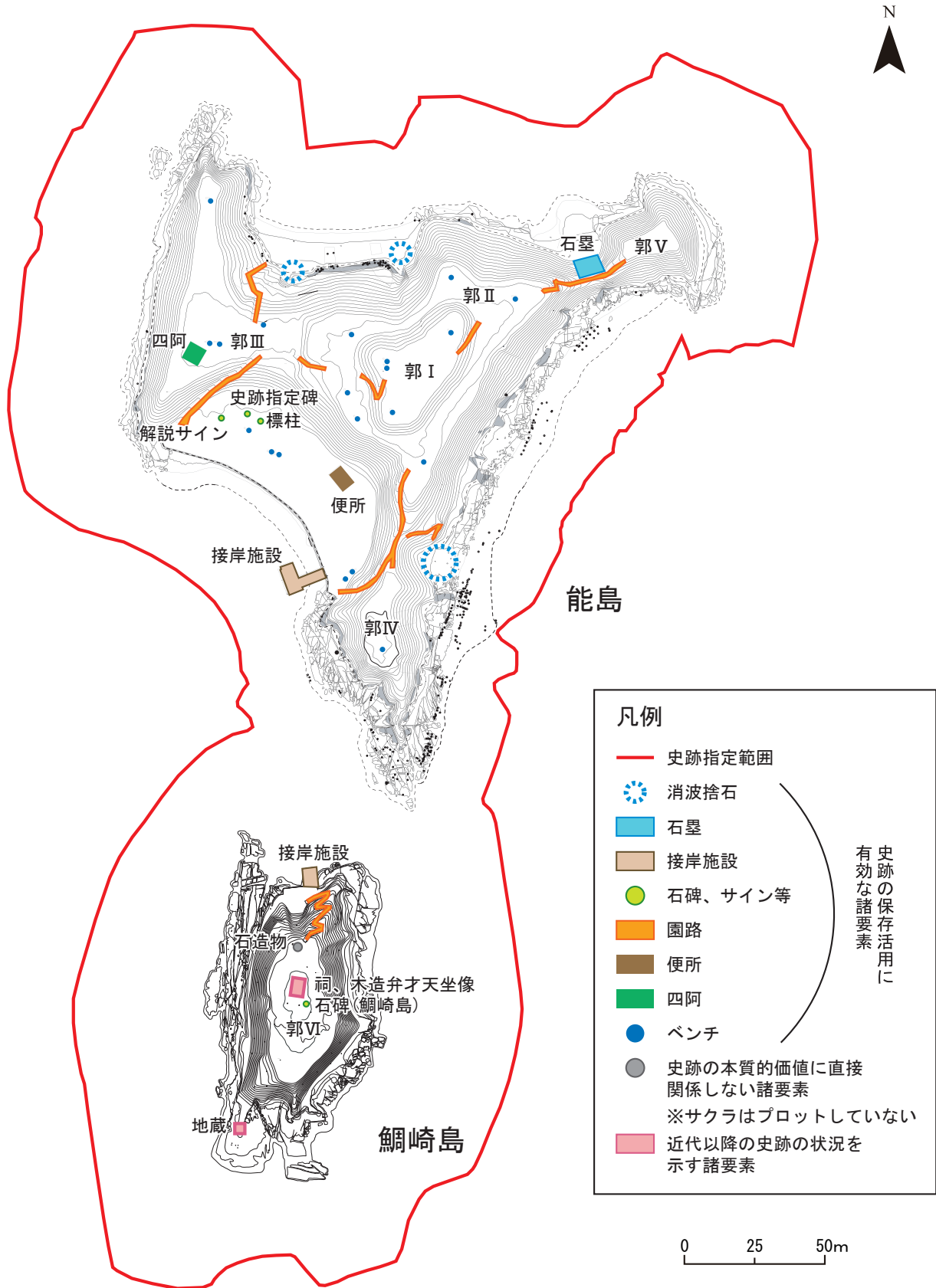


図 18：構成要素分布図（本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素）

(2) 計画対象範囲外の要素

本史跡は、対岸の宮窪地域と一体となって能島村上氏における本拠地を構成していたと考えられるため、「a) 史跡との関連が想定される諸要素」と「b) 史跡の活用に資する諸要素」の2種類に分類し、本計画においてその位置づけを整理する。

項目		概要
計 画 対 象 範 囲 外	計画対象範囲外の要素	
	a) 史跡との関連が想定される諸要素	計画対象範囲外のうち、能島城と一体となって能島村上氏の本拠地として機能したと考えられる周辺の関連文化財群である。見近島（城跡）、幸賀屋敷跡等が該当する。
	b) 史跡の活用に資する諸要素	本史跡を活用するうえで重要な場所である。本史跡へ向かう船の発着場所である能島水軍や、本史跡を俯瞰できるカレイ山展望台が該当する。

a) 史跡との関連が想定される諸要素

要素の分類	要素	概要
a) 史跡との 関連が 想定される 諸要素	見近島（城跡）	能島城の北方約1kmに位置する能島村上氏の物流基地と考えられる。小規模集落から、大名の城館に匹敵する質・量の貿易陶磁器や備前焼などの流通品が出土した。 ※遺跡名は「見近島城跡」であるが、近年の調査によって城跡ではないとの指摘があるため「見近島（城跡）」と記載している。
	幸賀屋敷跡	地元で「コウガ（クガ）ヤシキ」と呼ばれ、村上氏の屋敷地と推定されている。平成15（2003）年の調査では、16世紀後半から17世紀初頭の瓦や肥前陶器等が出土した。
	水場跡	能島城の対岸に「水場」という地名が残っており、古井戸が存在している。能島城に水や物資を供給する拠点であったと推測される。
	宮窪城跡（さんの遺跡）	幸賀屋敷跡の西側の丘陵上にあり、「城山」と呼ばれている。周辺には、「かしゃ（鍛冶屋）」「ばんちょ給（番匠給）」などの地名が残ることから多くの職人集団を抱えた城下町のような要素を持っていたと考えられる。
	旧証明寺跡及び証明寺	幸賀屋敷跡背後の丘陵上に位置する村上氏の菩提寺と考えられている。現証明寺には、鎌倉期の大般若経や中世の宝篋印塔が伝わっている。宝篋印塔は市指定文化財である。
	古波止遺跡	時期や年代の特定には至っていないが、海底調査により、幅30m、長さ120mの波止の存在が指摘されている。海底からは繋船石が引き揚げられ、村上海賊ミュージアム前に展示している。形状が本史跡の岩礁ピットに類似し、他に類例がないため、村上海賊関連の遺物である可能性が高い。

a) 史跡との関連が想定される諸要素 (写真)



見近島 (城跡)



幸賀屋敷跡



水場跡



宮窪城跡 (さんの遺跡)



現証明寺に伝わる宝篋印塔



古波止遺跡



古波止遺跡から引き揚げられた
繫船石と展示の様子



能島城と村上氏関連遺跡の位置関係

b) 史跡の活用に資する諸要素

要素の分類	要素	概要
b) 史跡の活用に資する 諸要素	能島水軍	村上海賊ミュージアムに隣接する宮窪町漁協の物産館兼魚食レストラン施設である。能島上陸クルーズや潮流体験等、本史跡へ向かう船の発着場として活用されている。
	カレイ山展望台	標高 232m のカレイ山山頂に位置し、能島城跡とその周囲の潮流、景観が一望できるビュースポットである。

b) 史跡の活用に資する諸要素（写真）



能島水軍



カレイ山展望台



カレイ山展望台からの眺望

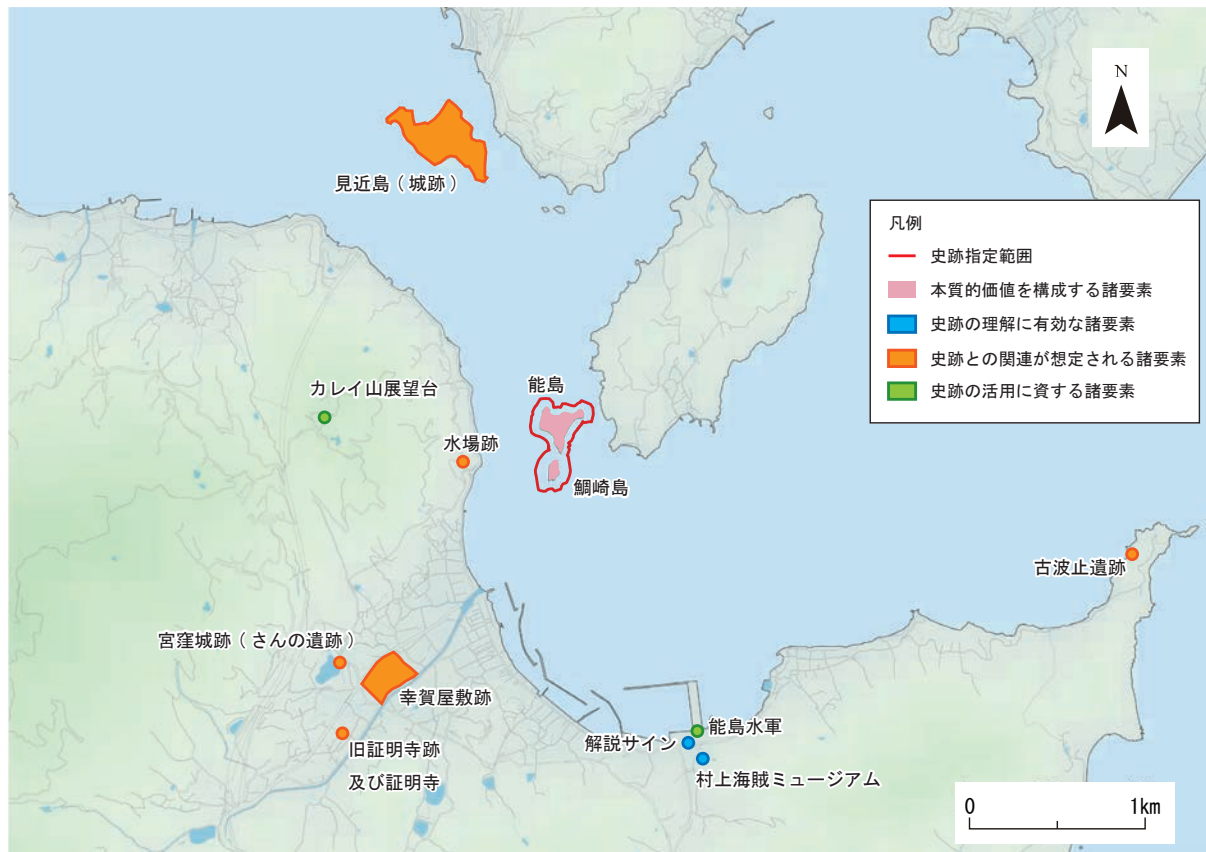


図 19：本史跡と計画対象範囲外の要素との位置関係

第5章 能島城跡の現状と課題

第1節 保存管理の現状と課題

本史跡は、能島及び鯛崎島の全域が国史跡として指定されており、公有地化もされている。また、国立公園の第1種特別地域であり、史跡としてだけでなくその環境も含めて良好に保存されていると言える。



しかし、第3章第4節で示したとおり、その本史跡の特性でもある潮流・波浪や樹木の根、近年の自然災害によって保存が脅かされ、遺構の損壊等が発生している。また、離島であるという立地条件から日常の管理の難しさも課題として挙げられる。以下に要素ごとに保存管理の現状と課題を整理する。

(1) 史跡指定地内の構成要素における現状と課題

【A】本質的価値を構成する諸要素

区分	要素	現状	課題
能島	郭Ⅰ	・郭Ⅰ北西側に水道があり、郭Ⅰに降雨した水の多くは北側斜面を伝って郭Ⅱ及び郭Ⅱ下斜面へ集中すると考えられる。平成30(2018)年7月豪雨ではこの箇所の郭Ⅱから船だまりにかけての斜面部が崩落を起こした。	・郭Ⅰ北西側縁辺部に盛土等で高まりを作るなど、雨水を縁辺部に集中させず、郭内部で浸透するような地形に改変する必要がある。
	郭Ⅱ	・北西側の帯郭は、雨水の流入によって郭縁辺部に度重なる崩落が起きている。またわずかに残された平坦面も緩斜地になっており、雨天時や落葉時期には滑りやすく危険である。	・郭Ⅰからの雨水流入があり水道となっており、集水しない対策が必要である。また、幅が狭くなっている平坦面を少なくとも現状で保護、または復旧する必要がある。
	切岸及び天然の崖(郭Ⅲ)	・北側に突出した郭Ⅲの崖部分について崩落が顕著なため、郭自体の崩壊の危険がある。	・崖の斜面が急傾斜であり、風化・崩落も著しいため、完全に保護するのであれば擬岩工事的必要がある。また、雨水が崩落箇所流れ込むのを防ぎ、逆に南側へ排出するため、盛土などで緩傾斜をつくるなどの対処が必要である。

区分	要素	現状	課題
能島	切岸及び天然の崖(郭Ⅳ)	<ul style="list-style-type: none"> 雨水の流出及び岩盤の亀裂に植物の根が入ることで崩落が進行している。大きな崩落は3か所で、近年崩落した箇所も見受けられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 斜面に植生する若木、古木の撤去。平坦面の縁辺部を盛り上げることで、崩落部分に雨水が流出しないようにする。完全に崩落を防止するのであれば、郭Ⅲ北端と同様、擬岩による整備も検討する。
	石積	<ul style="list-style-type: none"> 南部平坦地の石積は、中央から接岸施設よりにかけて、石積の中位がやや海側にせり出している。石積の最下段は旧形を留めていると考えられる。石積の背後は土の吸い出しによるためか陥没している箇所が数箇所認められる(平成16(2004)年8月の台風後に確認)。石積崩落の危険性は不明である。 	<ul style="list-style-type: none"> 吸い出しによって石積裏の砂が大量に流出しているため、部分的な崩落の危険性は高いと考えられる。石積の積み直し工事が必要となるが、石積あるいは埋め立ての時期、構造等が不明確であるため、事前に石積背後のトレンチ調査を試みたが、海水の流入により今の状態での調査は不可能であり、年代が特定できていない。
		<ul style="list-style-type: none"> 船だまりと郭Ⅲを結ぶ通路状遺構の法面の一部に土留めのための石積が遺存しているが、近年の大雨等により一部が崩落しており、今後さらに損壊の危険性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 海城特有の遺構として、船だまりから郭上部へ続く通路状遺構は、城の機能を明らかにするため重要であり、通路状遺構及び石積を保存していくため、崩落した石を使って原状に復元するとともに、新たな崩落を防ぐ措置が必要である。
木柱	<ul style="list-style-type: none"> 南部平坦地の石積前面の海中には、調査範囲だけで118本の木柱が遺存していることが確認された。木柱の性格や時期は明らかになっていないが、石積設置時の工事に伴い設置された可能性が考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 石積の積み直しに際しては、木柱の保護と両立した工法検討が課題である。 木柱が海中に在ることから、木柱の腐食等の進行が懸念され、木柱の保存方法等について検討する必要がある。 	

区分	要素	現状	課題
能島	海蝕テラス ・岩礁及び岩礁ピット	<ul style="list-style-type: none"> 最大10ノット（時速約18km）にもなる潮流が長い年月をかけて岩礁を侵食している。また、近年では付近を航行する船舶の大型化に伴い、航跡波による侵食も生じているものと考えられる。 海岸調査の結果を踏まえ、保護のため東部海岸1か所、船だまり2か所に消波捨石を設置。  <p style="text-align: center;">潮流</p>	<ul style="list-style-type: none"> 岩礁及び岩礁ピットが波浪に伴う浸食によって失われつつあり、岩礁の保護措置を講じなければならないが、有効な工法が確立されていない。 岩礁保護のために設置された消波捨石は、波浪から岩礁を守るために有効であるが、既設の範囲・規模では本史跡全体の岩礁保護について十分とは言えない。しかし、過大に設置することは、本史跡の景観阻害要因になる可能性があるため注意が必要である。  <p style="text-align: center;">浸食された岩礁ピット</p>
	郭VI 鯛崎出丸 切岸及び天然の崖	<ul style="list-style-type: none"> 郭縁辺部の崩落が顕著である。近年の崩落も認められるが、郭IVと比較すると小規模である。中央部分がやや凹む地形であり、雨水はそこへ集水し、徐々に浸透しているようである。雨水のほか、郭縁辺部付近のサクラの根の発達崩壊原因のひとつと考えられる。 斜面は浸食により、垂直に近く立ちあがる。部分的であるが、大礫が散在する箇所がある。郭縁辺部は、崩落箇所は認められるが、郭IVなどと比較すると小規模である。植生の根が斜面の亀裂に入り込み少しずつ浸食している。隙間に水が流れ込むことで大きく崩落している。 	<ul style="list-style-type: none"> 郭縁辺部付近のサクラの処置を検討する必要がある。北側は、斜面へ雨水が流出している痕跡が一部で見られるため、縁辺部に高まりを作り、中央へ水が集まり浸透するようにするなど対処が必要である。 割れ目に礫用の接着剤等を充填することで崩落を防止する手段があるが、費用、工事規模ともに大きくなると考えられ、効果の程度は調査が必要である。斜面に植生している古木、若木を早急に撤去し、将来的な根の影響を軽減しておく必要がある。

区分	要素	現状	課題
鯛崎島	岩礁及び岩礁ピット	<ul style="list-style-type: none"> 最大10ノット（時速約18km）にもなる潮流が長い年月をかけて岩礁を少しずつ浸食している。また、近年では付近を航行する船舶の大型化に伴い、航跡波による浸食も生じているものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 岩礁及び岩礁ピットが波浪に伴う浸食によって失われつつあり、岩礁の保護措置を講じなければならないが、有効な工法が確立されていない。


【B】本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素

【B-1】史跡の保存活用に有効な諸要素（保存部分）

区分	要素	現状	課題
保存施設	消波捨石	<ul style="list-style-type: none"> 平成17～18年に実施した海岸調査等の結果を踏まえて、東部海岸1か所、船だまりに2か所に花崗岩の置き石による消波捨石を配置している。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工箇所については岩礁が保護されているが、未施工の箇所については、波浪の影響を受けているため、船舶の航行、自然環境の影響を考慮した上で整備を検討する。
	石塁	<ul style="list-style-type: none"> 海岸部保護のため北部海岸沿いに整備した。往時のものと誤認しないように切石積みの現代工法で施工した。 	<ul style="list-style-type: none"> 現代工法であるため、史跡景観と調和していない。石塁の経過観察を行い、破損等が確認されれば、景観に配慮した修繕等の適切な処置を検討する。

【B-2】史跡の本質的価値に直接関係しない諸要素

区分	要素	現状	課題
歴史的構造物	石造物	<ul style="list-style-type: none"> 五輪塔の部材を積んだもの。島外から持ち込まれたという古老の証言があり、周囲の発掘調査の結果からこの地に元々あった可能性は低いと判断されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 本質的価値と関係がなく、また、史跡整備に際して村上海賊ゆかりの墓所との誤解を受けまい撤去・移設を含めた対応を検討する必要がある。

区分	要素	現状	課題
植生	樹木 サクラ	<ul style="list-style-type: none"> 能島、鯛崎島両島のすべての郭に、近年まで断続的に植樹されたサクラ（ソメイヨシノ）が多く残っているが、地鎮め遺構をはじめとした遺構が、当該木の根によって破壊されていることが発掘調査により明らかになった。 	<ul style="list-style-type: none"> ソメイヨシノの根が本史跡の地下遺構を破壊することや、往時とは異なった植生環境が城跡としての景観に悪影響を及ぼしていることから、除去する必要がある。  <p style="text-align: center;">枯損木</p>
	樹木 雑木	<ul style="list-style-type: none"> 能島及び鯛崎島の各郭にはクヌギなどの高木や枯損木が点在していたが、主に本史跡の景観を阻害し、切岸及び天然の崖の崩落に繋がる斜面部の高木について順次伐採を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 経年劣化により枯損木となった樹木が本史跡の景観の阻害要因となっており、除去する必要がある。

【B-3】 その他の諸要素

区分	要素	現状	課題
歴史的 構造物	祠	<ul style="list-style-type: none"> 木造弁才天坐像が安置された祠である。平成10(1998)年に再建されたものである。 	<ul style="list-style-type: none"> 本史跡の本質的価値とは関係がない施設である。市指定文化財を保護する施設として、当面は現状を維持するが、地元との協議のなかで更新時には規模縮小する等、今後の扱い方を検討すべき構造物である。
	木造 弁才天 坐像	<ul style="list-style-type: none"> 坐像の銘文と意匠から江戸時代(1643年)の作と考えられ、鯛崎島には明治時代に祀られたと推測される。平成16(2004)年12月に市指定文化財に指定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 安置されている祠とともに、本史跡の本質的価値とは関係がない文化財であるが、近代以降のここに至る経緯や地元の信仰の対象でもあるため、当面は現状を維持するが、地元との協議のなかで今後の扱い方を検討する。
	地蔵	<ul style="list-style-type: none"> 鯛崎島南の岬(地蔵鼻)に設置されている。平成2(1990)年頃現在のものが復元設置。地域に根付く民話「クジラのお礼参り」に登場し、地域のシンボリックな存在である。 	<ul style="list-style-type: none"> 地蔵設置に至る経緯は不明であり、本史跡の本質的価値とは関係がない構造物であるが、当面は現状を維持する。

第2節 活用の現状と課題

無人島である本史跡は、現状では定期航路がなく容易に上陸することができない。そこで、ガイドンス施設である村上海賊ミュージアムを整備し活用することによって、本史跡の本質的価値を伝える役割を担わせている。船を使ったアクセスでは、宮窪町漁業協同組合等による能島上陸&潮流クルーズや潮流体験が実施されているが、右表のように、とりわけ上陸して本史跡を訪れた人数は、村上海賊ミュージアム入館者数のわずか 2.5%（平成 29（2017）年度）であり、大きな乖離がある。

本史跡の本質的価値を体感するには島を訪れることが重要であるため、活用上積極的な上陸手段の確保が不可欠である。さらには、本史跡についての情報発信や本史跡に関するさまざまな活用方法などについても十分とは言えない。これらを踏まえて、以下に活用の現状と課題を示す。

（1）史跡指定地内の構成要素における現状と課題

【B-1】史跡の保存活用に有効な諸要素（活用部分）

区分	要素	現状	課題
公開活用施設	接岸施設	<ul style="list-style-type: none"> 能島、鯛崎島両島には上陸のための現代の接岸施設が設けられている。能島の接岸施設は固定栈橋に仮設の浮栈橋が付属しているが、固定栈橋が劣化し、一部破損している。鯛崎島の接岸施設は固定栈橋のみで仮設の浮栈橋が無く、干潮時には高低差ができるため上陸できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 能島は活用のため常時上陸できる必要があるため、栈橋の劣化対策及び浮栈橋の継続的な利用を検討する。鯛崎島へは常時の上陸を想定していないが、現状で破損した場合に修復等の措置を講じる必要がある。
	史跡指定碑	<ul style="list-style-type: none"> 南部平坦地に設置されている史跡指定を受けたことを標する花崗岩製の記念碑である。 	<ul style="list-style-type: none"> 国指定史跡を示すため、現状で保存する必要がある。

表6：潮流体験及び村上海賊ミュージアムの利用者数

能島上陸&潮流クルーズ		潮流体験	
年度	利用者数	年	利用者数
平成28年	約2,500人	平成28年	約22,000人
平成29年	約2,000人	平成29年	約23,000人
平成30年	※約800人	平成30年	約21,500人

※能島上陸&潮流クルーズは平成30年7月以降は災害復旧工事の影響で中止となっている。

村上海賊ミュージアム				
年度	入館者数	県内	県外	海外
平成28年	77,351人	22.0%	77.0%	1.0%
平成29年	78,234人	21.0%	78.0%	1.0%
平成30年	68,673人	22.0%	76.5%	1.5%

区分	要素	現状	課題
公開活用施設	標柱	<ul style="list-style-type: none"> 南部平坦地の史跡指定碑横に設置されている鉄製の標柱である。(史跡標示) 	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化が著しいことと史跡既指定碑と存在意義が重複していることもあり、必要性が低いため撤去を検討する。
	解説サイン	<ul style="list-style-type: none"> 本史跡の本質的価値を理解するための解説サインが南部平坦地及び鯛崎島にあるが、設備・内容ともに古く、最新の調査成果が反映されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定地内において、本史跡の本質的価値を理解するための活用施設の整備が行われておらず、来訪者が現地で本史跡の内容を把握できる解説サインの再整備や見学に際しての動線設定が必要である。
	園路	<ul style="list-style-type: none"> 能島には各郭を散策するための園路が整備されている。郭Ⅱ-郭Ⅴ間、郭Ⅲ-船だまり間、郭Ⅳ-南部平坦地の一部が木製階段で、郭Ⅰ-郭Ⅱ間(2か所)、郭Ⅱ-郭Ⅲ間、郭Ⅱ-郭Ⅳ間、郭Ⅲ-南部平坦地間、郭Ⅳ-南部平坦地間の一部、鯛崎島接岸施設-郭Ⅵが、横木丸太設置による園路である。 	<ul style="list-style-type: none"> 木製階段や横木丸太の園路の劣化と破損が進んでおり、来訪者の安全な散策に支障をきたしているため、動線を設定したうえで、必要な箇所については更新等の対策が必要である。
	便所	<ul style="list-style-type: none"> 南部平坦地に設置されている汲取り式の便所である。見学者受入には不可欠の便益施設であるが、水洗機能が故障しており、また施設全体も老朽化している。 	<ul style="list-style-type: none"> 故障及び老朽化しているが、便益施設として必要であるため、更新を検討すべき施設である。ただし、地下遺構への影響を回避しつつ、復元建物と誤認を受けないデザインや配置、規模とする必要がある。
	四阿	<ul style="list-style-type: none"> 見学者の休憩用に郭Ⅲ南側に設置されている。施設が老朽化しているうえ、往時の復元建物と誤認を受ける可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化しているが、便益施設として必要であるため、更新を検討すべき施設である。ただし、地下遺構への影響を回避しつつ、復元建物と誤認を受けないデザインや配置、規模とする必要がある。
	ベンチ	<ul style="list-style-type: none"> 見学者の休憩用に郭ごとに擬木コンクリート製とスチール製のものが設置されている。コンクリート製のベンチは老朽化しており、スチール製のものは景観に馴染んでいない。 	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化しているうえ、デザインが本史跡の景観を阻害している。更新する場合は、材質、デザイン等に配慮する必要がある。

(2) 史跡指定地外の周辺環境を構成する要素における現状と課題

【C】 史跡の理解に有効な諸要素

区分	要素	現状	課題
村上海賊ミュージアム	公開、活用、情報発信	<p>1) 村上海賊ミュージアムによる情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常設展示、企画展示 <p>本史跡の生活・文化・流通及び歴史的背景を中心とした展示をしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講座、シンポジウム <p>本史跡の最新研究成果等を出前講座、シンポジウムを開催している。</p> <p>2) 日本遺産魅力発信推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本遺産「村上海賊」の情報発信 <p>本史跡を代表とする構成文化財の情報をパンフレット・HP・SNS等で発信している。</p> <p>3) 関連イベントへの参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国山城サミットへの加盟・参加 ・ 続日本100名城認定、スタンプラリー ・ 日本遺産サミットへの参加・PR 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村上海賊ミュージアムの活動を中心として、積極的に本史跡を理解するための展示、シンポジウム、イベント参加により情報発信を行っているが、現地体験でしか味わえないこともあることから、本史跡と当該施設での一体的な取り組みを推進する必要がある。 ・ 全国的なイベント等で配布するための本史跡に特化したパンフレットやホームページ等、情報発信に有効なアイテムが作成されていない。
	教育普及	<p>1) 村上海賊ミュージアムによる学習支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校向けプログラムの開発運用 <p>市内外の児童生徒を対象とした見学プログラムによって本史跡の理解を促している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出前講座等 ・ 体験学習の実施 <p>公民館事業「まちなか探検学習」の補助、村上海賊ミュージアムにおける本史跡の解説、出土した土錘を再現する体験学習等を実施している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の学校を対象とした様々な取り組みを積極的に展開しているが、全国からの来訪者を対象とした教育プログラム等が構築されていない。また、学校教育のみならず、様々な世代が学ぶ生涯学習の場として、本史跡を活かした取り組み案を示す必要がある。

区分	要素	現状	課題
村上海賊ミュージアム	観光振興	<p>1) 村上海賊ミュージアムと民間事業者との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潮流体験 本史跡を周遊する遊覧船である。船内での解説文を村上海賊ミュージアムが作成している。 ・能島上陸&潮流クルーズ 村上海賊ミュージアムのミュージアムパートナーが同行し、解説している。参加者に配布される島内散策マップは、村上海賊ミュージアムの情報提供により作成している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市が主体となり本史跡を「核」とした周辺及び広域に所在する諸要素を周遊するなど、本史跡を活用した観光コースの開発を検討する必要がある。
解説サイン	解説サイン	<ul style="list-style-type: none"> ・村上海賊ミュージアムに隣接した民間施設に設置されている日本遺産「村上海賊」の構成文化財の解説サインである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間施設の敷地内に設置されており、観光客には、目に付きやすく有効であるが、村上海賊ミュージアムへの来場を促すなどの工夫が必要である。
船の活用	船舶	<ul style="list-style-type: none"> ・本史跡に渡るための定期航路はない。 漁協の協力のもと、土日祝日限定で「能島上陸&潮流クルーズ」や本史跡を周遊する「潮流体験」が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地に上陸するための手段が休日の「上陸&潮流クルーズ」に限られているため、来訪者が本史跡を訪れることが容易ではなく、安定した船の就航が必要である。

第3節 整備の現状と課題

本史跡は、現状で園路や便所等の各種便益施設や波浪による岩礁の浸食防止のための消波施設の整備を実施している。一方で、本史跡存続上の課題である雨水対策（崩落防止）や発掘調査等から判明した本史跡の本質的価値の活用のための整備については、未着手のものが多い。以下に整備における現状と課題を整理する。

区分	要素	現状	課題
保存のための整備	雨水排水対策整備	<ul style="list-style-type: none"> 各郭の縁辺部から切岸または自然の崖にかけて水道ができている箇所が多く、雨水が流出することによる斜面崩落が起こりやすくなっている。平成30(2018)年7月豪雨では、船だまり上の斜面、郭Ⅰの南斜面、郭Ⅲの東斜面、鯛崎島の北斜面等の表層が崩落した。他の斜面でも今後、崩落の危険性をはらんでいると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 降雨時に水道となる箇所の調査を行い、必要な箇所については各郭の縁辺部に高まりを設け、雨水が郭斜面を流れず、郭内で浸透する地形に改変するとともに、盛土を行ったうえで縁辺部に排水管を敷設するなどの雨水排出のための整備を実施する必要がある。
	石積保護対策整備	<ul style="list-style-type: none"> 南部平坦地の石積及び郭Ⅲから船だまりにかけての通路状遺構の土留めの石積について、石の抜けやはらみが確認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 石積の積み直し等の保護対策が必要であるが、南部平坦地の場合はその前面の海岸からは木柱が検出されているため、整備を行う際には慎重な工法検討が課題である。
	岩礁保護対策整備	<ul style="list-style-type: none"> 波が収斂される湾部について、東部海岸1か所、船だまり2か所に花崗岩の捨石による消波捨石を設置し、波浪からの浸食防止を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 消波捨石は波浪による岩礁の浸食防止に役立っているが、範囲が限定的であり、岩礁全体を保護することはできていない。しかし、全面的な消波施設の設置は、景観や漁場に対して問題が生じるため、適切な手法の検討が必要である。
	歴史的構造物整備	<ul style="list-style-type: none"> 鯛崎島には地蔵、祠、市指定の木造弁才天坐像、石造物の4種類の歴史構造物が存在する。これらは近代以降に設置されたものと考えられ、本史跡の本質的価値と直接関係がない要素である。 	<ul style="list-style-type: none"> 地蔵、祠、市指定の木造弁才天坐像は、当面は現状維持とするが、更新時には規模縮小や移転を検討する。石造物については、史跡整備に伴って本史跡指定地外への移転を検討する。

区分	要素	現状	課題
保存のための整備	植生整備	<ul style="list-style-type: none"> 能島及び鯛崎島の各郭にはクスギ等の高木や枯損木が点在していたが、主に本史跡の景観を阻害し、切岸及び自然の崖の崩落に繋がる斜面部の高木については順次伐採を行った。一方で、郭内には昭和期に植樹したソメイヨシノが現在も健在である。 	<ul style="list-style-type: none"> 郭内にはソメイヨシノが植樹されているが、往時の植生とは異なることと、発掘調査によってソメイヨシノの根が地下遺構を破壊していることが明らかとなった。このため全面的に伐採の必要があるが、住民等とのコンセンサスが十分に得られていないため、住民説明会等を重ねて理解を得ながら対処する必要がある。
	アクセス整備	<ul style="list-style-type: none"> 能島、鯛崎島両島には上陸のための現代の接岸施設が設けられている。能島の接岸施設は固定栈橋に仮設の浮栈橋が付属しているが、固定栈橋が劣化し、一部破損している。鯛崎島の接岸施設は固定栈橋のみで仮設の浮栈橋が無く、干潮時には高低差ができるため上陸できない。また、本史跡に渡るための定期航路はなく、現状のアクセスは漁協の協力による土日祝日限定の「能島上陸&潮流クルーズ」や能島城跡を周遊する「潮流体験」に限られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 能島を活用するには常時上陸できるようにするため、栈橋の劣化対策及び浮栈橋の継続的な利用を検討する必要がある。鯛崎島へは常時の上陸を想定していないが、現状で破損した場合に修復等の措置を講じる必要がある。また、現地に上陸するための手段が休日の「上陸&潮流クルーズ」に限られているため、来訪者が本史跡を訪れることが容易ではなく、安定した船の就航が課題である。
活用のための整備	解説サイン整備	<ul style="list-style-type: none"> 南部平坦地の既設の解説サインは、発掘調査等で明らかとなった本史跡の本質的価値を反映したものではなく、これを周知するための総合的な解説や、各郭の各遺構の解説等が設置されていない。また、各郭を繋ぐ見学動線が整備されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 本史跡の本質的価値を来訪者に分かりやすく伝えるため、遺構表示等を含めた解説整備の内容及び手法の検討が必要がある。また、本史跡内を巡る動線とビューポイントを設定する必要がある。
	岩礁及び岩礁ピット整備	<ul style="list-style-type: none"> 海岸部分には、本史跡の本質的価値の一つである岩礁ピットや海蝕テラスのような特徴的な遺構が存在しているが、解説サインや立体復元によるサイン類はない。また、岩礁は滑りやすく動線もないため、見学が容易ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 海岸部の遺構が来訪者に理解できるような視覚的な解説の工夫が必要である。また、見学にかかる安全対策や動線設定の検討が必要である。

区分	要素	現状	課題
活用のための整備	園路整備	<p>1) 園路（木製階段） 階段に使用している木材が老朽化している。斜めになっている場所もあり、安全な周遊の妨げになっている。</p>  <p style="text-align: center;">老朽化した園路</p>	<p>1) 地形的に階段通路である必要があるため、耐久性を持たせつつ景観に配慮したものに更新して設置する必要がある。</p>
		<p>2) 園路（丸太横木） 横木丸太による階段が土砂により埋没したり欠損している箇所が多く、特に雨天時、落葉時期は滑りやすく危険である。</p>	<p>2) 素材を検討したうえで部材を交換するなどして、来訪者が安全に散策できるように改修する必要がある。</p>
	安全対策整備	<p>・郭の縁辺部等には転落防止の柵等の設置がなく、簡易的にロープ柵が設置されており、転落防止の措置が十分に図られていない。</p>  <p style="text-align: center;">ロープ柵</p>	<p>・景観に配慮しつつ、危険箇所については転落防止のための対策を講じる必要がある。</p>
	便益施設整備	<p>・便所や四阿、ベンチなどの各種便益施設が整備されているが老朽化している。</p>	<p>・便益施設として必要と考えられるが、景観への配慮、地下遺構への影響を回避しつつ、復元建物と誤認を受けないデザインや配置、規模としたものに更新する必要がある。</p>

第4節 運営・体制の現状と課題

本史跡の保存管理団体には今治市が指定されており、本史跡の本質的価値の保存、活用、整備の実務について、今治市教育委員会文化振興課及び宮窪地域教育課（今治市村上海賊ミュージアム）が担っている。以下に運営・体制の現状と課題を整理する。

内容	現状	課題
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 市は管理団体として、園路、郭平坦部を中心とした除草や清掃を年間4～6回程度実施している。これらの維持管理は、業者委託事業として実施している。 降雨時等に斜面崩落が起きていないか陸地部から監視を行い、台風や地震の直後には必要に応じて上陸し点検を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 夏季など植物の生育が早い時期には、草刈り等の維持管理の頻度が不十分である。また、維持管理に地元住民等のボランティアの関与が希薄であるため、住民の運営参加の機運の醸成が図れていない。 降雨時等に上陸しての点検や雨水の水道調査などを実施し、より積極的な維持管理に努める必要がある。
運営	<ul style="list-style-type: none"> 本史跡を良好に保存管理し、本質的価値を活用するための整備については、今治市教育委員会文化振興課及び宮窪地域教育課(村上海賊ミュージアム)が担っている。 市として本史跡に渡るための手段(船)を運営していない。保存管理においては、宮窪漁協等の遊漁船運営資格をもつ業者のチャーター船を借り上げている。活用においては、「能島上陸&潮流クルーズ」や本史跡を周遊する「潮流体験」を宮窪町漁協等が運営している。 	<ul style="list-style-type: none"> 市が運営の主体となりつつも、地元住民やボランティア団体などの積極的な運営参画が可能となるような体制を構築する必要がある。 船の借り上げに伴う手続き・コストが障壁となり利便性が良くない。 既存の上陸ツアー等は民間団体や漁協が土日祝限定で運営を行っているため、来訪者が気軽に安定的に上陸することができない。

内容	現状	課題
<p>市役所内における 意志疎通・ 情報共有</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保存整備に伴う設計及び工事監理等の専門的業務については、水産課等所属の土木技師が務めている。 ・自然公園法に伴う申請等については国立公園の管理を担当する公園緑地課の助言・指導を得ている。 ・雑木伐採については森林法に基づき農林振興課へ「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出が必要である。 ・本史跡を構成文化財とする各種日本遺産魅力発信推進事業は、観光課と連携して実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本史跡に関わる情報を速やかに共有できるような体制を整備する必要がある。 ・一般的な土木工事や森林、自然公園とは異なる史跡としての適切な取扱いの共有を図る必要がある。
<p>他の機関・ 組織との 意思疎通</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文化庁、愛媛県教育委員会文化財保護課、史跡能島城跡調査整備検討委員会、今治市文化財保護審議会の指導・助言を得ている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本史跡に関わる情報を速やかに共有し、適切な指導・助言が得られるよう連絡・指導体制を構築する必要がある。

第6章 大綱・基本方針

第1節 大綱

本史跡の望ましい将来像について、市として次のような大綱を示す。

大 綱

1. 我が国を代表する中世海城の姿と、そこを拠点として活躍した村上海賊の個性的な歴史・文化を学びを通して体感することのできる場として整備し永く後世に残す。
2. 村上海賊ミュージアムと一体となって、瀬戸内海地域をはじめ、能島村上氏の海や航路との関わりの調査研究を推進に寄与し、当地域の歴史的・地理的な特性を学ぶことのできる場であるとともに、広く情報発信するための場とする。
3. 地域住民をはじめ多くの人々にとって、豊かな海の自然の中で村上海賊が育んだ歴史・文化を感じる憩いの場とする。
4. 村上海賊の情報発信の拠点施設である村上海賊ミュージアムが核となり、しまなみ海道を中心とした今治・芸予諸島の文化財や観光スポットとのネットワークを構築し、地域間交流に役立てる。

第2節 基本方針

本章第1節の大綱を実現させるために、保存管理、活用、整備、運営体制について基本方針を示す。また、第7章から第10章では、本章で示した大綱・基本方針に沿って方向性と方法を示す。

(1) 保存管理の基本方針

本史跡の本質的価値を損なうことなく適切に保存し永く後世に継承するため、遺跡保存に影響を与える事象に対してモニタリングと調査研究を継続することによって現状を的確に把握する。特に、雨水・波浪に対する経年劣化と自然災害に対して保存保護のための適切な処置を講ずるとともに、日常的な維持管理を実施する。

(2) 活用の基本方針

本史跡のガイダンス施設である村上海賊ミュージアムが核となり、海城や海賊衆の歴史文化を現地の自然の中で学び体験できる拠点と位置づけ、学校教育、社会教育、学習・観光拠点の場として活用する。

(3) 整備の基本方針

本史跡の保全、遺構の保護、瀬戸内の景観との調和を図りつつ、海城の特性を活かし本史跡の本質的価値を適切に表現した整備を計画的に実施する。

(4) 運営・体制の基本方針

地域住民・関係部局と連携しつつ、本史跡の管理団体である今治市が主体となって日常的な運営・管理体制を整備する。

第7章 保存・保存管理

第1節 方向性

本史跡は、能島及び鯛崎島とも公有地化されており、史跡保存の条件としては良好であるといえる。ただし、離島であることや本史跡特有の急潮流の影響を受けること、昭和初期以降断続的に植樹されたサクラの取扱いなどの保存管理上の課題がある。この点を踏まえて以下に保存・保存管理の方向性を示す。

- ・本史跡の保存管理上影響を与えている事象に関してのモニタリングと必要な各種調査研究を継続的に実施し、遺構破壊原因の解明に努める。
- ・本史跡の本質的価値を永く後世に継承するため、日常の維持管理を実施し、遺構の現状や災害等による変化を的確に把握する。
- ・必要な現状変更等の行為への対応方針を示し、将来にわたる適切な保存管理に努める。

表7：現状変更等の基本方針

地区	行為の種別	現状変更等の基本方針
史跡指定地内	現状変更等を許可できない行為	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の滅失、き損または衰亡の恐れがある行為、史跡の本質的価値やその景観を著しく減じると認められる行為は、原則として許可しない。 ・史跡の地形及び景観を改変する行為は、災害復旧等の目的以外は原則として許可しない。

第2節 保存管理の方法

(1) モニタリング

- ・日常的な維持管理に加え、定期的な見回りを行い、災害等による遺構の破壊やその恐れのある箇所を把握する。特に海岸部は、浸食が著しいため精力的に行っていく必要がある。
- ・地域住民やボランティア等の協力を得ながら、草刈りや清掃等の維持管理を行い、本史跡の遺構及び環境の保全に努める。

(2) 応急措置

- ・モニタリングによって遺構の破壊等が確認された際には、応急的な破壊の進行防止対策を講じる。
- ・本史跡の遺構や来訪者の安全を脅かすサクラ及び枯損木は、遺構への影響を考慮しながら計画的・段階的に伐採を行う。

(3) 工事等の抜本的対策

- ・応急措置では保護できない場合や十分かつ慎重な工法検討が必要な工種については、本計画に基づきつつ設計を行い必要な保護対策を講じる。

(4) 指導・助言

- ・モニタリング、応急措置、工事等の抜本的な対策を行う際には、その都度文化庁及び愛媛県教育委員会からの指導・助言をうけながら整備、復旧の措置を講じる。
- ・整備、復旧の措置を行う際には、補助金を活用し指導に基づいた適切な保護対策を行う。

第3節 地区別保存管理

本史跡を構成する諸要素の保存管理の方法について、能島及び鯛崎島に区分して記載する。

表8：地区別保存管理表

地区	構成要素	保存管理の方法	
能島	【A】 本質的価値を構成する諸要素	郭(地下遺構を含む) 南部平坦地 切岸及び天然の崖 (通路状遺構を含む)	・降雨時には現地で水道調査を行い、郭や切岸の破損やその恐れのある箇所を把握する。調査を踏まえて遺構損壊の未然防止策を講じ、被害拡大を防ぐ。 ・岩盤の崩落原因の調査を行い適切な保護を図る。 ・その他、本史跡の顕在遺構及び地下遺構等に影響を及ぼす危険性があるものについては、調査のうえ、その原因を取り除く。 ・本史跡指定地内の保存整備や災害によるき損については、本計画の基本方針を踏まえ、文化庁及び愛媛県教育委員会や学識経験者の指導・助言を受けながら整備を実施する。
		石積	・南部平坦地前面の石積の抜けやはらみについては、木柱への影響を考慮しながら被覆工法や積み直し等の対策を検討する。 ・船だまりと郭Ⅲを結ぶ通路状遺構の法面の一部に残存する土留めのための石積については、原状復旧し、新たな崩落を防ぐ対策を講じる。
		木柱	・波浪による影響について調査を行い、調査に基づき適切な保護を図る。
		船だまり 海蝕テラス 岩礁及び岩礁ピット	・本史跡の顕在遺構及び地下遺構等に影響を及ぼす危険性があるものについては、その原因を取り除く。 ・潮流等による遺構の浸食防止対策を検討し、必要な保護を図る。
	【B-1】 史跡の保存活用に有効な諸要素	消波捨石	・現状維持を基本とするが、景観に配慮し、遺構の保護に必要な増設・新設を検討する。
		石塁	・現状維持を基本とし破損等がみられた場合は、史跡景観に配慮した改修または新設を検討する。
		接岸施設	・破損箇所を改築する。
		史跡指定碑 標柱 解説サイン	・サイン施設は、要不要を整理し、必要に応じて新設・改修・除却する。
		園路 便所 四阿 ベンチ	・本史跡の景観との調和及び地下遺構の保護を図りつつ、来訪者の安全のために新設・改修する。
	【B-2】 史跡の本質的価値に直接関係しない諸要素	サクラ	・本史跡の遺構に悪影響を与えることが明らかなため、伐採する。
鯛崎島	【A】 本質的価値を構成する諸要素	郭(地下遺構を含む) 切岸及び天然の崖 (通路状遺構を含む)	※能島の保存管理の方法に従う。
		岩礁及び岩礁ピット	
	【B-1】 史跡の保存活用に有効な諸要素	接岸施設	・現状維持を基本とし破損等がみられた場合は改築する。
		石碑	・要不要を検討し、不要な場合は除却する。
		園路	※能島の保存管理の方法に従う。
	【B-2】 史跡の本質的価値に直接関係しない諸要素	石造物	・調査を行い、本史跡との関係性を明確にしたうえで、移設、除却等を含めて検討する。
		サクラ	・本史跡の遺構に悪影響を与えることが明らかなため、伐採する。
【B-3】 その他の諸要素	祠	・市指定の木造弁才天坐像を保護するための施設として当面現状維持とするが、更新については規模縮小を検討するとともに、史跡指定地外への移設についても検討する。	
	木造弁才天坐像	・市指定文化財であるため、適切に保護する。劣化や破損の危険がある場合には、史跡指定地外へ移設するなどの適切な措置を講じる。	
	地蔵	・当面は現状維持を基本とする。	
全体		・ボランティア団体と連携し、日常的な維持管理を行う。	

第4節 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針及び取扱基準

(1) 規制の概要

史跡指定地内において現状を変更し、または、その保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という）をしようとする場合、文化財保護法第125条の規定により、文化庁長官の許可を受けなければならない。なお、現状変更等のうち軽微なものについては、文化財保護法施行令第5条に従い、今治市教育委員会が現状変更等の許可、取り消し、停止命令等の事務を行う。

また、本史跡は、環境省の瀬戸内海国立公園（第一種特別地域）の範囲内にあり、その自然風景を保護するため各種の行為が規制されている。この場合についても現状を変更する行為を行う場合は、公園計画（保護規制計画）に基づいて指定された地域の種類によって、自然公園法に基づき環境省への申請または届出の手続きが必要となる。

なお、漁業法において規制される現状変更等の申請は不要であるが、海上における各種の行為については、共同漁業権者の宮窪町漁協と協議し、同意を得る必要がある。

(2) 法令に定められた現状変更等の取扱基準

史跡指定地内において、現状変更に当たらない行為として、草刈りや危険木の除去、それによって発生した雑草等の処分や樹木の剪定などの植生管理などが挙げられる。また、現状変更等ではあるが許可を受けることを要しない行為として、維持の措置、非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合の3つがある。この内容については、法125条、維持の措置の内容については、「特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」第4条に記載されている。現状変更等の許可が不要な行為について、下記の表9に整理する。

表9：現状変更等であるが許可を要しない行為

地区	行為の種別	現状変更等の取扱基準
史跡指定地内の全地区	維持の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡のき損、衰亡時、流出時の現状復旧 ・ 土砂の流出や水たまり等による小規模な不陸箇所への土砂の充填
	非常災害等に伴う応急措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震、台風等の災害による土砂等の流出、き損または衰亡の拡大を防止するため応急措置 ・ 被災後の崩壊工作物、倒壊樹木、土砂等の除去。 ※本史跡の場合、自然公園法も同様
	保存に影響を及ぼす行為のうち影響が軽微なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物、工作物の小規模な修繕 ・ 土地形状の変更を伴わない工作物等の修理、改修 ・ 土地形状の変更を伴わない一時的な仮設看板等の設置

また、現状変更等の許可申請が必要となる主な行為については、以下のとおりであるが、その許可権者別の区分表については、表10に整理した。

<現状変更等の許可申請が必要となる主な行為>

- ・掘削、切土、盛土など土地の改変を伴う行為
- ・樹木の伐採（ただし、人命や遺構に対する危険の回避のため、かつ抜根を伴わない場合は要協議）、移植、新規の植栽
- ・仮設物の設置（短期的に撤去することが明らかな場合は要協議）
- ・史跡の保存、活用、整備（防災、人命の安全確保を含む）のために必要な工作物の新設
- ・建築物、工作物等の改築、撤去、移設（色彩の変更も含む）
- ・公益上必要な上下水道、電気等の設備及び道路、水路等の改修、新設、復旧、撤去
- ・上記以外の史跡の保護に影響を及ぼす行為

表 10：許可権者区分表

地区	許可の申請区分		行為の内容
史跡指定地の全地区	文化庁長官	文化財保護法	下記以外の行為 例) ・本史跡の整備等に係る地形改変や掘削、付帯設備等の新設、植栽 ・発掘調査など
	今治市教育委員会	文化財保護法施行令	<ul style="list-style-type: none"> ・2年以内の期限を限った小規模建築物（2階以下で、地階を有しない木造または鉄骨造の建築物で建築面積120㎡以下）の新築、増築または改築 ・小規模建築物の新築、建築の日から50年を経過していない小規模建築物の増築または改築、除却 ・工作物の設置もしくは、設置の日から50年を経過していない工作物の改修又は除却 ・土地の形状を変更しない道路の舗装、修繕 ・史跡の管理に必要な施設の設置または改修 ・電柱、電線、ガス管、水道、下水道管等の工作物の設置または改修 ・木竹の伐採（抜根は不可） ・保存のために必要な試験材料の採取
	環境大臣	自然公園法第20条	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の新築、増改築 ・木竹の伐採 ・環境大臣が指定する区域内における木竹の損傷 ・鉱物の掘採または土石の採取 ・汚水や廃水の排出 ・広告物の掲出若しくは設置 ・水面の埋め立てまたは干拓 ・土地の開墾、その他土地の形状変更 ・環境大臣が指定する植物の採取または損傷 ・環境大臣が指定する、風致の維持に影響を及ぼすおそれがある植物の植栽または当該植物の種子散布 ・環境大臣が指定する動物の捕獲、殺傷または当該動物の卵の採取若しくは損傷 ・環境大臣が指定する、風致の維持に影響を及ぼすおそれがある動物の放獣、放流等 ・屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩変更 ・環境大臣が指定する区域内における車馬若しくは動力船の使用または航空機の着陸 ・その他、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの

(3) 史跡能島城跡における現状変更等の取扱基本方針

本史跡の保存・活用を目的とした調査や整備以外で、本質的価値を構成する要素に対して悪影響を与える行為、大規模な地形の改変、景観に悪影響を及ぼす行為については原則として許可しないことを前提とし、本史跡内における現状変更等の取扱基本方針を下記のとおりとする。

- ・本史跡の保存整備等、来訪者の利便を図るための施設整備に係る行為等の現状変更等に対応できる許可基準を定める。
- ・現状変更等を行う場合は、周囲の景観や来訪者への影響に配慮することとする。
- ・現状変更等を許可する場合は、遺構面を保護すること等の条件を付すとともに、必要に応じて今治市教育委員会文化財担当職員等による発掘（遺構確認）調査もしくは立会調査を実施することとする。
- ・本史跡の保存のための修理、活用のための復元整備、本史跡の管理及び公共・公益上必要な施設の設置・改修については、その必要性や本史跡の本質的価値に及ぼす影響等に応じて判断する。

(4) 史跡能島城跡における現状変更等の取扱基準

本史跡における現状変更等について、文化庁長官または今治市教育委員会の許可が必要な行為のうち、今後想定される事例として事務処理規定に基づく許可基準を以下の①～⑧のように設定する。なお、郭ごとの現状変更の内容については、前提として有識者による委員会等で個別具体的に検討していくものとし、現状では同一の取扱基準とする。また、本史跡の構成要素ごとの取扱基準については、表11にまとめた。

① 発掘調査

- ・目的が本史跡の保存活用を図るうえで必要であり、調査範囲がその目的のため必要最小限であるものについて、委員会等で十分検討したうえで許可する。

② 遺構表示

- ・平面・立体遺構表示（地鎮め遺構や岩礁ピットの立体復元等）については、史跡景観を損なわない適正な数、規模・形状と素材を考慮し、委員会等で十分検討したうえで許可する。

③ 地形の改変

- ・復元整備、遺構の保護等の史跡整備を目的としたもの以外の盛土、地面の削平、水面の埋め立て等の地形の改変は原則として許可しない。

④-1 建築物の新築

- ・本史跡の保存・活用上必要であり、本史跡及び景観に与える影響が最小限のものについて、場所を郭Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・南部平坦地に限り、委員会等で十分検討したうえで許可する。
- ・仮設建築物については、河後森城跡や岡豊城跡に事例があるように、史跡活用のために井楼や建物跡を一時的に設置する場合、地下に影響を与えない据え置き型であり、史跡景観に配慮したものに限り、発掘調査で判明した規模・位置への設置について許可する。

④-2 建築物の増改築・修理

- ・鯛崎島にある祠（平成10年度設置）の増築については許可しない。また、修理については、規模が現状維持または縮小するものであって、史跡景観への影響を最小限にとどめるものについては許可する。

④-3 建築物の撤去

- ・撤去については、地下遺構等に配慮した上で許可する。

⑤ 便益施設の新設・改修・撤去

- ・新設及び改修については、規模、外観デザイン、基礎等による地下遺構及び史跡景観への影響が最小限のものについて、場所を郭Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・南部平坦地に限り、委員会等で十分検討したうえで許可する。
- ・撤去については、地下遺構等に配慮した上で許可する。

⑥ 工作物の新設・改修・撤去

- ・本史跡の保存・活用・整備、防災等公益上必要であるものの新設・改修及び不要であるものの撤去について、本史跡及び景観に与える影響が最小限のものについて許可する。
- ・解説サインの新設・改修については、史跡景観を損なわない適正な数、規模・形状と素材を考慮し、委員会等で十分検討したうえで許可する。
- ・ベンチの新設・改修・撤去については、史跡景観を損なわない適正な数、規模・形状と素材を考慮したうえで、基礎を伴わない据え置き型のみ許可する。
- ・本史跡の保存管理・活用・整備に寄与しない単なる記念植樹、記念碑等の工作物の新設については許可しない。

⑦ 地下埋設物の新設・改修・撤去

- ・電柱、電線、ガス管、水道管、下水管その他これらに類する地下埋設物については、現在、本史跡内に存在せず、新設も原則許可しない。ただし、本史跡を保護するための雨水排水施設に限り、遺構及び景観へ影響を与えないものについては許可する。

⑧-1 植樹・植栽

- ・新たな植栽に関しては、植栽箇所の地下遺構の状況を勘案し、本史跡の保存・整備上必要な法面保護、修景、立入り防止等のためのものについては、防根シート設置等地下遺構の保存を図った上で許可する。既存樹木の枯損等に伴う更新、史跡整備に伴う移植については、地下遺構の状況に応じて判断する。

⑧-2 伐採（伐根）

- ・本史跡の遺構及び景観に悪影響を与える樹木等について伐採を許可する。
- ・抜根については、本史跡の修理、整備に伴うものを除き、地下遺構への影響を考慮し、原則としてその必要性和、残置した場合と抜根した場合の双方の影響について検討した上で、必要最小限の範囲について発掘調査により行う場合に許可する。

※その他、記載のない行為の許可の是非については、事前に今治市教育委員会文化財担当課と協議・相談を行うこと。

史跡能島城跡における構成要素ごとの現状変更取扱基準

遺跡の保存と景観に配慮した本史跡の保存活用に資する以外の現状変更は許可しない。上記条件のもと、特筆する取扱いは以下のとおりである。

表 11：構成要素ごとの現状変更取扱基準表

地区	構成要素	現状変更の基準	
能島	【A】 本質的価値を構成する諸要素	郭(地下遺構を含む) 南部平坦地 切岸及び天然の崖 (通路状遺構を含む)	保存のための排水施設、活用のための遺構に基づく復元建物・平面立体表示は許可する。 一時的工作物の設置は許可する。
		石積	保存のための施工以外は許可しない。
		木柱	保存のための現状変更以外は許可しない。
		船だまり 海蝕テラス 岩礁及び岩礁ピット	岩礁ピットの保存のための施工、活用のための一時的工作物の設置以外の現状変更は許可しない。
	【B-1】 史跡の保存活用に有効な諸要素	消波捨石	景観に配慮し、遺構の保護に必要な増設・新設は許可する。
		石塁	景観に配慮し、遺構の保護に必要な改修・新設は許可する。
		接岸施設	保存活用のための最小限の改築は許可する。
		史跡指定碑 標柱 解説サイン	活用のための改修・新設は許可する。 保存活用に不要なものの除却は許可する。
		園路	活用のための改修・新設は許可する。
	【B-2】 史跡の本質的価値に直接関係しない諸要素	サクラ	抜根・除根をしない伐採は許可する(整備のために必要な場合に限り除根は許可する)。 南部平坦地以外の植栽は許可しない。また、南部平坦地での植栽は、防根シート設置等により遺構に影響を与えない方法による場合に限り許可する。
			便所 四阿 ベンチ
鯛崎島	【A】 本質的価値を構成する諸要素	郭(地下遺構を含む) 切岸及び天然の崖 (通路状遺構を含む)	保存活用のための排水施設、遺構に基づく復元建物・平面表示は許可する。 一時的工作物の設置は許可する。
		岩礁及び岩礁ピット	岩礁ピットの保存のための施工、活用のための一時的工作物の設置以外の現状変更は許可しない。
	【B-1】 史跡の保存活用に有効な諸要素	接岸施設	保存活用のための最小限の改築は許可する。
		石碑	除却以外の現状変更は許可しない。
		園路	活用のための改修・新設は許可する。
	【B-2】 史跡の本質的価値に直接関係しない諸要素	石造物	除却及び史跡指定地外への移設以外の現状変更は許可しない。
		サクラ	抜根・除根をしない伐採は許可する(整備のために必要な場合に限り除根は許可する)。
	【B-3】 その他の諸要素	祠(木造弁才天坐像)	現状以上の規模の設置は許可しない。史跡指定地外への移設及び除却は許可する。
地蔵		現状以上の規模の設置は許可しない。史跡指定地外への移設及び除却は許可する。	

・寄付者・寄贈者の名前が付せられた工作物、記念植樹等の設置は認めない。

第8章 活用

第1節 方向性

本史跡を広く国民に周知し、その歴史的価値を学び、体感する場として提供するため、次の4項目を活用の方向性とする。

(1) 能島城跡（歴史文化）の体感

本史跡に直接上陸し、全国でも希少な海城を体感することで、村上海賊が営んできた生活や文化を体感できる学びの場を提供する。

(2) 潮流（自然）の体感

本史跡周辺の全国有数の急潮流を体感し、村上海賊が活躍した瀬戸内の自然環境を学び、体感できる場を提供するため、民間との連携を継続する。

(3) 陸地部からの体感

本史跡を今治市大島側から眺め、海城としての景観などを体感できる場を提供する。また、本史跡と陸地部に点在する関連文化財とのつながりを体感し、城の成り立ちや地域の宝として守られてきた歴史などについて学び共感できる場を提供する。

(4) 村上海賊ミュージアムでの体感

本史跡及び村上海賊のガイダンス施設である村上海賊ミュージアムで、出土遺物や古文書等の歴史資料などを観覧することで、現地ではできない学習と体験を提供する場とする。

第2節 方法

本史跡を国民の宝として地域内外に広く普及していくため、「第1節 方向性」に則した、以下の活用方法を講じることとする。

(1) 能島城跡（歴史文化）を体感するための活用

- ・能島については、市が主導する安定した渡航手段（船）の確保や、安全で利便性の高い接岸施設（浮棧橋等）を整備するなどの対策を講じ、誰でも気軽に本史跡へ上陸できるようにする。
- ・能島の各郭（郭Ⅰ～Ⅴ及び南部平坦地）において、調査結果に基づいた解説サイン板や遺構表示等を設置し、来訪者が本史跡の本質的価値を正しく理解できるよう整備する。また、海岸部の岩礁ピットについても、木柱を立てる等の立体的な遺構の機能表示を検討する。
- ・鯛崎島へは常時上陸を想定せず、対岸の郭Ⅳ（東南出丸）をビューポイントと設定し、あわせて郭Ⅵ（鯛崎出丸）の解説サイン等を設置する。
- ・市が中心となって各種調査や整備事業への住民参加を促し、本史跡への愛着や事業に対する理解を深めるとともに本史跡の本質的価値や魅力を知るための機会を創出する。
- ・本史跡の本質的価値について現地で案内するためのボランティアガイドの育成に努める。
- ・安全な散策と史跡景観向上のため、草木を適切に維持管理する。



上陸ツアーガイドの様子

(2) 潮流（自然）を体感するための活用

- ・本史跡周辺を巡る潮流と、そこに息づいていた村上海賊の生活や文化を直接現地で体感できるよう、船やビューポイントを用いた潮流の活用に努める。
- ・用船については、既存の潮流体験等を運営する漁協組合と継続して連携・協力し、さらに手軽に体感するための環境を整える。ビューポイントからの潮流観測については、解説サインのほか、関係各所で潮流の速さや時間などの情報提供を行うことによって、利用者の利便性を高める。



潮流体験の様子

(3) 陸地部から体感するための活用

- ・大島側の水場、宮窪港、カレイ山展望台や、伯方島側の鶏小島キャンプ場など本史跡を眺望することができるビューポイントを設定し、多島美の優れた景観を体感するとともに、本史跡を俯瞰して見ることで、能島村上氏の活動範囲や航路を学び、実感できるよう周辺施設等と連携した活用を図る。
- ・大島陸地部に点在する周辺の関連文化財を周遊し、本史跡と一体的にその価値を学習できるようにすることで、本史跡が陸地部（大島）と密接に関わっていたことを体感できるようにする。
- ・本史跡が地域の財産として愛され守られてきた歴史と、地域の生業や食などの文化を体験し、来訪者が共感できるような取り組みを実施する。



カレイ山展望台からの眺望

(4) 村上海賊ミュージアムでの活用

【学校教育】

- ・地元の小中学校と協働し、本史跡の現地見学や潮流（自然）体験に加え、村上海賊ミュージアムでの学習を通して、地域の歴史に愛着を感じ誇りを持つ学びの場を提供する。
- ・本史跡や村上海賊に関する副読本を作成し、地元の小中学校を対象に配布を行う。また、学芸員による出前授業を実施し、本史跡や地域の歴史の理解促進を図る。



村上海賊ミュージアムからの眺望

【社会教育】

- ・村上海賊の魅力と共に発信できるパートナーを育成できる環境づくりを本史跡、村上海賊ミュージアムでの講義を中心に展開し、生涯学べる場を提供する。
- ・村上海賊ミュージアムにて、発掘調査の成果を踏まえて随時展示内容の更新や現地見学を行っていき、本史跡の価値を広く発信・共有する。
- ・村上海賊ミュージアムで行われているシンポジウムやフォーラム等を継続して行い、さらなる充実や展開を図っていく。

【村上海賊ミュージアムを基点とした周遊ルートの設定】

- ・村上海賊ミュージアムを本史跡のビジターセンター的な活用拠点とし、本史跡への上陸のみならず、村上海賊に関連する遺跡やビュースポット等を周遊できるルートを設定し、周知する。

(5) 地域活性化、観光振興における活用

- ・日本遺産「“日本最大の海賊”の本拠地：芸予諸島ーよみがえる村上海賊“Murakami KAIZOKU”の記憶ー」の構成文化財の一つとして、尾道市と連携した活用を行う。
- ・令和元年11月に国土交通省に「ナショナルサイクルルート」として認定された、しまなみ海道サイクリングロードを活用した取り組みを実施し、村上海賊体験サイクリングツアーをパッケージ化することで、国内外からの観光集客を促進する。ここでしか体験できないサイクリング、潮流体験、能島城跡上陸体験を観光パッケージしたものを民間事業者と共同開発し、販売促進する。
- ・尾道市と共同設置したDMO「しまなみジャパン」を核として、尾道市と連携し、日本遺産「村上海賊」の拠点となっている、能島、来島、因島のそれぞれの自然環境を活かした城の在り方について学ぶ場を提供するため、新たな観光学習商品を開発し、特に全国でも珍しい海城である本史跡で実際に城の姿を体感する場を整備する。
- ・クルージング、サイクリング、ウォーキング等において日本遺産の構成文化財を一体的に周遊できる観光コースを開発するなど、関連する他地域や他史跡と連携を図りながら地域振興を推進する。
- ・地元住民（ボランティア）と外部からの来訪者との接点を創出し、継続的な交流を行うことで、個人間のつながりやリピーターの獲得を図る。
- ・来訪者に対する受け入れ体制を充実させるため、ボランティア団体や観光ガイドの養成を行うなど、本史跡の保存活用に対する機運の醸成を図るとともに、行政側としてその仕組み作りを行い、その活動を支援していく。



山城サミット in 可児_出展ブース

第9章 整備

本史跡は、「第5章 現状と課題」で示したように、現地において本史跡の本質的価値を伝えるための整備が未着手であるという課題だけでなく、表土や岩盤の崩落の復旧が必要であるといった課題も抱えている。これらを踏まえ本章では、「第6章 大綱・基本方針」に記載した整備の基本方針に基づき「保存のための整備」と「活用のための整備」に大別し、その方向性と方法について示す。

第1節 方向性

＜整備の基本方針＞

- ・本史跡の保全、遺構の保護、瀬戸内の景観との調和を図りつつ、海城の特性を活かし本史跡の本質的価値を適切に表現した整備を計画的に実施する。

(1) 保存のための整備の方向性

- ・郭や岩礁ピットなどの本史跡の本質的価値を良好な状態で保存する。
- ・遺構破壊の原因となる雨水や潮流などの影響について調査分析を行い、必要な措置を講じる。
- ・郭、斜面、石積のき損している箇所を早期復旧を行う。
- ・本史跡に悪影響を及ぼす樹木や不要工作物は撤去し、良好な保存環境を整える。

(2) 活用のための整備の方向性

- ・本史跡の来訪者に対し、能島及び鯛崎島の各郭や海岸部の遺構など、本史跡の本質的価値を分かりやすくかつ誤解なく伝えるための整備とする。
- ・来訪者が安全かつ快適に散策することができる園路、各種便益施設を整備し、動線を設定することによって本史跡の魅力が的確に伝わるような整備とする。
- ・本史跡指定地外において本史跡を眺望するビュースポットの設定や解説サイン等の整備を行う。

第2節 方法

前節で掲げた方向性に基づき、今後進めていく保存及び活用整備の方法を以下に示す。

(1) 保存のための整備の方法

雨水排水対策整備

- ・能島・鯛崎島の各郭縁辺部について、調査によって降雨時に水道となっている部分を特定し、盛り土等の地形造作や地下に排水管を敷設するなど、縁辺部から切岸及び天然の崖への雨水流入を最小限に留め、斜面部を崩落から保護するための整備を行う。
- ・郭Ⅱ北西側の郭平坦面が大きく崩落している箇所について、盛土による復元復旧または、植生マットや植生土のう等による現状維持のための整備を行う。



豪雨災害の被害状況

石積保護対策整備

- ・船だまりと郭Ⅲを結ぶ通路状遺構の土留め石積については、転落しているものを用いた積み直し等の修復や流出防止のための整備を行う。
- ・南部平坦地の石積については、現状保存を第一に考えるが、積み直し等の必要性が生じた場合には石積前面の海岸に遺存する木柱を保護することを前提とした工法を検討する。

岩礁保護対策整備

- ・波浪等による海岸遺構の損壊については、その要因を食い止める護岸施工や、部分補修、補強、擬岩被覆工法など、適切な保全方法の検討を行い、本史跡の本質的価値である岩礁ピットや海蝕テラスや岩盤そのものを保全する整備を行う。

歴史的構造物整備

- ・鯛崎島の地蔵、祠、市指定の木造弁才天坐像は、近代以降の歴史的構造物であり、本史跡の本質的価値には直接関係しない。しかし、地元に浸透している構造物であり、その由緒や価値等について調査を行うとともに、周知を図りつつ当面は現状維持とする。ただし、今後更新が必要な場合には、本史跡の本質的価値に誤解を与える等の阻害要因とならないよう、移転または規模縮小等を検討する。
- ・鯛崎島の石造物については、島外から持ち込まれた石材を積んだものと考えられ、本史跡との関連がなく本質的価値に誤解を与えていることから、史跡外への移転を検討する。

植生整備

- ・発掘調査によって、根が郭の地下遺構を損壊していることが明らかとなったサクラ（ソメイヨシノ）については、郭の保存整備に並行して計画的に伐採を行う。雑木についても、枯損木が史跡景観に悪影響を及ぼしているため伐採する。



岩礁への樹根の浸食状況

その他

- ・本史跡の日常的な維持管理に加え、定期的なモニタリングと現状記録などを積極的に行う。また、必要に応じて現地測量、定点観測写真、航空写真撮影等についても実施を検討する。
- ・台風や集中豪雨による自然災害によるき損が今後生じた場合、速やかに被害拡大の防止措置を行い、被害状況を把握したうえで、可能な限り早期の復旧を行う。その際の工法については、遺構の保存及び景観に配慮した最適なものを選定する。

(2) 活用のための整備の方法

i) 能島の活用整備

アクセス整備

- ・本史跡に来訪したうえで活用に資するためには、能島へ安定的に上陸できる必要があり、市が主導する渡航手段の確保や棧橋の劣化対策及び安全で利便性の高い浮棧橋等を設置するなど、アクセス整備を行う。

解説サイン整備

- ・本史跡や遺構などの本質的価値を来訪者に理解してもらうため、発掘調査成果に基づいて分かり易い解説サインを適所に配置する。
- ・サイン類設置については、景観に配慮し遠望からも目立ちにくい高さ、規模、素材とする。

遺構表示

- ・特筆すべき遺構については、来訪者に視覚的に伝わるように立体はめ込み式の遺構復元表示や平面表示等の整備を検討する。また、岩礁ピットに木柱を設置して機能復元表示する等の方法も検討する。



園路整備

- ・来訪者が安全で快適に散策できるよう、発掘調査に基づいた通路状遺構（城内通路）の表示方法を検討するとともに、遺構の保護及び工法的に可能であれば、通路状遺構のルートに沿った復元通路を整備する。また、必要に応じて既設の園路、階段等について、史跡景観に配慮した再整備や修繕を行うとともに、動線設定に基づいた誘導サインを設置する。



愛媛県松山市：湯築城跡遺構表示

安全対策整備

- ・来訪者の安全を確保するため、手すりや転落防止柵の設置について検討する。整備を行う際には、遺構に影響を与えない工法・規模を採用し、自然とも調和した素材を用いることとする。

便益施設整備

- ・既設の便所、四阿、ベンチ等の便益施設については、老朽化が進んでおり、また、史跡景観に配慮したものではないため、必要に応じて撤去もしくは再整備を行う。なお、便所や四阿については、景観に配慮しつつ、発掘調査に基づいた建物の位置に設置して復元的にすることが可能かなど、配置、規模、デザインを慎重に検討する。ベンチについては、景観に配慮しつつ、遺構への影響を与えない据え置き型とする。

その他

- ・城跡の構造を容易に理解でき、海城ならではの眺望が楽しめるよう、また、顕在遺構や周囲の景観に配慮しながら定期的に伐採・剪定等の維持管理を行う。なお、維持管理をするために地域住民との調整を図り、持続可能な協力連携体制を構築する。

ii) 鯛崎島の活用整備

- ・ 常時上陸するための積極的な活用整備は想定していないが、能島や島外などのビューポイントから見た景観を維持保全する。また、設置されている祠については、村上海賊時代の復元建物との誤解を受けないよう周知を図りつつ、祠の更新時には移転もしくは規模を縮小するなど、目立たなくする対策を講じる。

iii) 指定地外の活用整備

- ・ 本史跡が見える島外のビュースポットに解説サイン等を設置し、その本史跡の本質的価値の周知や魅力発信につなげる。具体的には、大島の水場、宮窪港、カレイ山展望台や、伯方島の鶏小島キャンプ場など本史跡を眺望することができるビューポイントを想定している。
- ・ 整備事業は、参加型イベントの一環として地域住民等にも参加していただき、本史跡に対する誇りと愛着の醸成を図る。
- ・ 本史跡の歴史や自然、遺構についての情報が掲載されたパンフレットや、マップを作成し、広く情報提供を行う。また、多言語化を図ることで、外国からの観光客に対しても情報を発信する。
- ・ 発掘調査において発見された遺構や村上海賊の文化、海戦の様子を現地において視覚的に理解が出来るようにVRやARなどのデジタルコンテンツの開発を行う。



幹線道路から本史跡を望む

第10章 運営・体制の整備

第1節 方向性

- ・ 日常的な維持管理を継続して行うための体制を構築する。また、そのために必要な予算を継続的に確保する。
- ・ 本史跡の保存、活用、整備を計画的かつ効果的に推進するため、本史跡の管理団体である今治市を主体とした管理運営体制を整備する。
- ・ 本史跡の適正な保存と活用を進めていくために、庁内関係部局や各種団体、上位機関、専門家等との連携体制を強化し、本史跡の維持管理や整備事業に市民が参画しやすい体制を整える。

第2節 方法

(1) 保存管理体制の整備

- ・ 必要な予算を継続的に確保し、地元住民や漁協とも連携し、官民一体となって本史跡の適切な保存管理を行っていく。
- ・ 本史跡の整備事業については、文化財部局のみならず、国立公園としての管理を行う中国四国地方環境事務所や松山自然保護官事務所、また、まちづくりや観光、自然環境、防災などに関連する、地域振興課、観光課、公園緑地課、防災危機管理課などの庁内関係部局との連携を強化し、行政一体となって本史跡の適切な保護を図る。
- ・ 本史跡を適切に保存、活用、整備していくため、村上海賊ミュージアムが主体となって調査研究を継続的に行う。本史跡は、全国でも希少な海城であるとともに水中遺跡としての価値もあるため、その調査研究に努め、水中考古学研究の進展に貢献する。
- ・ 本史跡の保存、活用、整備には考古学や文献史学などの専門的な側面を有するため、専門家や有識者及び文化庁や愛媛県教育委員会からの適切な指導・助言を得ながら事業を推進する。

(2) 市民参画の推進

- ・ 活用面に関しては、教育委員会と関係機関とで連携し、市民参画による維持管理や整備事業のイベントを企画し、本史跡の環境整備と整備事業の機運醸成に努める。またその際には、様々な媒体を使って効果的に情報発信を行う。
- ・ 日常の維持管理などの保存管理を行っていくためには、行政だけでは困難なため、地元住民の理解を得ながら協力連携をしていく体制を構築する。
- ・ 「潮流体験」を主宰する地元漁協組合や、「能島の里」といったNPO団体等の諸団体、地元住民とも協働して、本史跡に関する情報発信やイベントの実施などを継続的に行うとともに、活動の支援を行っていく。
- ・ 様々なボランティアグループが活動しやすい環境づくりに努めるとともに、保存や活用に携わることや来訪者との交流を行うことができるよう人材の育成や活動のサポートを行うことができる体制を構築する。

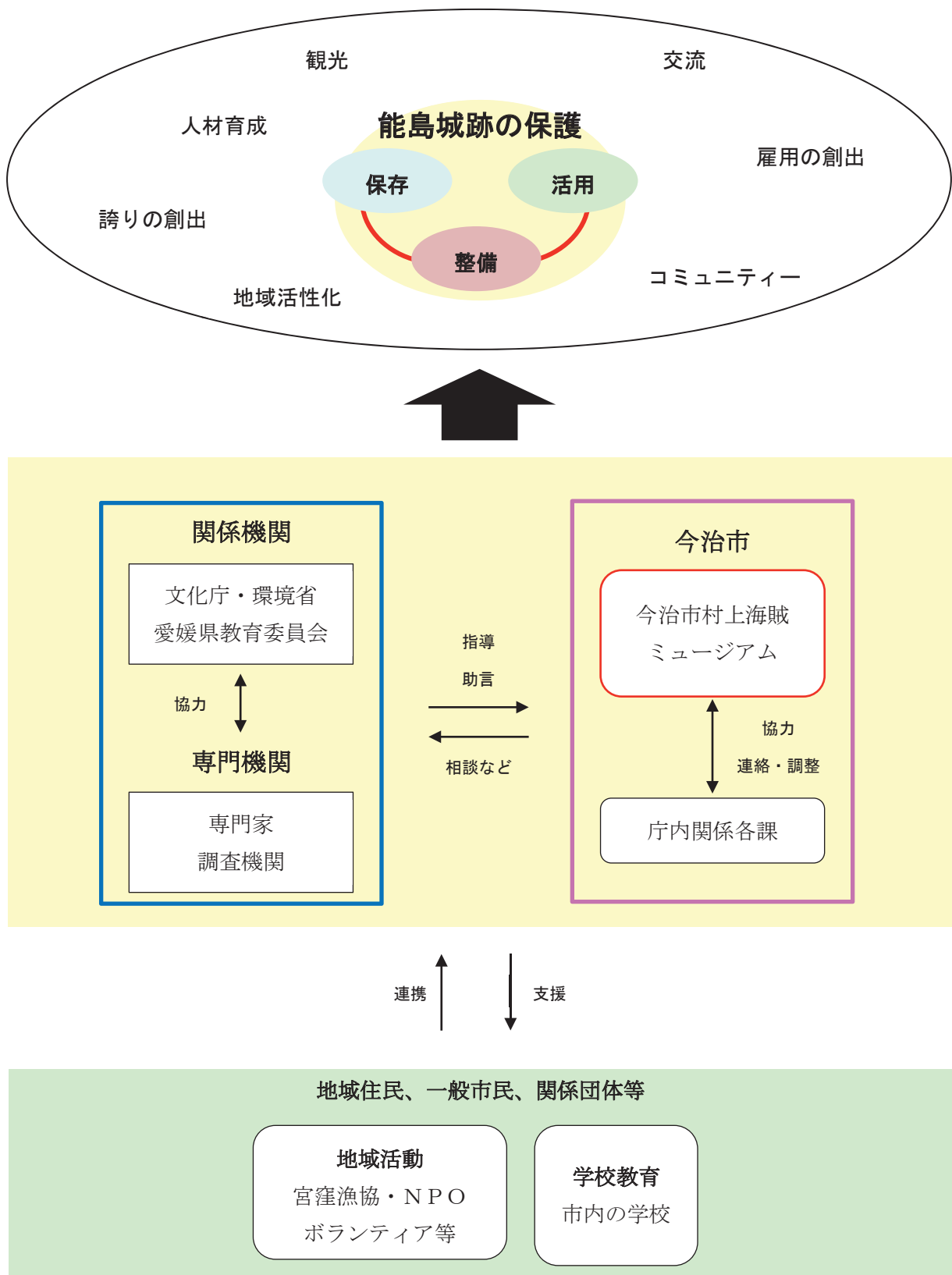


図 20 : 運営体制模式図

第11章 施策の実施計画の策定・実施

第1節 施策の内容

本史跡は、能島及び鯛崎島とも史跡であると同時に公有地化がなされているうえ、保存整備事業に先立って詳細な発掘調査も継続して行われてきた。本計画策定後は、本計画及び発掘調査成果に基づいて本史跡の保存、活用を行っていく必要がある。そこで本章では、本計画の大綱・基本方針に基づき、第7章以降に示した保存・活用・整備・運営体制の方向性と方法を実現するための実施計画を策定する。

実施すべき施策としては、最優先事項として、雨水排水対策、岩礁保護、樹木（サクラ）伐採のような本史跡の存続や本質的価値の保存にかかる整備が挙げられる。また、このほか本史跡の本質的価値を周知するために必要な活用にかかる整備として、解説サイン板の設置や遺構表示などハード面の整備、社会教育や憩いの場として幅広い活用に資するためのソフト面の整備などを展開していく必要がある。

当事業を進めていくにあたり、各分野の専門家や地元関係者等から適切な指導・助言を得ながら、今後の整備計画を策定し施策を実施していく。

第2節 施策の実施期間・実施計画

当施策の実施期間を短期計画（2020年度～2024年度）と中期計画（2025年度～2029年度）、長期計画（2030年度以降）に仕分けし、事業の進捗や市の体制、予算等の状況に応じて、適宜見直しながら実施していくものとする。

（1）施策の短期実施計画（2020年度～2024年度）

優先して実施すべき施策について、短期計画として今後5年間で整備基本計画の策定から保存整備工事の実施設計を実施したのち、雨水排水対策工事及びサクラ伐採工事などの保存整備を実施していくものとする。

表12：短期年次計画

項目／期間	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
整備基本計画策定	■				
保存整備工事 基本設計		■			
能島・鯛崎島 地形測量		■			
保存整備工事 実施設計			■		
能島・鯛崎島 サクラ伐採工事			■	■	■
能島・鯛崎島 雨水対策工事				■	■
能島 石積修復工事				■	■
パンフレット等の作成、 ビューポイントの設定	■				
市主催活用事業・ 学芸員案内ツアー		■	■	■	■
管理運営体制の 整備	■	■	■	■	■

(2) 施策の実施計画の総括

短期計画に引き続き、中・長期計画として保存整備を実施する。主要なものとして、岩礁や石積の保護対策工事等がある。活用面では、栈橋改修や各種便益施設の再整備を行うとともに、立体・平面表示を含む解説サイン等を整備する。これと並行して指定地外のビューポイント整備や解説サイン整備も行っていく。また、村上海賊ミュージアムでは継続して教育普及・情報発信を行う。

今後の実施すべき各施策の項目と期間について、実施計画として下表にまとめる。

表 13：施策の実施計画

項目/期間		実施期間			備考
		短期 2020～2024	中期 2025～2029	長期 2030～	
基本事項					
計画の策定、設計	整備基本計画、基本設計、実施設計	■			
調査・研究	地形測量、文献調査など	■	■		
管理・運営体制の整備	庁内関係各課、ボランティア団体等との連携	■			
史跡の保存・活用・整備					
保存整備	郭	雨水排水対策工事の実施	■		
		サクラの伐採	■		
	石積	修復・積み直し	■	■	
	岩礁	岩礁保護対策工事		■	
	歴史的構造物	移転、更新の調整			■
	その他	モニタリング	■	■	
活用整備	アクセス整備	栈橋の整備や船の利便性向上など		■	
	解説サイン	案内、誘導、解説サインの整備		■	
	遺構表示	遺構表示等の整備		■	
	園路	動線設定と園路の整備		■	
	安全対策	手すりや転落防止柵等の設置		■	
	便益施設	便所、四阿、ベンチなどの更新、再整備		■	
	その他	景観・環境保全のための維持管理、改修	■	■	
指定地外の活用整備					
史跡周辺の整備	眺望	本史跡を眺望できるビューポイントの設定	■	■	
	イベント	住民参加型イベントの開催など		■	
	パンフレット等	本史跡の解説パンフレットや散策マップの作成	■	■	
		デジタルコンテンツの作成		■	
村上海賊ミュージアム	教育普及、情報発信、シンポジウム等	■	■		

第12章 経過観察

第1節 方向性

本史跡を適切に保存・活用・整備するため、本計画の第7章から第10章において、保存、活用、整備、運営・体制の方針やその方法を示した。本史跡の適切な保存活用を進めていくには、これらの施策の実現に向けて、その進捗状況や見直しの必要性等を定期的に点検・評価しながら事業を進めていく必要がある。そして、本史跡を確実に後世へと繋げていくために、文化庁文化財部記念物課監修の『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業 報告書』に示される、①計画策定 (Plan) →②事業実施等 (Do) →③自己点検 (Check) →④計画の見直し (Action) というサイクルを基本にマネジメントを進めていく。

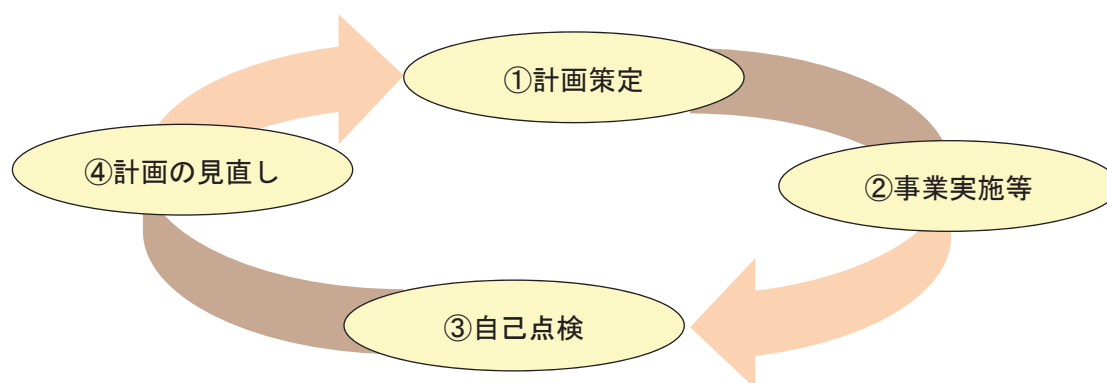


図 21 : マネジメントサイクル模式図

第2節 方法

本史跡の経過観察及び点検・評価は、適切な時期に今治市教育委員会が行い、その結果に基づき事業内容、予算や体制の見直しに反映させる。なお、本計画における点検は、『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業 報告書』掲載の自己点検表をもとに作成した、次頁掲載の表を用いて実施する。

第12章 経過観察

自己点検表					
史跡等の名称		能島城跡			
管理団体、所有者名		管理団体：今治市教育委員会／宮窪地域教育課（村上海賊ミュージアム）			
項目	実施例	取組状況			
		未取組	計画中	取組済	備考(現状、目的、成果等を記入)
(1) 基本情報に関する こと	史跡指定標柱等は適正に設置されているか	1	2	3	
	史跡指定境界標は適正に設置されているか	1	2	3	
	史跡指定範囲は現地で確認、把握できているか	1	2	3	
	説明板は設置されているか	1	2	3	
	国立公園との連携は図れているか	1	2	3	
(2) 計画策定等に関わ ること	保存活用計画は策定されているか	1	2	3	
	保存活用計画に基づいた、保存・活用・整備・運営がなされているか	1	2	3	
	保存活用計画の見直しは実施されているか	1	2	3	
	文化財保存活用地域計画は策定されているか	1	2	3	
(3) 保存に関する こと	史跡指定時の本質的価値について十分把握できているか	1	2	3	
	調査等により史跡の価値の再認識は出来ているか	1	2	3	
	専門職員、庁内関係各課、上位機関等との連携は十分に図れているか	1	2	3	
	遺構の劣化状況や保存環境に関わる調査はされているか	1	2	3	
	災害対策は十分になされているか	1	2	3	
(4) 管理に関する こと	日常的な管理はなされているか	1	2	3	
	特別な技術等が必要な部分の管理はされているか	1	2	3	
	史跡周辺の環境保全のために地域住民との連携が図られているか	1	2	3	
	条例、規則、指針等、史跡及び環境保全のための措置を定め、実行しているか	1	2	3	
(5) 公開、活用に関す ること	公開は適切に行われているか	1	2	3	
	能島城跡の本質的価値を学び理解する場所となっているか	1	2	3	
	市民の文化的活動の場となっているか	1	2	3	
	地域のアイデンティティの創出に寄与しているか	1	2	3	
	文化的観光資源として活用されているか	1	2	3	
	体験学習等は計画的に実施されているか	1	2	3	
	パンフレット等は作成及び活用されているか	1	2	3	
	村上海賊ミュージアムの展示の工夫は適切になされているか	1	2	3	
日本遺産との連携は図れているか	1	2	3		
(6) 整備に関する こと	整備基本計画は策定されているか	1	2	3	
	史跡等の表現は学術的根拠に基づいているか	1	2	3	
	整備は遺構等に影響を及ぼしていないか	1	2	3	
	修復において、しかるべき技術に基づいて実施されているか	1	2	3	
	整備後に修復の状況を管理しているか	1	2	3	
	整備における目指すべき将来像の姿を実現できているか	1	2	3	
	整備基本計画に基づいて整備されているか	1	2	3	
	整備基本計画の見直しはされているか	1	2	3	
(7) 運営・体制・連携 に関する こと	運営は適切に行われているか	1	2	3	
	体制は十分に整っているか	1	2	3	
	庁内関係各課、上位機関との連携は十分に出来ているか	1	2	3	
	周辺地域や関連史跡との連携は十分に出来ているか	1	2	3	
(8) 予算に関する こと	予算確保のための取り組みはあるか	1	2	3	

参 考 资 料

日本遺産のストーリー

“日本最大の海賊”の本拠地：芸予諸島—よみがえる村上海賊“Murakami KAIZOKU”の記憶—

■瀬戸内海航路を掌握した「村上海賊」

1586年、堺を出港し、瀬戸内海を西へ航海していた宣教師ルイス・フロイスは、芸予諸島のあ
る島に近づいた時のことを次のように記している。「その島には日本最大の海賊が住んでおり、
そこに大きい城を構え、多数の部下や地所や船舶を有し」、「強大な勢力を有していた」（『完
訳フロイス日本史』）、と。フロイスをして「日本最大」と言わしめた海賊。それが「村上海
賊」である。

瀬戸内海を東西に分断するかのよう、島々が南北に密集して連なる「芸予諸島」。一見、穏
やかに見える海況だが、狭い海峡（瀬戸）にいざ船を進めると、大潮時には高低差3m以上にも
なる潮の満ち干きや、最大10ノット（時速約18 km）の潮流が容赦なく襲う。古来より航海者を
悩ませてきた海の難所である。「船に乗るより潮に乗れ」。この地域に古くから受け継がれる漁
師たちの言葉がそれを物語る。

村上海賊は、このような芸予諸島の因島（広島県尾道
市）、能島（愛媛県今治市）、来島（同）に本拠をおいた
三家からなる。同じ村上姓を名乗る三家は強い同族意識を
持ち、それぞれの領内に多くの「海城」を築いた。フロイ
スが見た「大きい城」は、これらの海城である。

因島村上氏は余崎城、美可崎城、長崎城、青木城な
ど、沿岸部に海城を築き、安芸・備後国の陸地部に沿った
航路（安芸地乗り）を押さえた。能島村上氏は能島城を中
心に芸予諸島の中央を通過する最短航路（沖乗り）を、来
島村上氏は来島城を中心に四国側の航路（伊予地乗り）を押さえ、三家が連携をして芸予諸島の
全城を掌握した。

多くの海城の岩礁には、高低差のある潮の満ち引きに影響されず、いつでも船が係留できるよ
うに、陸から海に向かって柱が立ち並んでいた。また海岸部を埋め立てて平坦面を造成し、荷揚
げや海産物の加工場、造船や修理場に利用されていた。海城には海賊たちが住み込み、海戦に備
える一方で、そこを拠点として多様な海上活動に従事したのである。さらに能島城や来島城など
は、その対岸に「水場」と呼ばれる海城に水や物資を供給する場を持ち、その一帯を城下町とし
て生活の本拠としていた。航路に面した前線の活動基地である「海城」と、その対岸にある集落
が一体となって、村上海賊の本拠地が形成された。南北に連なる芸予諸島の地の利を最大限に活
かし、「海城」を航路の要衝に配置することで「海の関所」とし、瀬戸内海の東西交通を支配し
たのである。

■全盛期における村上海賊の海上活動

一般に「海賊」と聞いて思い浮かぶのは、理不尽に船を襲い金品を奪う無法者の姿。いわゆる
「パイレーツ」であろう。しかし村上海賊の海上活動の実態を正しく紐解けば、決して悪者では



村上海賊の海城・能島城と周囲の潮流

撮影者：添畑薫氏

なく、むしろ瀬戸内海交通の秩序を支える上で不可欠な存在であったことがわかる。

村上海賊が歴史上に姿を現したのは南北朝時代である。1349年には「野嶋」（能島村上氏）の名が見られ、東寺領の荘園であった弓削島に入る幕府の船を警固する役割を持った勢力として登場した。この頃には海上の小勢力の一つに過ぎなかったが、やがて因島村上氏が遣明船の警固を守護大名から命じられるなど、村上三家は陸の勢力との結束を固め、芸予諸島を本拠に瀬戸内海の主要な航路や港を掌握する一大勢力へと成長した。

戦国時代、村上海賊が活躍した海戦は枚挙に暇がないが、その代表的な海戦として、村上三家が連携をして織田信長方の船団に勝利をおさめた第一次木津川口合戦がある。中国地方の大名・毛利輝元は、室町幕府最後の将軍・足利義昭の命を受けて、信長と対峙する石山本願寺へ兵糧を運び込もうとする。毛利軍の主力であった村上海賊は、海の難所で培われた巧みな操船技術で敵を取り囲み、「ほうろく火矢」という火薬を用いた武器を用いて信長方を撃破し、無事に兵糧を運び入れることに成功した。この合戦で海賊の力を知った信長や羽柴秀吉は、海賊を味方につけ瀬戸内海の制海権を握るべく、懐柔作戦を展開する。村上海賊の存在は、天下人や陸の大名の動向をも左右したのである。

一方、平時には芸予諸島の海城を拠点に様々な海上活動を展開した。その一つが「海の安全保障」である。芸予諸島に近づいたフロイス一行は、海賊に襲われる危険を回避し、航海の安全をはかるため、「署名」によって瀬戸内海を自由に通行できるよう、村上海賊に好意ある寛大な処遇を求めた。すると村上海賊は、「怪しい船に出会った時にみせるがよい」（『完訳フロイス日本史』）と言い、紋章が入った絹の旗と署名を渡した。フロイスらが手にしたこの旗が後に「過所船旗」と呼ばれる通行許可証である。村上海賊はこの旗を配布し、あるいは海賊を船に乗せて水先案内を行うことで、津々浦々に潜む他の海賊や航路の難所から船を守り、その対価として通行料を徴収した。海の難所であるからこそ、この掟は重視され、大名や商人の船はこれに従うことで航海の安全が保障されたのである。この通行料を徴収する海の関所を「札浦」と言うが、芸予諸島を基点として、全盛期には九州北部から畿内における航路の要港に「札浦」が設けられるほどに勢力を拡大した。

また、海の安全保障者のほかに「商人」の顔も垣間見ることができる。能島城の目と鼻の先にある見近島は、商品である中国産の貿易陶磁器や備前焼を一時的に保管する物流の基地であった。村上海賊が物資流通に関与することにより、その本拠地である芸予諸島には国内外の高級な品々や優雅な文化がもたらされたのである。

■村上海賊の生活・文化

とかく猛々しいイメージで語られる海賊であるが、大名と同じように、優雅に茶や香をたしなむ「文化人」でもあった。また高い文学の教養を持っており、それを知るものとして、大山祇神社（今治市大三島）に奉納された「法楽連歌」がある。神の島と呼ばれる大三島に鎮座する大山祇神社は、その歴史は古代にさかのぼり、日本総鎮守、伊予国の一宮とされ、武功や海上交通の安全を守る神として海賊たちの信仰を集めた。このような由緒のある神社で、村上海賊の武将たちは自らの思いを詠み連ね、それを奉納することで武運を祈願したのである。因島では、武運を祈り、戦勝を祝って踊ったとされる「椋浦の法楽踊り」が現代に伝わっている。

さらに村上海賊には「漁業者」としての顔もあった。瀬戸内海の新鮮な魚介類を獲り、時に

は、それをお歳暮として陸の大名に送り届けた。芸予諸島で食される海鮮料理「法楽焼」や「水軍鍋」は、村上海賊時代から伝わる郷土料理とされており、豪快に盛られた海の幸に、海賊たちの食文化を垣間見ることができる。

このように、村上海賊が築いた海城群、海賊たちが崇めた寺社、伝統を受け継ぐ海の文化は、現在もこの地域に色濃く残っている。尾道・今治をつなぐ現在の芸予諸島をゆけば、瀬戸内海随一の美しい多島海とともに、中世の瀬戸内海航路を支配し、“日本最大の海賊”と称された村上海賊の記憶をたどることができる。

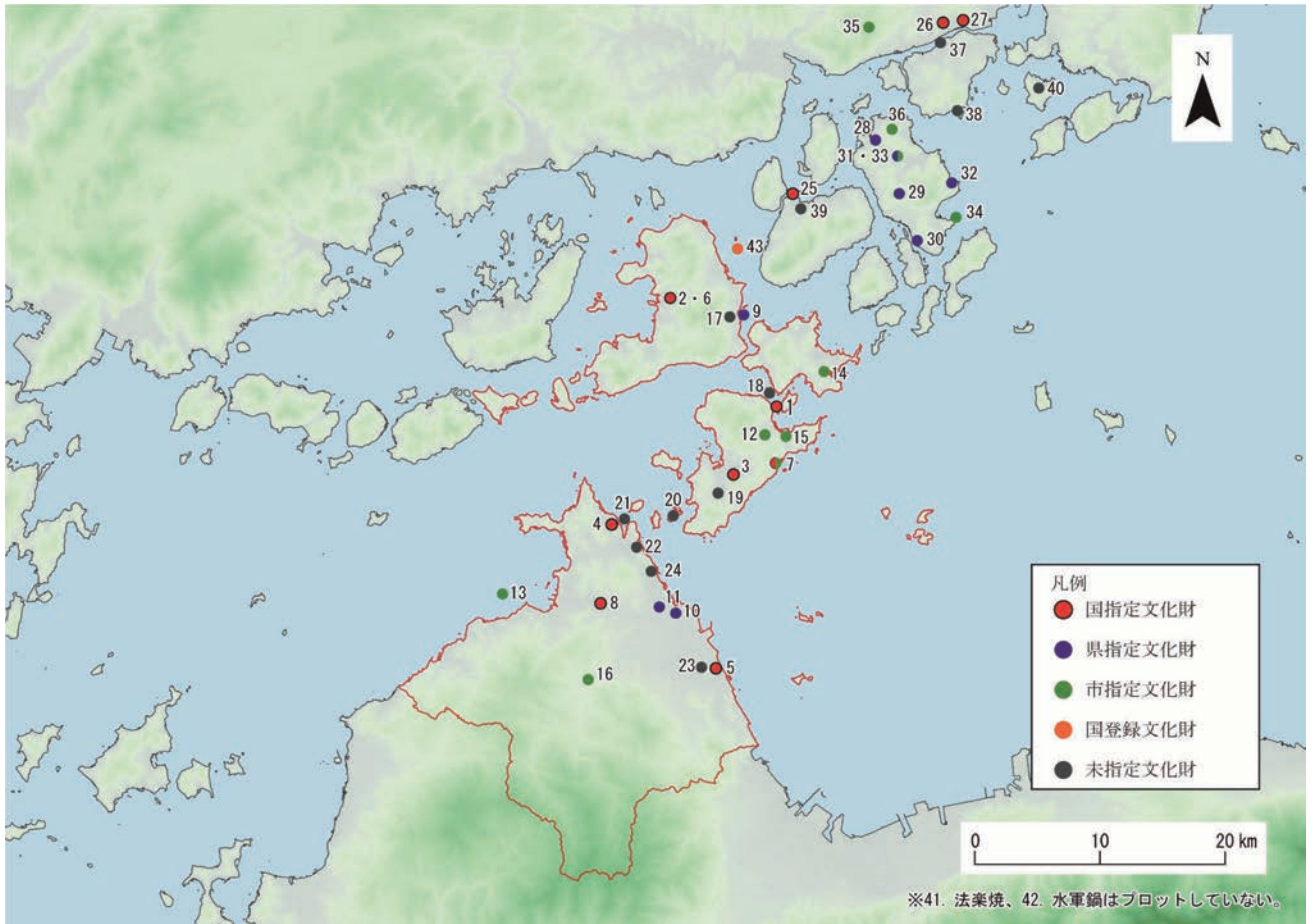
構成文化財一覧

No.	指定等の状況	名称	所在地
1	国史跡	能島城跡	今治市
2	国名勝	大三島	今治市
3		八幡山	今治市
4		波止浜	今治市
5		志島ヶ原	今治市
6-1	国宝・国重文・ 国天然記念物	大山祇神社の文化財	今治市
6-2	国重文（典籍）	大山祇神社法楽連歌	今治市
7	国重文（石造美術）・ 市有形	友浦善福寺宝篋印塔および周辺の中世文化財	今治市
8	国重文（石造美術）	乃万地区の石塔群	今治市
9	県史跡	甘崎城跡	今治市
10		今治城跡	今治市
11	県有形	別宮大山祇神社拝殿	今治市
12	市史跡	幸賀屋敷跡および周辺の村上海賊関連遺跡群	今治市
13		怪島城跡	今治市
14	市天然記念物	伝村上雅房墓と禅興寺	今治市
15	市有形含む	能島村上家伝来資料群	今治市
16	市有形	光林寺文書	今治市
17	未指定	伝村上吉継墓と明光寺	今治市
18		見近島	今治市
19		伝村上義弘墓と高龍寺	今治市
20		武志（務司）城跡と中渡（中渡）城跡	今治市
21		来島城跡	今治市
22		大濱八幡大神社	今治市
23		国分山城跡	今治市
24		小湊城跡と城慶寺	今治市

No.	指定等の状況	名称	所在地
25	国宝	向上寺三重塔	尾道市
26	国重文	光明寺の浪分観音	尾道市
27		浄土寺宝篋印塔	尾道市
28	県史跡	青木城跡	尾道市
29		青陰城跡	尾道市
30		長崎城跡	尾道市
31	県重文・市重文	因島村上家伝来資料群	尾道市
32	県無形民俗	椋浦の法楽おどり	尾道市
33	市史跡	因島村上氏一族の墓地	尾道市
34		地藏鼻（鼻の地藏）、美可崎城跡	尾道市
35		鳴滝山城跡	尾道市
36	市名勝	白滝山（五百羅漢像）	尾道市
37	未指定	岡島城跡	尾道市
38		余崎城跡	尾道市
39		俵崎城跡	尾道市
40		百島茶臼山城跡	尾道市
41		法楽焼	今治市・尾道市
42		水軍鍋	今治市・尾道市
43	国登録記念物 （名勝地）	瓢箪島	今治市・尾道市



構成文化財位置図



参 考 文 献

- 宮窪町（1994）『宮窪町誌』
- 今治市（2009）『今治市景観マスタープラン』
- 今治市（2009）『今治市都市計画マスタープラン』
- 今治市（2009）『今治市観光振興計画』
- 今治市（2009）『今治市緑の基本計画』
- 今治市（2012）『今治市景観計画』
- 今治市（2016）『第2次今治市総合計画 2016-2025』
- 今治市（2018）『第2次今治市総合計画実施計画 2018-2020』
- 今治市（2019）『第二次今治市環境基本計画』
- 今治市（2019）『今治市の統計』
- 愛媛県教育委員会（2019）『えひめ文化財防災マニュアル 2018』
- 今治市教育委員会（2006）『今治市埋蔵文化財調査報告書第82集 史跡能島城跡－平成15・16年度岩礁ピット調査報告書－』
- 今治市教育委員会（2007）『今治市埋蔵文化財調査報告書第85集 史跡能島城跡－平成17年度船だまり調査報告書－』
- 今治市教育委員会（2008）『今治市埋蔵文化財調査報告書第90集 史跡能島城跡－平成18年度能島東部海岸調査報告書－』
- 今治市教育委員会（2009）『今治市埋蔵文化財調査報告書第98集 史跡能島城跡－平成19年度郭Ⅰ・南部平坦地調査報告書－』
- 今治市教育委員会（2010）『今治市埋蔵文化財調査報告書第103集 史跡能島城跡－平成20年度郭Ⅱ・郭Ⅲ・南部平坦地調査報告書－』
- 今治市教育委員会（2011）『今治市埋蔵文化財調査報告書第108集 史跡能島城跡－平成21・22年度郭Ⅰ・郭Ⅳ・郭Ⅴ・南部平坦地下海岸調査報告書－』
- 今治市教育委員会（2012）『今治市埋蔵文化財調査報告書第112集 史跡能島城跡－平成22・23年度郭Ⅲ（第2・3次）調査報告書－』
- 今治市教育委員会（2013）『今治市埋蔵文化財調査報告書第119集 史跡能島城跡－平成22・23年度郭Ⅱ（第2・3次）調査報告書－』
- 今治市教育委員会（2014）『今治市埋蔵文化財調査報告書第125集 史跡能島城跡－平成23・24年度郭Ⅵ調査報告書－』
- 今治市教育委員会（2015）『今治市埋蔵文化財調査報告書第130集 史跡能島城跡－平成25年度城内通路調査報告書－』
- 今治市教育委員会（2017）『今治市埋蔵文化財調査報告書第139集 史跡能島城跡－平成27年度城内通路（第2次）調査報告書－』
- 今治市教育委員会（2019）『今治市埋蔵文化財調査報告書第146集 史跡能島城跡－平成15～27年度 整備に伴う調査総括報告書－』
- 文化庁文化財部記念物課監修（2005）『史跡等整備のてびき Ⅰ～Ⅳ』

- 文化庁文化財部記念物課（2015）『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』
- 文化庁文化財部記念物課（2019）『文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定に関する指針』
- 上田三平（1943）「水軍城郭の遺構としての能島城趾」『考古学雑誌』33-9
- 鵜久森経峰（1939）『伊予水軍と能島城趾』能島史蹟保勝会
- 柴田圭子（2002）『しまなみ水軍浪漫のみち文化財調査報告書－埋蔵文化財編－』愛媛県教育委員会
- 伊予史談会編（1982）『予章記・水里玄義』伊予史談会叢書5、伊予史談会
- 柴田圭子（2001）「16世紀中葉の輸入陶磁器の再評価－中国・四国地方の遺跡を中心に－」中世土器研究会編『中世土器研究論集－中世土器研究会20周年記念論集－』中世土器研究会1、三弥井書店
- 松田毅一・川崎桃太訳『フロイス日本史』5、五畿内篇Ⅲ、中央公論社
- 山内讓（1992）「中世瀬戸内海の海城」『四国中世史研究』2
- 山内讓（1998）『中世瀬戸内海地域史の研究』法政大学出版局（初出〔山内1992〕）
- 山内讓（2016）「解題Ⅱ『予章記』の成立」佐伯真一・山内讓校注2016『予章記』伝承文学注釈叢書
- 山内讓（2018）『海賊の日本史』講談社現代新書

史跡能島城跡保存活用計画

発行日：令和2年(2020)3月

編集・発行：今治市教育委員会

〒794-0027

愛媛県今治市南大門町二丁目5番地1

TEL (0898) 32-5200 (代)

印刷：株式会社 原田印刷社

